

本県は、緑豊かな森林を有し、そこから流れ出る清らかな水が県民の 生活や文化を育んできました。まさに「清流の国」である本県において は、すばらしい自然条件や大消費地に比較的近い立地条件などの強みを 活かして、園芸や畜産品目を中心に全国に誇れる農畜産物が生産されて います。

農業は、安全・安心な食料の生産や自然環境の保全、良好な生活環境 の提供など、私たちが生きていく上でなくてはならない根源的な産業で あることから、将来にわたって維持していかなければなりません。

しかし、本県の農業就業人口はこの5年間で29%減少し、農業産出 額も昭和59年のピーク時から34%減少しています。また、特定の国や 地域を対象とする経済連携協定への参加の動きなど国際化が進展すると ともに、農業者に対する所得補償政策への転換など国の政策も大きく変 化しております。

このような農業を取り巻く情勢の変化に対応するため、本県において 当面5年間に重点的に取り組む施策の方向性を示した「ぎふ農業・農村 基本計画 |を策定しました。

この計画の策定にあたっては、国際化にも対応できる高い品質や安全 で競争力のある農畜産物を生産する「強い農業づくり」、農業の6次産 業化により付加価値を高めた商品開発や首都圏・海外への販売を促進す る「攻めの農業」を展開し、それらを支える意欲ある「担い手づくり」 を重視しました。

計画の実現に向けて、農業者が誇りと生きがいを持って取り組み、ま た、消費者や企業等が農業・農村での活動に自ら参加し、応援していた だけるよう、皆さんと一丸となって推進してまいりますので、より一層 のご協力をお願いします。

計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご助言をいただきました 県議会や農政審議会の委員をはじめ、パブリックコメント等において多 くのご意見をいただきました県民の皆さんに厚く御礼申し上げます。

ぎふ農業・農村基本計画 目次

14		w	1-
は	U	α	١.

(1)	策定の趣旨	
	性格	
	期間と構成	
(4)	策定にあたり重視した点	
	策定体制	
(6)	計画の推進と管理	2
华 4	き は今時熱の亦かし吐みの湖法	
	章 社会情勢の変化と時代の潮流	
	少子・高齢社会の進行	
1-2	グローバル化の進展	
1-3	環境保全への関心の高まり	
1-4	食の安全・安心志向の高まり	
1-5	ライフスタイルや価値観の多様化	4
1-6	食生活の変化	
1-7	経済情勢の悪化と就農希望者	
1-8	国内総生産に占める農業	
1-9	国の基本計画	5
笋っ	章 本県農業・農村の現状と課題	
2-1		
2-2	農業生産	
2-3	農業生産の担い手	
2-4	農畜産物の流通・販売	
2-5	農業生産基盤の整備	
2-6	中山間地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-7	農村の持つ資源と機能	
2-8	ぎふ農業・農村振興ビジョンの評価	15
第3	章 基本理念と基本方針	
	農業・農村の役割	
	基本理念 ····································	
3-4	将来像と主要指標	15
第4	章 将来像達成のための取組	
11	売れる農畜産物づくり	
	- 元れる展音准物 フヽッ -1-1 安全・安心な農畜産物と情報の提供	25
	-1-1 安宝・安心な晨音座物と情報の提供	
	-1-2 産地の強化とブラフトm 日づくり	
	-1-3 新たな技術開発と産地づくり	
4	- 1-4	25

· - +~	8的な流通・販売	
4-2-1	大消費地での販売促進	3
4-2-2	地産地消の推進	3
4-2-3	海外への輸出促進	3
4-2-4	新たな流通チャネルへの対応	3
4-3 多村	様な担い手の育成・確保	
4-3-1	意欲ある新規就農者の育成・確保	3
4-3-2	認定農業者・農業法人等の育成・確保	4
4-3-3	中山間地域農業を支える共同組織の育成	4
	企業の農業参入や小規模農家への支援	
4-4 魅力	りある農村づくり	
	環境保全の推進	
	豊かで住みよい農村づくり	
	災害に強い農村整備	
4-4-4	都市と農村との交流促進	5
	民みんなで育む農業・農村	
	食と農に対する理解の醸成	
	県民による農業・農村支援活動	
4-5-3	企業等の農業・農村での活躍	5
第5章	品目別の振興方向	
5-1 重点	気品目の振興方向	
5-1-1	夏秋トマト	
		6
	夏ほうれんそう	6
5-1-3	夏ほうれんそう	6
5-1-3 5-1-4	夏ほうれんそう	6
5-1-3 5-1-4 5-1-5	夏ほうれんそう えだまめ かき (柿) 飛騨牛	6
5-1-3 5-1-4 5-1-5 5-1-6	夏ほうれんそう	6666666
5-1-3 5-1-4 5-1-5 5-1-6 5-2 米	夏ほうれんそう	6 6 6 6 6
5-1-3 5-1-4 5-1-5 5-1-6 5-2 米	夏ほうれんそう	6 6 6 6 6
5-1-3 5-1-4 5-1-5 5-1-6 5-2 米 5-3 野 5-4 果	夏ほうれんそう	6 6 6 6 7
5-1-3 5-1-4 5-1-5 5-1-6 5-2 米 5-3 野 5-4 果根 5-5 花	夏ほうれんそう	6 6 6 6 7 7
5-1-3 5-1-4 5-1-5 5-1-6 5-2 米 5-3 野根 5-4 花 5-5 花 5-6 酪	夏ほうれんそう	6 6 6 6 7 7
5-1-3 5-1-4 5-1-5 5-1-6 5-2	夏ほうれんそう	6 6 6 6 7 7 7 7 7
5-1-3 5-1-4 5-1-5 5-1-6 5-2	夏ほうれんそう	6 6 6 6 7 7 7 7 7
5-1-3 5-1-4 5-1-5 5-1-6 5-2	夏ほうれんそう	6 6 6 6 7 7 7 7 7
5-1-3 5-1-4 5-1-5 5-1-6 5-2 野札 5-3 果花 5-4 花 5-5 花 5-7 養 5-8 淡	夏ほうれんそう	6 6 6 6 7 7 7
5-1-3 5-1-4 5-1-5 5-1-6 5-2 野札 5-3 果花 5-4 花 5-5 花 5-7 養 5-8 淡	夏ほうれんそう	6 6 6 6 7 7 7

(1) 策定の趣旨

本県では平成18年に「ぎふ農業・農村振興ビジョン」を策定し、平成22年を目途とする目標水準を掲げて様々な施策を推進し、農業・農村の振興に努めてきました。その結果、安全・安心な農産物生産の基本として「ぎふクリーン農業」が普及し、また飛騨牛は全国的なブランドへと成長、さらには県内各地の直売所は販売額を伸ばしてきました。

しかし、本県も含め全国的に担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増加などが進み、農業産出額や耕地面積が減少しました。こうした状況を受け、国においては平成22年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、食料自給率の向上を掲げて、大規模経営体など一部の農業者に支援を集中させる政策から意欲ある多様な農業者を対象とした政策へと大きく転換しました。特に、担い手の状況については、2010年世界農林業センサスによると、本県の農業就業人口は46,866人と5年前の66,102人から29.1%減少、さらに平均年齢は69.4歳と4.3歳上昇しており、新たな担い手の育成が急務となっています。

食料を巡る国際的な情勢に目を転じると、食に対する安全性の面で国内農畜産物が評価されている反面で、特定の国や地域を対象とする経済連携協定などの動きが顕在化しており、今後農畜産物の関税完全撤廃に向けた動きが進むとなれば、安価な輸入農畜産物の増加により生産コストの高い国内農業は大きな影響を受けます。

本県においては、この様な現状や情勢の変化を踏まえ、農業産出額の約8割を占める本県農業の強みである園芸、畜産品目を中心に高い品質と安全性を備えた農畜産物づくりを進め、市場競争力を持った強い農業づくり、さらには海外輸出や6次産業化など攻めの農業を展開する必要があります。一方で、食料の安定供給に加え、自然環境の保全に大きく貢献している水田を守るため、戸別所得補償制度などを活用した集落営農組織の育成、地域の特徴や資源を活かした農業振興、鳥獣被害・耕作放棄地対策などにより農村の活力を維持していく必要があります。

今回策定する「ぎふ農業・農村基本計画」は、「ぎふ農業・農村振興ビジョン」の基本理念である「県民の『食』と県土の『環境』を支える『元気な農業・農村』づくり」を継承し、平成21年3月に策定した「岐阜県長期構想」のあるべき姿を実現するとともに、岐阜県農業が直面する諸課題に対応するための具体的な施策を示す計画として策定します。

(2) 性格

本計画は「岐阜県長期構想」に掲げた政策の方向性を踏まえ、当面5年間に県が重点的に取り組む施策について示すものとします。

また、社会情勢の変化や県民の意向などに的確に対応するため、必要に応じて随時見直すこととします。

(3) 期間と構成

本計画の期間と構成などは次のとおりとします。

①事業計画期間

平成23年度から 平成27年度まで

②目標設定年度

平成27年度

※基準年度は原則 平成21年度とする

③構成

第1章 社会情勢の変化と時代の潮流

第2章 本県農業・農村の現状と課題

第3章 基本理念と基本方針

第4章 将来像達成のための取組

第5章 品目別の振興方向

重点プロジェクト

資料編 (用語・関連計画など)

(4) 策定にあたり重視した点

本計画は、下記の点を重視して策定しました。

① 岐阜県長期構想の政策の方向性を反映

本計画で示す各施策・取組については、県の最上位計画である岐阜県長期構想で掲げた施策の方向性を十分 反映させて策定しました。

② 農業者や一般県民の方の意見を施策に反映

県民全体の基本計画とするため、農業・農村および県農政に関する意見聴取については、農業者の他、消費者や大学生などの一般県民の方にも実施しました。また、パブリックコメントを実施し、内容に反映させています。

③「ぎふ農業・農村振興ビジョン」(平成18年度~平成22年度)の検証を踏まえて作成

現行ビジョンの達成状況を検証し、課題を分析して新たな基本計画の施策を組み立てました。

④「元気な農業づくり」と「元気な農村づくり」の2つの視点で作成

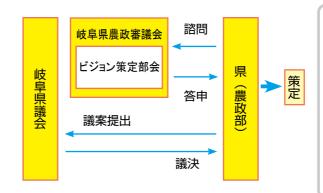
【元気な農業づくり】

- ・国際化にも対応できる、高い品質や安全性を持った競争力の高い園芸・畜産品目の生産を振興するなど、強い農業づくりを展開
- ・農業の6次産業化による付加価値を高めた商品開発や大都市・海外への販売を促進するなど、攻めの農業を展開

【元気な農村づくり】

- ・戸別所得補償制度など新たな制度を十分に活用した上で、担い手が育ちにくい条件が不利な中山間地域な どにおける地域ぐるみでの集落営農組織の育成やきめ細やかな農業基盤の整備、鳥獣被害対策・耕作放棄 地の解消などを推進し、農村の活動や美しい農村景観を維持
- ・県民や企業等が農業・農村の重要性を理解し、農業・農村を応援する取組を推進
- ⑤ 元気な農業と元気な農村を支える意欲ある担い手の育成・確保を重視して作成

(5) 策定体制



●岐阜県議会

本計画は、「岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等 に関する条例」の議決対象計画であり、審議・議決を 行う。

●岐阜県農政審議会

基本計画策定に関わる審議・答申を行う。

●岐阜県農政審議会ビジョン策定部会

審議会委員及び専門委員による、より専門的な事項の調査・審議を行う。

(6) 計画の推進と管理

本計画の推進にあたっては、農業者はもとより広く一般県民や企業、関係団体や行政が連携を図りながら、それぞれの役割に応じた積極的な取組が必要となります。このため、広く県民や企業等のみなさんに本県の農畜産物や農業・農村が持つ多面的機能について理解を深めていただき、支えていただくことが重要となります。

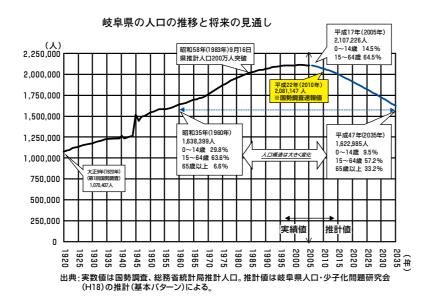
このため、県では農業者や県民の方々をはじめ、市町村や農業団体などと相互に連携・協働しながら、本 県の特性や実情に応じた施策を講じるとともに、その効果を検証し、次の新たな取組へとつなげていきます。 進行管理については、県において本計画に掲げた施策や目標値の達成状況を、毎年岐阜県農政審議会へ報 告するとともに、ホームページなどを通じて公表していきます。

第 1章 社会情勢の変化と時代の潮流

1-1 少子・高齢社会の進行

本県の出生数は、第2次ベビーブームの昭和48年以降減少傾向が続いており、総人口の推移でも平成17年頃を境に減少局面に入りました。総人口の将来の見通しについては、25年後の平成47年(2035年)には約162万人となり、平成20年時点の推計人口210万人と比較して約48万人減少すると考えられています(岐阜県人口・少子化問題研究会(平成18年)の推計)。

これは、総人口の規模としては昭和35年(1960年)頃と同じになりますが、人口構造は大きく変化し、当時約3割を占めていた子どもの数が1割を切り、逆にわずか6.6%にすぎなかった高齢者の数が、約33%に及ぶ「超少子高齢社会」になると考えられています。



こうした中、本県の農業の就業構造についても、65歳以上の農業就業人口の割合が平成22年に73.0%(2010年世界農林業センサス)と、5年前の64.8%と比べてさらに高齢化が進んでいます。一方、新規就農者については経済不況を反映して就農相談件数は増加しているものの、実際の就農者は年間60人程度であり(県農政部調べ)、今後一層農業従事者の高齢化が進んでいくものと考えられます。

1-2 グローバル化の進展

経済社会全体の国際化の進展とともに、農業分野においても国際化が進んでおり、WTO(世界貿易機関)体制での農業交渉や、特定国を対象とするEPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)さらにはTPP(環太平洋連携協定)のような多国間貿易協定参加に向けた動きが顕在化し、経済的発展と国内農業保護・振興をどう両立していくかの議論が高まっています。

一方、世界の食料需給は人口の増加や新興国の食生活の変化などにより、中長期的にはひっ迫傾向で推移すると考えられています。平成20年から平成21年にかけては穀物の国際価格の上昇により日本国内でも食品価格の高騰などがあり、食料の確保は一般消費者にも身近な問題として認識されるようになりました。この様な情勢の中、特に食料を海外に依存している先進国を中心に、他国の農地を取得する動きも現れています。

また、日本国内では国産の農畜産物を海外へ輸出しようとする動きも高まっており、平成21年のデータでは、アジアの近隣諸国を中心に日本全体で2,637億円の輸出額となりました。これは平成17年の2,168億円と比べて約1.2倍の伸びとなっており、今後もこの傾向は続くものと考えられています。

国では平成25年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円にする目標を掲げており、経済成長が著しい中国やASEAN (アセアン)諸国への農畜産物の売り込みについては、国内での産地間競争もこれまで以上に激しくなると見込まれます。

1-3 環境保全への関心の高まり

農業の役割については、食料の提供や産業としての役割以外に、農村の豊かな自然や美しい景観、農村の持つ「心のふるさと」としてのやすらぎ、水田での湛水による洪水防止や水源のかん養など、農業・農村の多面的な機能として環境面の価値が認められてきました。

しかし、近年、地球温暖化の影響が様々な面で見られはじめ、集中豪雨など気象災害が発生しやすくなり、農業においても、収穫量や品質の低下、収穫時期のずれなどといった影響が出ています。

地球温暖化対策として、平成9年に定められた京都議定書では、先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値目標を各国毎に設定しました。国では「2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比25%削減」という目標の達成に向け、平成21年10月に「農林水産省地球温暖化対策本部」を設置し、バイオマスの利活用などによって温室効果ガスの削減を図ることとしており、農業においては、省エネ技術や資源循環利用のほか、フードマイレージやカーボンオフセットの考え方などについても徐々に理解されるようになってきました。さらに、平成22年10月に名古屋市で開催されたCOP10を契機に生物多様性への関心も高まってきたことから、豊かな生物を育む水田の機能発揮など農業が積極的に環境保全に貢献していくことが期待されています。

1-4 食の安全・安心志向の高まり

近年、中国製冷凍ギョーザ事件や農薬汚染米の不正規流通事件、また食品の原産地偽装表示など、食品に関する事件や不祥事の発生もあり、「食」の安全・安心に対する消費者の関心が一層高まっています。また、平成22年4月に発生後、約29万頭の家畜が処分された宮崎県の口蹄疫や鳥インフルエンザなど、家畜疾病に対する防疫体制の強化が求められています。

県政モニターを対象とした「食の安全性等に関するアンケート調査結果」においても、「食品を購入するときに特にどのようなことを意識して選択するか」との問いに対して、「安全性」と回答した方が51%と最も多く、関心の高さを裏付ける結果となりました。

国では事故米穀の不正規流通問題の反省を踏まえ、米穀等の産地情報を一般消費者まで伝達することを目的に、取引等に係る情報の記録や産地情報の伝達を義務づける「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)が制定され、平成22年10月から米や米加工品の取引記録の作成・保存が義務づけられました。

1-5 ライフスタイルや価値観の多様化

日本人のライフスタイルは経済・社会構造の変化を反映して、変化・多様化してきており、人々の意識も「物質的な豊かさ」だけでなく、ゆとりや生きがいなど「心の豊かさ」も重視するようになってきました。この様な中で、豊かな自然や伝統文化とのふれあいなど、農業や農村に対する関心が高まってきています。家庭菜園や市民農園への参加、週末だけの農園付きコテージでの生活など「半農半X」といったライフスタイルも受け入れられるようになってきました。「田舎暮らし」や「LOHAS(Life Of Health And Sustainable;健康によく持続可能な生活の意味)」といった言葉もメディアでよく取り上げられています。

また、企業の農業参入への関心も高まり、植物工場や直営農場といった本格参入の他、耕作放棄地解消ボランティアなど企業の社会的責任(CSR)としての農業参入の事例も増加してきました。

さらには、学校教育においても農作業体験や食農教育を通じて、豊かな自然環境や農村の伝統文化に触れ、地域の魅力や環境の大切さを学ぶ取組が進められています。

1-6 食生活の変化

我が国の食料自給率は、平成21年で40%となり、近年はこの水準で推移しています。とくに、米の消費量が減少したことと、飼料を輸入に頼る畜産物の消費量が増加していることが原因であり、自給率を向上するためには主食や飼料としての米の消費拡大を図ることが不可欠です。

また、自分で調理をせず調理済品を購入する中食(なかしょく)や外食の利用、朝食の欠食が増え、食生活の変化がもたらす栄養バランスや健康への影響が指摘されています。こうしたことから、食べることの意味や農作物がどのように育てられているかを知る、食育・食農教育の重要性が増しています。

1-7 経済情勢の悪化と就農希望者

平成20年アメリカのリーマンショックに端を発した世界同時不況の影響により、日本でも各企業で業績が悪化し、株価の下落や雇用の低迷、ひいては国や自治体の税収不足などの影響が出ています。国では緊急的な経済立て直し対策を実施し雇用の拡大や個人消費の増大を図ってきましたが、その後の円高傾向も影響し企業の業績は依然として伸び悩んでおり、完全失業率の悪化や民間企業の給与減額などが進んでいます。

この様な中、農業に活路を見いだそうとする個人や企業が増加しています。平成21年の国内での新規就農者数は、66,820人となり、前年に比べ6,820人(11.4%)増加しました(新規就農者調査(農林水産省))。中でも自営の農業就業者の増加(前年比15.6%増)が目立ちます。また新規雇用就農者数は7,570人と前年比9.9%減少していますが、このうち新規学卒者だけみると1,670人と前年比28.5%増加しています。また新規雇用就農者を出身別にみると農家出身は1,500人、非農家出身は6,070人となっており、非農家出身者が8割以上を占めています。

1-8 国内総生産に占める農業

平成20年度の国内総生産492兆円のうち、農業は4.4兆円と0.9%を占めています。これだけをみると日本経済に対する農業の貢献度は低いようですが、関連する食品製造業や流通業、さらには飲食店などを含めた関連産業をあわせると45兆円となり、全体の9.1%を占めることとなります。このことから、農業は他産業にも影響を与える重要な産業であると言えます。

なお、平成20年度の本県の場合をみると、県内総生産(名目)7兆2,656億円のうち農業総生産は612億円と、県内総生産に占める割合は0.8%となっています。

1-9 国の基本計画

平成22年3月に「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、食料自給率(カロリーベース)を平成23年度に50%とする目標が示されました。

このため、小規模農家を含む意欲ある全ての農業者が将来 にわたって農業を継続できるよう、戸別所得補償制度の導入 など、水田の有効活用に向けた施策の展開を進めています。

また、農村では生産と加工・販売とを融合させた6次産業 化や都市との交流を進め、地域資源を活用した産業の創造を 推進することとしています。

さらに、平成21年の農地法等の改正に伴い、優良農地の確保と農地の有効活用が一層強化されています。

国内総生産

			平成 20 年度	割合
農	農業・食料関連	産業*	446,726 (100)	9.1%
	農・漁	業	52,821	1.1%
	農業 44,291 (9.9)		0.9%	
全経済活動 (国内総生産)			4,920,670	100.0%

*農・漁業の他、関連の製造業、流通業、飲食店など 平成20年度農業・食料関連産業の経済計算(農林水産省) 内関府「国民経済計算」の国内総生産(年度)

県内総生産(名目)

単位	:	億円

	平成 20 年度	割合
産業	65,603	90.3%
農林水産業	764	1.1%
農業	612	0.8%
県内総生産 (生産側)	72,656	100.0%

平成 20 年度岐阜県の県民経済計算結果 (県統計課調査)

第2章 本県農業・農村の現状と課題

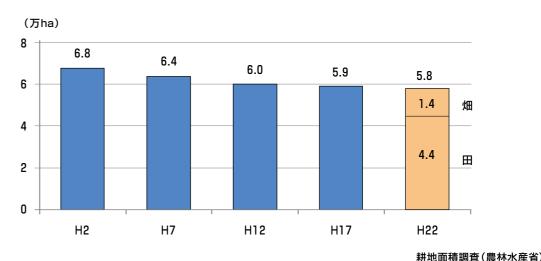
2-1 耕地面積

本県の平成22年の耕地面積は58,000haであり、平成17年の59,100haと比較して1,100ha(1.9%)減少していますが、近年ではその減少幅が小さくなっています。耕地面積の内訳では、田が44,400haと全体の77%を占めており、全国平均の54%と比較して水田の割合が高いことがわかります(図1)。

農地から宅地などへの年間転用面積は、平成21年が272haとなり年々減少傾向にあります(図2)。この転用面積のうち66%は平坦地域の農地であり(県農政部調査)、都市的地域を含む平坦地域での農地の利活用により保全を進める必要があります。

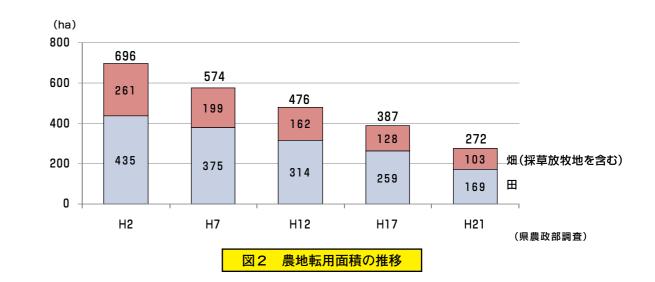
平成22年の耕作放棄地面積は5,490haとなり、平成17年の5,528haと比べ38ha減少しました(図3)。中でも販売農家の耕作放棄地面積は約400haほど減少しており、耕作放棄地解消に向けた活動の成果が現れていると考えられます。

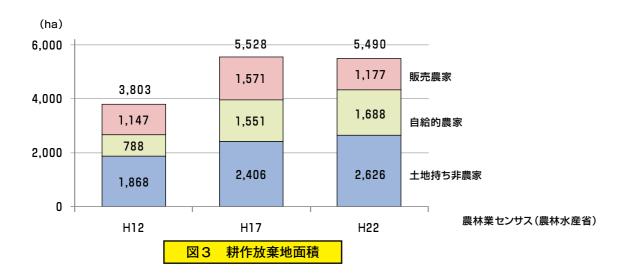
国では食料自給率向上に向け、農地面積や耕地利用率の向上を目指しています。県では県民へ食料を提供し県 土の保全を図るため、県内の優良農地を守り生産基盤を強化していくための農地の適切な管理や有効利用を進め る必要があります。



柳心面投刷点(放刊が位

図1 耕地面積の推移



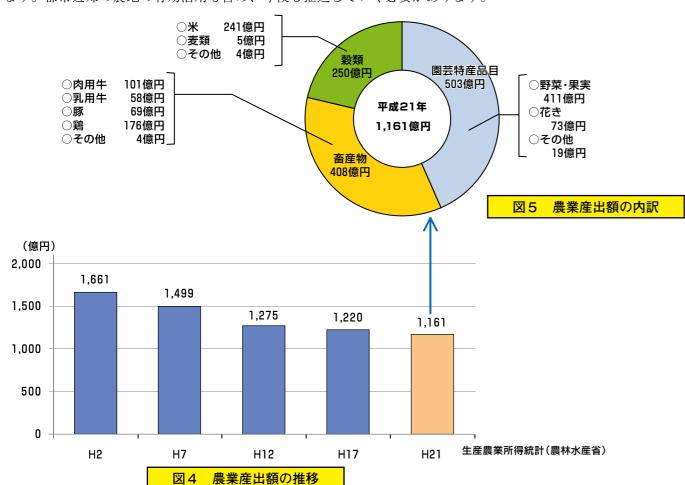


2-2 農業 生産

農業産出額は昭和59年の1,752億円をピークに減少を続けており、平成21年の農業産出額は1,161億円となりました(図4)。農業産出額の内訳では、野菜、果実、花きなどの園芸特産物は503億円で全体の43%、畜産物は408億円で全体の35%、米など穀類は250億円で全体の22%を占めており、園芸と畜産で約8割を占めていることが本県の特徴です(図5)。

本県が誇る夏ほうれんそうや夏秋トマトといった園芸品目は、大阪市場で占有率1位または2位となるなど高い評価を得ており、また飛騨牛や富有柿は、香港やタイ、シンガポールなどへの輸出に向けた動きが活発化しているなど、園芸・畜産品目は今後も本県の重要品目であり、産地間競争が激しくなる中、競争力を高めるための取組が課題となります。

また、水田を中心とした営農組織の経営改善の一環として、えだまめなど野菜の生産導入の取組が始まっています。都市近郊の農地の有効活用も含め、今後も推進していく必要があります。

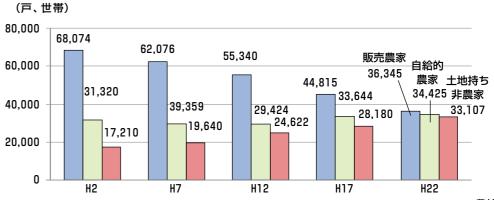


2-3 農業生産の担い手

平成22年の農家戸数は70,770戸となり、5年前の平成17年の78,459戸と比べて7,689戸(9.8%)減少しました (図 6)。このうち販売農家が44,815戸から36,345戸と8,470戸(18.9%)減少している一方、自給的農家や土地持ち非農家は増加しており、これらの合計値は2.6%の減少にとどまっています。

販売農家の内訳では、5年前の平成17年と比べて、主業農家が3,530戸から3,105戸へと12.0%の減少、準主業農家が7,892戸から7,227戸へと8.4%の減少、副業的農家が33,393戸から26,013戸へと22.1%の減少となっています(図7)。10年前までは、主に主業や準主業農家の減少が目立ちましたが、この5年間では副業的農家の減少率が最も大きくなりました。

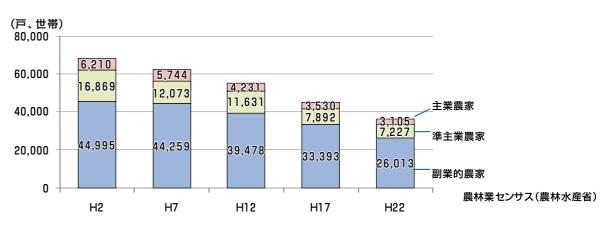
農業就業人口は5年前の平成17年と比べて、66,102人から46,866人へと29.1%減少しており(図8)、その平均年齢は同じく65.1歳から69.4歳へと4.3歳上昇、さらには65歳以上が占める割合も64.8%から73.0%へと8ポイント増加しています(図9)。また、基幹的農業従事者については、同じく<math>40,706人から35,452人へと12.9%減少しており、平均年齢は68.7歳から70.0歳へと1.3歳上昇、さらに65歳以上が占める割合も72.4%から74.5%へと2ポイント増加しており、担い手の減少と高齢化が進んでいます。



農林業センサス(農林水産省)

販売農家: 経営耕地面積が30アール以上または農産物販売金額が50万円以上の農家 自給的農家: 経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家 土地持ち非農家: 農家以外で、耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯

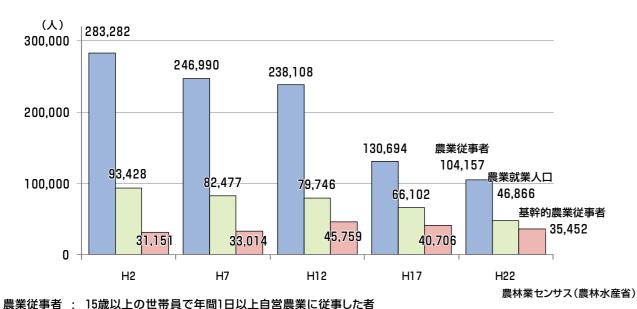
図6 戸数(世帯数)の推移



主業農家: 農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の自営農業従事60日以上の世帯員がいる農家 準主業農家: 農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、65歳未満の自営農業従事60日以上の世帯員がいる農家

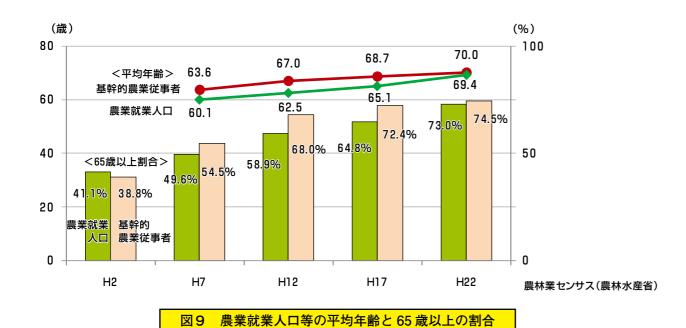
副業的農家 : 65歳未満の自営農業従事60日以上の者がいない農家

図7 販売農家の主業・副業別戸数



農業就業人口: 自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業が多い者 基幹的農業従事者 : 自営農業に主として従事した世帯員のうちふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者

図8 農業就業人口等(販売農家)



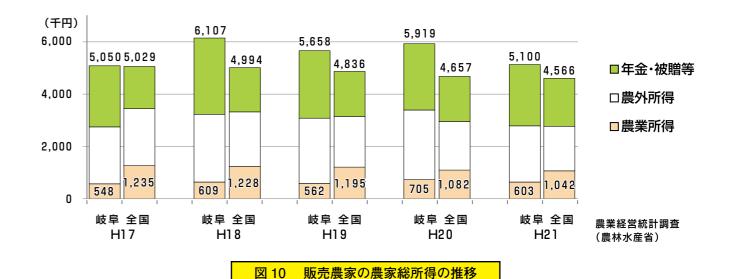
本県の販売農家の農業所得(平成21年)は60万3千円となり、全国平均の104万2千円と比較して44万円ほど 少ないですが、農家総所得では全国平均より53万円ほど高くなっています。平成20年以前をみても同様の傾向が みられ、販売農家のうち副業的農家の割合が高く、農外からの収入が多いことが本県の販売農家の特徴です。

農外所得に頼る農業経営基盤が脆弱な農家が大半を占める中で、一方では認定農業者や農業法人などの企業的 な経営感覚をもった農業者は増加傾向にあり、担い手の二極化が進んでいると言えます。平成21年の認定農業者 数は2.203経営体となり平成17年と比べて412経営体増加しました。また、同じく農業法人数は413法人となり、 平成17年と比べて89法人増加しています。

今後も本県の農業・農村を持続させるためには、これら経営感覚に優れた担い手の育成が特に重要であり、農 地の集積や機械・施設の整備、さらには技術開発などの支援が課題となります。また、荒廃が進む中山間地域の 農地については、経営感覚に優れた担い手の育成とあわせて、集団で農地を維持していく「集落営農」の組織化 を進める必要があります。

| 税岐阜県農畜産公社に設置されている青年農業者等育成センターでの相談件数は、平成21年が479件となり平 成18年と比較して約3倍に増加しています。これは昨今の経済不況を反映して、若者の就職難が社会問題となる 中、農業へ挑戦してみたいという期待の現れを裏付けるものと推察されます。

実際の新規就農者は平成21年で65人であり、県やIA全農岐阜での各種研修の開催などによる効果で、年々増 加してきていますが、相談件数の伸びとは比例しておらず、農業を始めてみたいと思っても農地や機械の初期投 資などのハードルが高く、思うようにいかない現実が伺えます。やる気のある若者をどう受け入れ、本県農業・ 農村の担い手として育てていくかが大きな課題です。



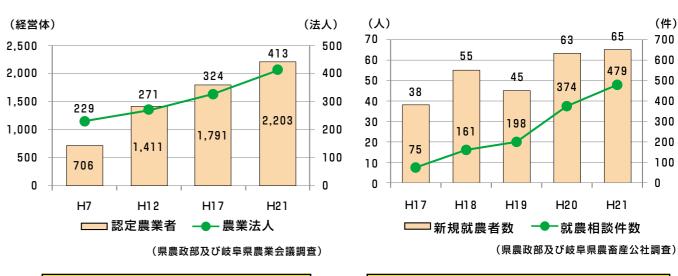


図 11 認定農業者と農業法人の推移

図 12 新規就農者数と就農相談件数の推移

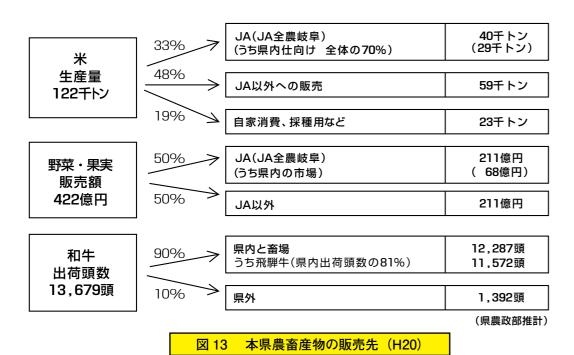
2-4 農畜産物の流通・販売

本県の農畜産物の販売の状況をみると、米はほとんどが県内で消費されますが、JA等系統組織への出荷は3割ほどとなっています。

野菜・果実については販売額の半分(211億円)がJA等系統組織を通じて県内外の市場へ出荷されており、 残りの半分については契約栽培や直売所への販売などが考えられます。

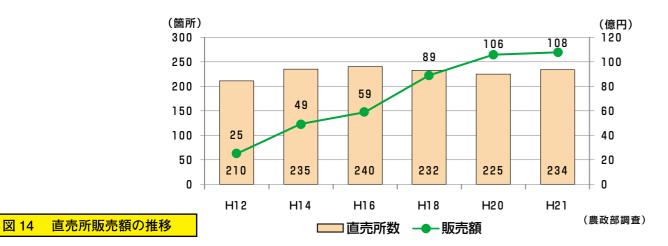
出荷された和牛は約9割が県内のと畜場で処理されています。またそのうちの約8割が飛騨牛として認定され、主に県内や愛知県へと出荷されています。

これら米や野菜、畜産物など、それぞれ流通・販売の形態は異なっていますが、今後県全体の販売額を底上げするため、大都市圏へ販売するものや地元消費とするものなど、それぞれの品目にあった販売戦略を構築し、関係機関と一体となって生産から販売までの支援が必要となります。



一方、近年、食品の安全・安心志向の高まりなどにともない、新鮮で顔の見える地元の農畜産物への需要が高まっており、平成21年の県内直売所の数は234箇所となりました。その販売額は平成20年には100億円を突破、平成21年には108億円となるなど年々増加しており、5年前と比べてほぼ倍増していることとなります。さらに、県内の大手量販店でも、ぎふクリーン農産物など地元農産物の販売コーナーの設置が進んでいます。

今後は、消費者のニーズに対応してさらに地産地消の取組を進める必要があります。また、加工業者や量販店などとの契約取引など、新たな流通・販売への対応も重要となっています。



2-5 農業生産基盤の整備

農地の減少や耕作放棄地が増加する状況の中、農業生産の効率を高めるためには、力強い農業経営体へ農地の利用集積を図る必要があることから、これまでにも大区画ほ場の整備や生産調整による水田への麦・大豆の作付を可能にするための排水対策を進めてきました。平成21年には標準区画20 a 以上かつ用排水分離がなされたほ場整備面積は22,585ha(整備率62.0%)で、そのうち50 a 以上の大区画ほ場整備面積は3,083ha(整備率8.5%)、また平成11年以降に整備した暗きょ排水整備面積は1,560haとなっています(図15)。

平坦地域では、地形的条件から大区画は場整備が可能であり、大規模経営に向けたは場の大区画化や水田の乾田化などを進め、大型機械を使った効率的な作業により生産性の向上を図ることが重要となります。

また中山間地域では、不利な地形的条件などにより耕作放棄地の増加や営農が継続できないといった問題があることから、集落営農組織など多様な担い手を支える基盤の整備が必要となります。



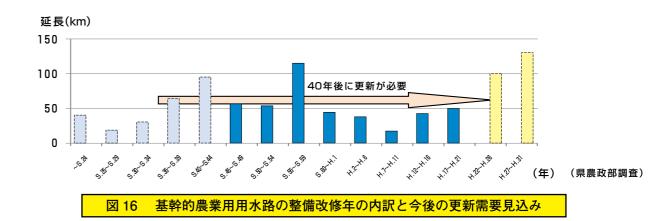
本県の農業に不可欠な農業用水は、年間18億トンにも及ぶ膨大な量を通水するという重要な役割を担っています。その用水路は、県全体で約7,000km、基幹的な用水路だけでも約645kmが整備されてきました(表 1)。しかしながら、これら用水路などの水利施設は、その多くが昭和30~40年代に築造されており、既に基幹的用水路の約40%が耐用年数である40年を経過し老朽化していることから、今後そうした施設への対応が課題となっています(図16)。

また、こうした農業施設は従来から農家を中心として維持管理がされてきましたが、近年の農家の減少や高齢化、農村の過疎化・混住化もあいまって農家の負担が増大しており、施設の適切な維持保全が課題となっています。

表 1 基幹農業用水整備改修の延長

単位:km

項	目	~ \$44	S45~S54	S55~H1	H2~H11	H12~	累計
改修0	D延長	247.7	110.7	158.7	54.6	73.8	645.5

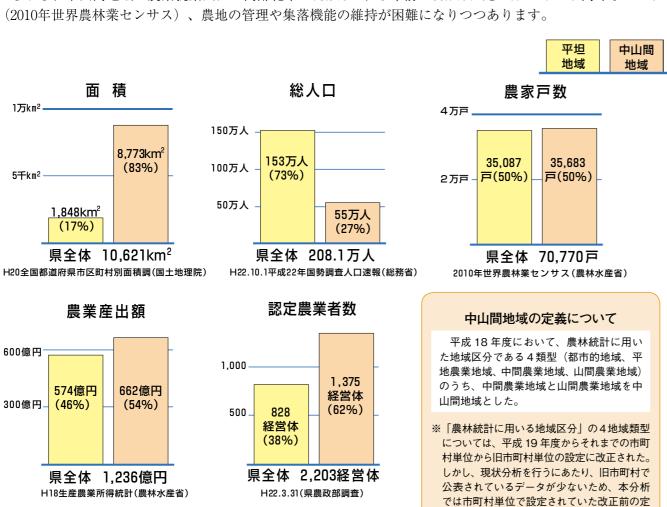


中山間地域の現状

本県は、海抜0mの平坦地域から3.000mを超える山岳地まで起伏に富んだ地形を有し、気象や自然条件も多 様で、地域の特性に応じた産業・文化が育まれています。農業では、畜産や雨よけハウスによる高冷地野菜と水 田の複合的経営が中心に展開され、土地利用型農業は水田区画が小さいことから大規模経営体や営農組織の育成 が進んでいません。

県全体の83%の面積を占める中山間地域では、県人口の27%の方が生活し、耕地面積では27,500haと県全体の 47%を、また農業産出額は662億円と54%を占めています。また、農家戸数は35.683戸と県全体の50%を占め、 認定農業者についても1,375経営体と同じく62%を占めており、これらのことからも中山間地域は本県農業にお いて重要な役割を果たしていることがわかります。

しかし、中山間地域の農業就業人口の高齢化率は73.9%と、5年前の66.7%に比べ7.2ポイント高くなっており (2010年世界農林業センサス)、農地の管理や集落機能の維持が困難になりつつあります。



また、近年農産物の鳥獣被害が増加しており、平成21年度の被害額は3億9千万円あまりとなりました(県農 政部調査)。5圏域別の被害割合をみると、飛騨地域が44%と最も多く、続いて中濃圏域が31%と続いていま す。この2圏域で県下の75%を占めており、中山間地域を中心に被害が大きいことが伺えます。

図 17 平坦地域と中山間地域の現状

義を使用した。

中山間地域の農地は傾斜地が多く、1筆あたりの面積も小さいなど営農条件が不利であることや鳥獣被害な どにより、耕作放棄地の面積は平坦地域と比較して約2倍の3,665haとなっています(2010年世界農林業センサ ス)。また、中山間地域では農家の離農などが続き「農家戸数が19戸以下・農家人口の高齢化(65歳以上)率が 50%以上」のいわゆる小規模・高齢化集落も126集落と、県全域に存在する147集落のうちの86%を占めており、 地域の活力低下が進んでいます(2005年農林業センサス)。

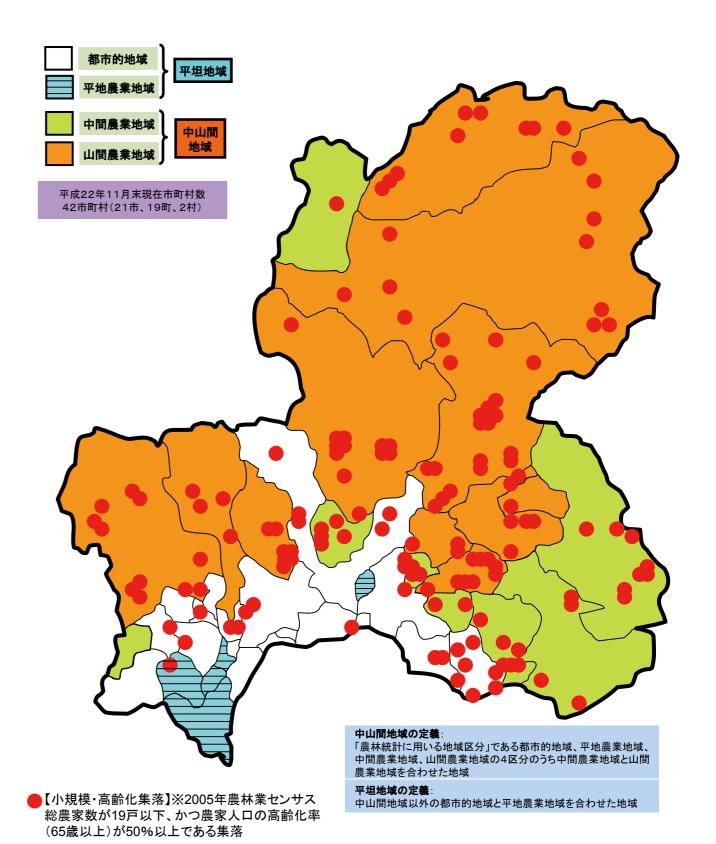


図 18 小規模高齢化集落の分布

16

2-7 農村の持つ資源と機能

本県の農村地域は、豊かな自然や美しい農村景観、地域固有の伝統や文化、その土地でしか味わえない「食」など、数多くの地域資源に恵まれており、農村地域は食料の生産の場であるとともに、人々の癒しや憩いの場としての機能を有しており、グリーン・ツーリズムへの関心も高まっています。

また、一方で農業・農村は洪水防止や土砂崩壊の防止といった県土の保全、水源のかん養、人々にやすらぎを与える良好な景観の形成など多面的機能を有し、中でも中山間地域の多面的機能評価額は平坦地域と比べ高くなるなど、都市部を含む社会に対して大きく貢献しています。

このように、農村地域は重要な機能を持っているものの、都市部に比べて就業の場が少なく、生活環境基盤の整備も遅れていることから、過疎化・高齢化が進行しており、地域の活力低下の傾向にあります。農村が持つ多面的機能が十分発揮され、活力のある農村となるため、生活環境の整備が課題となっています。

さらに、都市住民が農村を訪れ、農業・農村が持つ多面的機能に触れる機会を増やすために、都市と農村の交流の促進や、農村への移住・定住を促進する取組も行っていく必要があります。

機能		県民一人		
17成 月七	(億円/年)	平坦地域	中山間地域	あたり(万円/年)
洪水防止	698	380	318	3.3
水源かん養	543	243	299	2.6
土壌浸食防止	29	9	20	0.14
土砂崩壊防止	7	4	3	0.03
有機性廃棄物処理	3	1	1	0.01
気候緩和	4	2	2	0.02
保健休養・やすらぎ	182	81	101	0.9
合 計	1,466	721	744	7.0

岐阜県農業・農村の多面的機能評価額

2-8 ぎふ農業・農村振興ビジョンの評価

本基本計画の策定にあたり、平成18年に策定した「ぎふ農業・農村振興ビジョン」(計画期間:平成18年度~22年度)の評価を行うとともに、農業・農村をとりまく情勢の変化などを踏まえて課題を整理しました。 ※以下の丸数字は「ぎふ農業・農村振興ビジョン」の5つの基本方針

①安全・安心な食の確保と提供

- ・ぎふクリーン農業の生産登録面積は平成16年度5,178haから平成21年度12,377haと大幅に増加した一方で、県政モニターの認知度は32%から27%と低下しました。
- ・県下の直売所などでの販売額は平成16年の59億円から平成21年の108億円と倍増しました。
- ○ぎふクリーン農業の信頼性と認知度の向上対策に取り組む必要があります。
- ○直売所を地産地消の拠点と位置づけ、直売所から業務用需要などへの出荷を図るなど、地産・地消の取組を広げる必要があります。

②産地づくり・ブランドづくり

- ・夏ほうれんそう、えだまめは主要出荷先市場でシェア1位を確保していますが、夏秋トマトは他県産地との 競合が激しくシェアを落としました。果樹では、東京市場において富有柿がトップの位置に迫っています。 また、飛騨牛は全国和牛共進会で枝肉最優秀賞をとるなど評価が高まり、平成21年の年間認定頭数は11,437 頭で平成16年から1,460頭増えました。
- ・春まちにんじん、夏いちご、にんにくなどの新たな品目の産地化を進めました。
- ○県内農業産出額は近年横ばいとなっており、市場シェアや認知度の高い品目について、品目ごとの目標や生産から販売までの振興策をまとめ、重点的に産地強化する必要があります。また、市場特性や出荷品目に合わせた販売戦略の強化や、国内市場の縮小を見据えた海外市場の開拓を図る必要があります。
- ○食味や希少性の高い農畜産物を新たなブランドとして育成していく必要があります。あわせて、加工などによる商品開発、販路の拡大や自ら販売を行うなど、6次産業化により高付加価値化を進める必要があります。

③農業生産の担い手の育成・確保

- ・認定農業者数は平成21年度末で2,203人と平成16年度に比べて455人増加、新規就農者数も平成21年度は65人で平成16年度から25人増加しました。また、JAなどが中心となった就農研修も始まっていますが、農業就業人口は減少し続けています。
- ・小規模・高齢化集落は県内に147集落あり(2005年農林業センサス)、集落営農組織や法人があるのは9集落のみで、近い将来の営農継続や集落機能の維持が懸念されています。
- ○新規就農相談、農地などの情報提供、就農時の地域ぐるみでの支援体制などを強化していく必要があります。また、企業を新たな担い手と位置付け、就農支援体制の情報などを活用し農業参入を支援する必要があります。
- ○小規模・高齢化集落における地域リーダーの発掘や営農組織の育成を早急に進める必要があります。

④魅力ある農村づくり

- ・耕作放棄地は平成18年からの4年間で耕作放棄地を259haを解消しましたが、新たな耕作放棄地も発生しています。また、平成21年の鳥獣被害額は3億9,439万円で5年前の3倍に増加しました。
- ・農林漁業体験民宿等として県の登録制度に参加している件数は平成21年で72件となり、農林業・自然体験者数も11万7.553人となっていますが、活動は地域により大きな差がみられます。
- ・農業農村整備事業により多くの用水路・排水機場などが整備されましたが、経年変化によりこれら施設の老 朽化が進んでいます。
- ○耕作放棄地対策と鳥獣被害対策は密接に関連しており、地域の実情に応じた対応策の立案と機動的な現 地指導が必要です。
- ○グリーン・ツーリズム受け入れ側の活動強化、観光資源との連携と効果的な情報発信を図る必要があります。
- ○農業農村整備事業は、緊急性の高い事業や効果発現の早い事業を優先するとともに、老朽化へ計画的に 対応していく必要があります。

⑤農村の環境保全機能の強化

- ・中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策などを活用して、地域全体で農地や農業用施設の管理を行う活動が広まりました。また、学校教育の中で、稲作体験や生き物調査を実施する「田んぽの学校」実施数は平成16年5校から平成21年37校へと増加しました。
- ○農業と環境との関わりや食育に関して、広く県民に理解していただくとともに、農業生産や農村景観保 全などの支援活動に企業等が参加してもらう取組を広げることが必要です。

^{※「}食料・農業・農村基本問題調査会」で示された代替法により試算(平成 22 年3 月農政部算出)

第3章 基本理念と基本方針

3-1 農業・農村の役割

(1) 県民への食料提供

食料は私たちの生命の維持に欠くことができないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものです。しかし地球規模の異常気象による穀物の不作や価格高騰による穀物生産国の輸出規制、また、開発途上国を中心とする人口増加などから世界の食料需給が中長期的にひっ迫する可能性もあると見込まれる中で、我が国は食料の約6割を海外に依存している状況にあります。

本県の農業には、県民の生命と健康を守るため、将来にわたって安全・安心な農畜産物を提供していく重要な役割があり、優良な農地を守り、多様な担い手を育成し、農業生産の増大を図ることが重要な課題となっています。

(2) 県土の環境保全

農業・農村は、食料を安定的に供給する基本的な役割とともに、農業の営みや農村の人々の暮らしを通じて、 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の伝承などの多面的機能を有しています。

特に本県は、海抜0mから3,000mまでの変化に富んだ地形と気候、そして特色のある歴史と文化を有しており、その機能の評価額は農業産出額を上回ると試算されています。

この農業・農村が持つ機能を維持するため、環境に配慮した農業生産や地域の生態系や景観に配慮した基盤整備を促進し、農村生活や農業体験を通じての教育の場として活用していくことが重要な課題となっています。

こうした多面的機能は、県民が生命と財産を守り、県土の恵みを享受し、豊かな暮らしを維持していくためには欠くことのできないものであり、そのために農業・農村は大きな役割を担っています。

(3) 地域を支える産業

平成20年度の県内総生産に占める農業の割合は0.8%と、産業全体から見れば僅かな生産額にしか過ぎませんが、全経済活動に占める農業・食料関連産業の国内総生産は9.1%を占め(平成20年度農業・食料関連産業の経済計算(速報))、農業は他産業にも大きな影響を与える重要な産業と言えます。

近年、農地の集積による大規模な個別経営体や農業法人などの企業的な経営体が増加し、他産業並みの所得を得ている農家もみられるほか、規制緩和が進む中で、農業参入をビジネスチャンスととらえる企業も現れてきています。また、朝市など直売所で販売する農産物を高齢者や女性が生産しており、その販売額が年々増加する中で、地域の新たな産業となりつつあります。

さらに、農業は、生産資材や農業機械、食品加工、流通販売、観光などの第2次産業、第3次産業と広範囲に 結びつき、農業の6次産業化による新商品の開発など、それぞれの産業振興を支えながら、雇用の場を提供して おり、まさに、農業は地域を支える産業として大きな役割を担っています。

3-2 基本理念

県民の「食」と県土の「環境」を支える「元気な農業・農村」づくり

農業・農村は、「県民への安全・安心な食料の提供」と「県土の環境保全」の2つの大きな役割を持っており、この役割を維持していくためには、産業としての農業を推進するとともに、農業者が住みやすい農村を実現していくこと、すなわち農業・農村を活力あるものにしていくことが不可欠であることから、本計画における基本理念を、「県民の『食』と県土の『環境』を支える『元気な農業・農村』づくり」としました。

3-3 5 つの基本方針

基本理念を実現するためには、明確な基本方針のもと将来の岐阜県農業・農村のあるべき姿を展望し、それに向かって的確な施策を講じていくことが必要です。

本計画では、「儲かる農畜産業を実現し、持続可能な農村をつくる」ことや「森・川・海をつなぐ清流とふるさとの自然を守る」といった岐阜県長期構想における農業・農村の振興政策の方向性を踏まえつつ、農業者をはじめ多くの県民から寄せられた様々な意見をもとに、本県農業・農村が担うべき役割や現状に対する課題を明確にしながら、今後の農業・農村の振興方向として5つの基本方針を定めました。

【元気な農業に向けた課題】

- ①生産者の所得が向上し、農業が再生産可能な 産業となるためには、売れる農畜産物や加工 品をつくる必要がある。
- ②多様な流通形態や販売方法がある中で、それ ぞれの農畜産物ごとに有効な販売・流通方法 を検討し、実行していく必要がある。

【元気な農村に向けた課題】

- ④担い手が安心して農畜産物を生産でき、活動しやすい環境を整備する必要がある。 また、農村の美しい景観など地域資源を活かし、 環境産業などと連携した都市との交流を進める 必要がある。
- ⑤県民(国民)や企業等が県産農畜産物や農業・ 農村を理解し、応援(買う、つくる、PRするな ど)するような機会を増やし、その活動を支援 していく必要がある。
- ③元気な農業・農村を支えるための、経営感覚に優れ、 自らの創意工夫により経営発展を目指す「意欲ある 担い手」を育てる必要がある。

1 売れる農畜産物づくり

国際化にも対応できる高い品質や安全性を持った競争力の高い農畜産物の生産を促進するなど、強い農業づくりを推進します。

2 戦略的な流通・販売

国際競争力のある「飛騨牛」「柿」など本県の誇る農畜産物を、海外も視野に入れ販路を拡大します。また農畜産物の付加価値を高めた商品を開発し販売するなど、攻めの農業を展開します。

3 多様な担い手の育成・確保

本県農業を支えるプロの担い手を育成するとともに、担い手不在の地域においては、集落営農組織の育成や企業・NPO法人など多様な担い手の参入を促進します。

4 魅力ある農村づくり

鳥獣被害対策、耕作放棄地の解消推進などにより、集落機能や美しい農村景観の維持を図ります。また平成22 年度に開催された全国豊かな海づくり大会を契機とした水環境への関心を継続、発展させていきます。

5 県民みんなで育む農業・農村

県民や企業・NPO等が農業・農村の機能を理解し、農業・農村を応援する取組を推進します。

基本方針

3-4 将来像と主要指標

「県民の『食』と県土の『環境』を支える『元気な農業・農村』づくり」の基本理念で示した元気な農業・ 農村の将来像について、次のように描きました。

「元気な農業」の将来像

- ●安全・安心を基本に競争力・ブランド力のある農畜産物が生産されており、県内外さらには海外でも 県産農畜産物の知名度が高まっています。
- ●直売所の販売量が増加しています。また、直売所や地域の市場を通じて量販店や学校給食で扱われる 県産農畜産物が増加しています。
- ●6次産業化により付加価値を付けた加工品などの生産・販売がされています。
- ●農業者は持続可能な農業を実践し、若い担い手が育っています。
- ●農地や農業用施設の適正な保全管理により、優良農地と豊かできれいな水が確保されています。

<主要指標(観測指標*)>

1 農業産出額(億円)

1,161 (H21年) →1,320 (H27年)

2 農用地区域内の農地面積 (ha)

44,153 (H21年度末) →44,600 (H27年度末)

3 直売所販売額(億円)

108(H21年度)→130(H27年度)

4 農産物販売金額1,000万円以上の農業経営体数(経営体) 1,517 (H22年)→1,900 (H27年)

*観測指標:県の政策の実施だけで実現できるものではなく、広く県民との意識共有を図り、共に目標に向かって努力を重ね、 地域社会全体を変えていくことを通じて実現を目指すことを前提とした指標

「元気な農村」の将来像

- ●災害に強い農村づくりがなされるとともに、環境にやさしい農業が展開され、清流やふるさとの自然が守られています。
- ●営農組織の育成や企業の農業参入などにより、農地の保全が進み、農村での雇用が拡大しています。
- ●農林業・自然体験者数が増加し、農村と都市との交流が進んでいます。
- ●農業・農村への理解が進み、一般県民や企業が農業・農村を応援する取組が行われています。

<主要指標(観測指標*)>

5 農業生産を行う法人数 (法人)

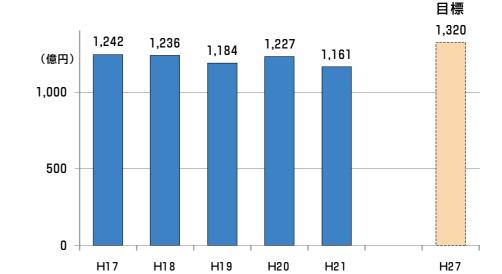
417(H21年)→580(H27年)

6 水田利用率(%)

89(H21年度)→94(H27年度)

7 耕作放棄地解消面積(ha) 8 農林漁業体験者数(千人) H23年度からH27年度の5年間で350ha

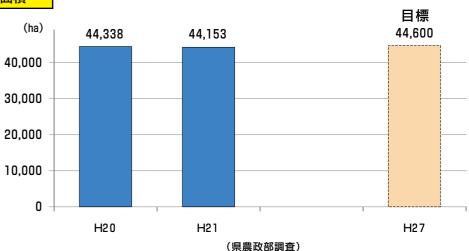
118(H21年度)→150(H27年度)



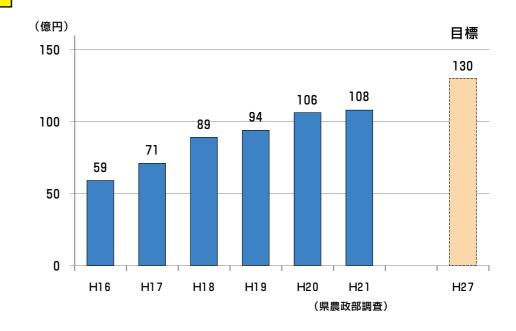
生產農業所得統計(農林水産省)



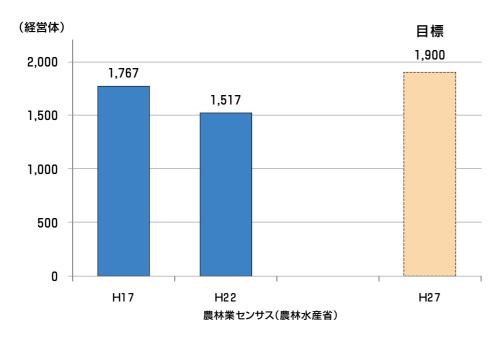
1 農業産出額



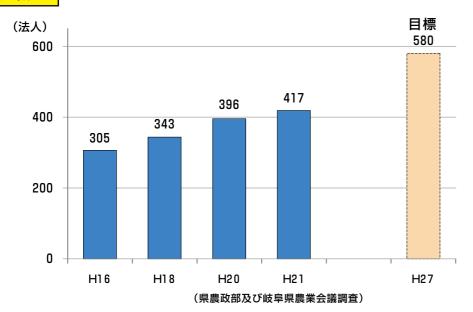
3 直壳所販売額

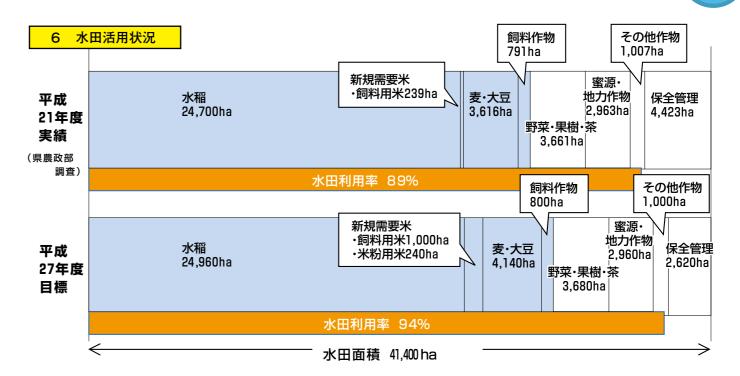


4 農産物販売金額 1,000 万円以上の農業経営体数



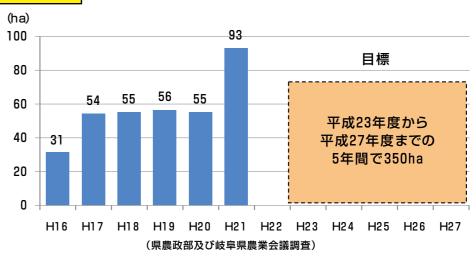
5 農業生産を行う法人数

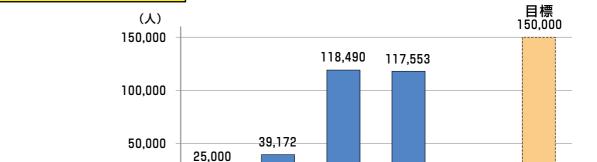




7 耕作放棄地解消面積

8 農林漁業体験者数





H18

H20

H21

(県農政部調査)

H27

H16

第4章 将来像達成のための取組

4-1 売れる農畜産物づくり

4-1-1 安全・安心な農畜産物と情報の提供

【ポイント】

消費者の食に対する関心が高まる中で、県産農畜産物の安全性確保と信頼性向上のため、ぎふクリーン農業の継続推進、GAP(農業生産工程管理)の普及拡大、家畜防疫体制の強化などを図る。

現状と課題

- ○消費者の食に対する関心が高まる中、本県でも平成16年 に岐阜県食品安全基本条例を制定し、これに基づく岐阜 県食品安全行動基本計画を定め、食品の安全性の確保と 県民の安心感向上につとめてきました。
- ○農業分野においては、平成11年度より土づくりを基本に 化学合成農薬・化学肥料を30%以上削減する「ぎふク リーン農業表示制度」を推進してきた結果、取組は順調 に拡大し、平成21年度末の生産登録面積は12,377haと作 物作付面積の24%を占める状況となりました。

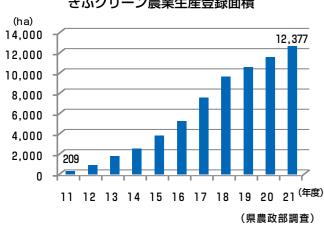
こうした中、消費者への制度のさらなる浸透や、地球 温暖化への貢献などの新たな価値観にも対応し、消費者 や市場関係者の信頼を一層高める生産者の取組を推進す ることが必要となっています。



- ○農畜産物の安全性確保を図るため、これまでに「生産履歴記帳」や「残留農薬自主検査」などの取組の普及を図ってきました。今後も食の安全に対する消費者意識が高まる中で、農薬や肥料のみならず、食中毒菌や重金属類、異物混入など様々な食品安全リスクの低減管理が可能なGAP(農業生産工程管理)の普及を図ることが必要となっています。
- ○米の適正な流通確保を図るため平成16年に改正された食糧法、及び平成21年に事業者及び消費者への産地情報の伝達を適切に実施するために制定された「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法) | について、制度の周知徹底が必要となっています。
- ○平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫をはじめ、平成13年には牛海綿状脳症(BSE)、平成16年以降散発している高病原性鳥インフルエンザなど極めて深刻な影響を及ぼす重大な家畜伝染病が国内で発生してお

り、伝染病の発生予防と蔓延防止の強化が必要となっています。







取り組む施策

(1) ぎふクリーン農業の推進

- ○病害虫発生予察情報の提供や I P M (総合的病害虫・雑草管理) 技術の開発・普及、機械・施設の導入支援などを行います。
- ○作付面積あたりの生産登録割合の低い米を中心に普及・拡大を推進します。また、環境保全効果の高い化学合成農薬及び化学肥料「不使用」や「50%削減」の登録拡大を推進します。
- ○ヒートポンプ、局所施肥機、水稲直播機などの省エネ・省資源型 の農業機械などの導入支援や、温室効果ガスの削減などにつなが る施設園芸における局所加温、変温管理技術、堆肥中の窒素肥効



ぎふクリーン農産物販売コーナー

新評価法を用いた適正施肥技術など、地球環境にやさしい営農技術の導入を推進します。

○ぎふクリーン農産物の販売協力店の設置を推進し、当該協力店でのぎふクリーン農産物販売コーナーの設置やフェアの開催、消費者キャンペーン実施など量販店・直売施設と連携したPR活動を実施します。またブログなどインターネット媒体による産地情報の発信、食に関心の高い子育て世代を対象とした離乳食教室や幼稚園・保育園でのPRなど、ぎふクリーン農業に関する効果的な広報官伝活動を実施します。

(2) 農産物の安全管理体制の強化

- ○農薬販売者への立入検査、農薬販売者や使用者に対する研修会の実施、専門的知識を備え農薬取扱いの指導 的役割を担う農薬管理指導士の育成を図るなど、農薬の適正販売・使用の徹底を図ります。
- ○GAPに関する専門知識を有する指導者養成や産地研修会、セミナー開催などによりGAPの普及啓発を進めます。
- ○米の適正な流通確保、産地情報伝達の徹底を図るため、生産者及び出荷・販売事業者に対する研修会などを 実施します。



(3) 家畜の防疫体制の強化

- ○重大な家畜疾病を発生させないため、農家への立ち入り調査、 家畜のサーベイランス検査を引き続き実施します。
- ○家畜疾病の確実な封じ込めができるよう、殺処分された家畜の 埋却場所の確保、作業に必要となる機械器具の調達リストの整 備などを進めます。
- ○万が一、口蹄疫などの疾病症状が見られた場合には、各種対応 マニュアルに従って家畜保健衛生所が迅速に立ち入り検査を行 います。

口蹄疫防疫演習

○□蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザ等、重大な家畜疾

病の発生予防、早期発見、検査の確実な実施に必要な獣医師を確保するため、獣医系大学の学生を対象に説明会を開催します。

○職員の国研修機関への派遣などにより、優れた知識を有する獣医師の養成を図ります。

目標指標

指標	現状(H21)	目標(H27)
◎ぎふクリーン農業生産登録面積	12,377 ha	14,500 ha
◎ぎふクリーン農業に取り組む園芸産地における GAP 導入率	8 %	50 %

4-1-2 産地の強化とブランド品目づくり

【ポイント】

市場出荷品目の競争力向上に向け重点品目を設定し、生産から販売まで一貫した支援を実施するとともに、関係機関が一体となって飛騨牛に続くトップブランド農畜産物の育成を図る。

現状と課題

- ○本県では変化に富んだ自然条件を活かして、多種多様な農畜産物が生産されていますが、全国的に知名度の 高いブランド (トップブランド) は「飛騨牛」「富有柿」と限られており、売れる農畜産物づくりに向けて は、これらに続く全国ブランドの農畜産物を育成することが課題となっています。
- ○トマトやほうれんそうなど出荷先の市場で占有率上位となっている品目においては、北海道や東北などの産地に出荷量で押されつつあります。このため、品質面での優位性確保を中心に、それぞれの品目で市場評価の維持・向上を図っていくことが重要な課題です。
- このため、全国的にみても出荷額や市場評価が高く、所得向上 につながることが期待できる品目については、重点品目と位置づ け、品目ごとに目標を明確にして強力に振興していくことが必要 です。
- ○飛騨・美濃伝統野菜をはじめとする地域固有の農産物は、栽培の難しさや消費が限られていることが多いことから、産地の拡大は容易ではありませんが、今後、加工など利用法の開発や、希少性から需要が高まる可能性があり、6次産業化によるブランド品目づくりへの取組について支援していく必要があります。
- ○水田農業が主体の営農組合では、米価の下落などにより経営は厳 しい状況にあり、経営を補完する新規作物の導入などによる経営 の安定化が求められています。



果宝柿

取り組む施策

(1) 重点品目の生産・販売振興

- ○市場へ出荷する主要園芸品目については、夏秋トマトでの作期分散、えだまめでの防虫ネット栽培など出荷時期の拡大や出荷量の平準化、ひいては食味・外観など品質向上につながる栽培方法を推進します。(第5章参照)
- ○安全・安心をアピールし、市場における信頼性を一層高めるため、生産組織のGAP取得や出荷予測精度向上の取組を進めます。

(2) 特色ある産地づくり

- ○飛騨・美濃伝統野菜など地域固有の農産物については、付加価値向上や消費拡大のため、加工業者とのマッチングによる6次産業化を進め、商品開発とセットでの産地づくりを図ります。
- ○園芸品目の担い手育成に向けて、水田農業が主体の営農組合が法人化などへ向けた経営強化を図るため、業務用需要や量販店との契約につながる園芸品目の導入を進めるとともに、産地化に向けた面的集積、栽培技術の向上を進めていきます。

(3) 新たなトップブランドづくり

○岐阜県ブランド戦略に基づき、特別な栽培方法による高い品質、地域ならではの希少性、格別に優れた食味などに注目して飛騨牛につづくトップブランド品目の育成を図ります。(右表参照)

飛騨牛につづくトップブランド候補品目

【果宝柿】袋掛けを行い樹上で完熟させた「袋掛け富有柿」の中から、大きくて糖度が高いものを厳選 ○間伐・摘果・袋掛けなど生産技術の向上、東京都内高級果実店などを中心とした販売を促進します。

【夏いちご】いちごの少ない夏場に高冷地の冷涼な気候を活かして栽培

○ケーキなどの業務用需要に引き合いが強く、生産組織を強化して新しい産地づくりを進めます。

【春まちにんじん】雪の下で冬を越すことで糖分をたくわえる性質を利用した、甘みのあるにんじん ○郡上地域の特産品として直売所などでの販売、甘さを活かした加工品づくりに取り組みます。

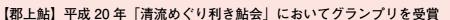
【龍の瞳 (米)】コシヒカリの中から偶然発見された米。コシヒカリの 1.5 倍の大粒、甘み、香り、強い粘りが特徴 〇下呂温泉などの観光客を対象とした消費拡大や高級レストランでの利用を促進します。

【ぽろたん(くり)】果実が大きく良食味で、渋皮がむきやすい平成 19 年に品種登録された新品種

○ 渋皮をむきやすい特性を活かし、菓子製造業者などと連携して、果実をまるごと使った新しい商品の開発を促進します。

【宿儺かぼちゃ】外観がヘチマのように細長く、ホクホクした食感と甘みが特徴 の飛騨地域特産のカボチャ

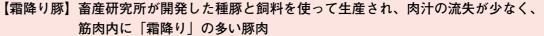
○食感と甘みをPRした販売やスープ・菓子などの加工品づくりによる消費拡大、 ハウス栽培の導入による安定生産を図ります。



○河川でとれるアユとして全国唯一の地域団体商標を活用し、県内をはじめ東京、名古 屋の郡上鮎取扱認定店へ高級魚として出荷します。

【フランネルフラワー】フワフワとした手ざわりを持つ、岐阜県が育成したオリジナル の花

○商談や花店でのPRによる販路の拡大、新品種育成による需要開拓を図ります。



○安定して霜降りの入る肥育技術の向上、国体を契機とした消費拡大を推進します。

【米粉製品】水田有効利用の切り札として期待される米粉

○米を微粒粉末に製粉する新しい技術を利用し、パンや洋菓子、めん類などでの利用を促進します。

目標指標

指標	現状(H21)	目標(H27)
◎夏いちごの出荷量*	32 t	50 t
◎ぽろたん(くり)の出荷量	0 kg	1,200 kg

* IA 全農岐阜販売実績

地域の特徴的な取組

- ●「山菜王国郡上づくり」として地域全体で山菜の生産・加工に取り組み、地域振興を図ります。(郡上地域)
- ●マコモタケの特産化を図るため、マコモタケやその加工食品のPR、また出荷組合の取り組む安定生産技術の確立と加工品の開発を推進します。(東濃地域)
- ●優良種子を安定供給する採種組合の組織強化や技術支援を行います。(中濃地域・恵那地域)



宿儺かぼちゃ



フランネルフラワー

26

4-1-3 新たな技術開発と産地づくり

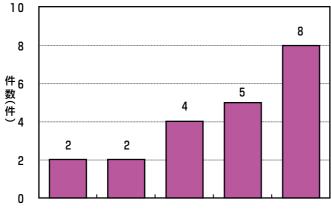
【ポイント】

地域農業の振興や農業者の所得向上を目指し、「売れる農畜産物づくり」を推進するため、農業を取り巻く 諸課題に的確に対応した新たな技術開発を行い、生産現場への迅速な普及を図る。

現状と課題

- ○「売れる農畜産物づくり」を推進するために は、農業を取り巻く諸課題や農業者や関係機関 からのニーズを踏まえ、試験研究による技術開 発と生産現場への迅速な普及が不可欠です。
- ○技術開発の課題としては、栽培技術に関して、 機械化や自動化による生産コストの低減、消 費動向や地域の実情に応じた生産方式の導入な ど、新品種育成に関して、新たなニーズの創出 につながる新品種や耐病性を高めた実用的な新 品種の開発が求められています。また、付加価 値向上につながる商品開発、温暖化への対応も 重要となっています。
- ○平成24年に開催される「ぎふ清流国体・清流大 会」を県産農畜産物PRの絶好の機会と捉え、

●実用化技術件数(「普及カード」として提供)



平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年

- 県オリジナルの農畜産物でおもてなしをするため、新たな農畜産物の技術開発を行うとともに、新たな地域 ブランドづくりが必要となります。
- ○また開発された技術を普及するためには、普及指導員が、スペシャリスト機能(農業者に対し高度な技術及 び知識の普及指導を行う機能)とコーディネート機能(農業者及び関係機関と連携して地域の課題解決を支 援する機能)を発揮し、技術の実証・展示、講習会の開催、技術のマニュアル化など普及手法を活用しなが ら直接農業者に接して、総合的に支援していくことが必要です。
- ○産地づくりについては、近年、ふるさとのじまん農産物として、岐阜・西濃地域のアスパラガスや、中濃地 域の夏いちごなど地域の特長を活かした産地づくりが進んできました。またあわせて、それら新たな農産物 を生産する意欲ある担い手も育ってきています。

今後もこのような地域独自の取組を進めるとともに、販売戦略も含めた収益力の高い産地づくりへの取組 について支援していく必要があります。

つながります

ふるさとのじまん農産物(H20~H22)

310000	プロのTUREE別(TILL)
地 域	品目
岐阜	アスパラガス
西濃	なばな、アスパラガス、山菜
中濃	青ねぎ、ブラジル野菜、ブルー ベリー、さといも、夏いちご、 春まちにんじん、山菜
東濃	夏秋ナス、くり、マコモタケ
飛騨	輪菊、宿儺かぼちゃ

●「ハツシモ岐阜 SL」の育成

「ハツシモ」から「ハツシモ岐阜 SL」へ

- ・栽培特性は「ハツシモ」と同じ
- ・縞葉枯病に強く、防除が不要
- ・美味しさは同等以上、収量も安定 縞葉枯病







本県の主要品種である「ハツシモ」について、2010年に全面切り替 えを実施

取り組む施策

(1) 売れる農畜産物づくりに向けた技術開発

- ○米、野菜、果樹、花の新品種などの育成を行うと ともに、機能性などの解析により健康に役立つ新 商品の開発や新たな食と農の関連ビジネスの創出 に向けた高付加価値化を目指します。
- ○機械化や自動制御などの技術開発によって、高齢 化に対応する作業負荷の低減と安全性、生産性の 向上を確立します。
- ○ぎふクリーン農業の推進に向けたトマト葉かび病 の効率的な防除システムや、飼料自給率向上につ ながる飼料用米の低コスト栽培技術・トウモロコ シ代替給与技術、温暖化に対応する生産技術など の開発を行います。
- ○平成24年に開催のぎふ清流国体に向け、新しい切 花・鉢花、夏いちご、かき、ぽろたん(くり)、霜 降り豚肉、カジカ(清流魚)の育成や生産技術の開 発を行い、新たなブランド品目として確立します。

●自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術

持続的な生産技術の開発 高付加価値化技術の開発 牛、豚、鶏における輸入トウモ ロコシの飼料用米による代替給 立毛乾燥等低コス 家畜ふん堆肥を利 用した持続的栽培技術

国産飼料の生産から給与に至る自給飼

自給飼料の増産促進、国産畜産物の高付加価値化

(2) 産地への技術普及

- ○普及指導員が、JA営農指導員や農業者団体、外部専門家などと連携して、試験研究機関等で開発された新 たな技術の生産現場への迅速な普及に努めるとともに、研修の充実などにより普及指導員の専門力を一層強 化し、効率的かつ効果的な普及活動を展開します。
- ○試験研究の他、行政、農業大学校、病害虫防除所等関係機関との連携をより強化し、農業者などの多様な ニーズに対応できるワンストップサービスとしての普及活動を推進します。
- ○ふるさとのじまん農産物など地域の特長ある農産物の産地づくりを推進するため、県、農業者、市町村、関 係団体などを構成員とした「産地戦略会議」を立ち上げ、各機関の役割分担などを明確化し、産地育成計画 の策定や新技術の導入などを進めます。

目標指標

指標	現状(H21)	目標(H27)
◎実用技術(実用段階)課題数	平成 23 年度から平成 27	度までの5年間で 40 課題
◎新たに育成する品目数	平成 23 年度から平成 27	度までの5年間で 11 品目

地域の特徴的な取組

- ●えだまめ、かき、いちごなどの産地を維持拡大するため、飛騨美濃特産名人など、プロ農家の「匠の技」 を伝承する仕組みの構築を進めます。(岐阜地域)
- ●中山間地域における山菜・小菊・ブルーベリー、けんとんやダチョウなど畜産物の小ロットの地域特産品 について、新商品開発、販路の拡大など6次産業化により生産量の拡大を図ります。(揖斐地域)
- ●地域の特産物である円空さといも、ゆず、キウイフルーツ、新たな地域特産物であるブルーベリーなどに ついて、新規栽培者の確保や新商品開発支援などにより生産拡大を進めます。(中濃地域)
- ●くり産地の拡大・強化と耕作放棄地対策を踏まえた新たな生産拠点づくりを進めます。(恵那地域)

第4章

4-1-4 優良農地と豊かできれいな水の確保

【ポイント】

担い手の経営安定につなげるため、ほ場の大区画化、麦・大豆の生産性向上に向けた水田の乾田化を推進するとともに、農業用水路などの機能保全のため更新整備と予防保全対策の計画的な実施を図る。

現状と課題

○本県の農用地区域内の農地面積は44,153ha(H21年度末)あり、将来にわたり安全・安心な食料を提供するためには、これら優良な農地を維持・活用していくことが重要な課題です。

このため、担い手の生産効率を向上させるため のほ場の大区画化や、麦・大豆の生産性向上に向 けた水田の乾田化などが必要となります。

○岐阜、西濃地域の平坦地は主要な穀倉地帯となっています。当該地域では農業生産の効率を高めるために大区画ほ場整備を進めており、平成21年度末で水田面積19,000haのうち大区画ほ場は2,900haとなりました。未整備地域の中には、大区画ほ場整備が可能な地形でありながら関係者の合意形成が難航し、大区画化に取り組めない状況にある地域もあります。

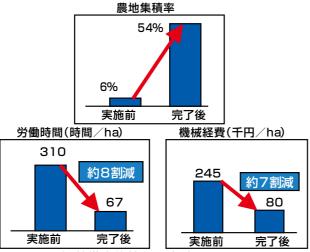
大区画ほ場整備を実施した地区では、農地集積 が進み、営農経費が大幅に節減されています

- ○水田農業の経営安定のためには米・麦・大豆の2 年3作体系により、麦、大豆を安定的に生産することが必要です。麦・大豆は主に岐阜、西濃、中濃地域で作付けされており、面積は年々増加していますが、生産量、品質に年次変動がみられます。暗渠排水などの排水対策を行い水田の乾田化・汎用化を進め、生産性の高い優良農地にすることが望まれます。
- ○県内では農業用水として年間18億㎡が取水され、 約7,000kmの用水路により、30,000haの農地へ用水 を供給しています。このうち基幹的農業用水路は 645kmあり、これらの多くは昭和30~40年代に築造 され、耐用年数(40年)を経過し老朽化が進行して います。

このため安定した農業用水を供給するためには計画的で効率的な整備が必要となります。

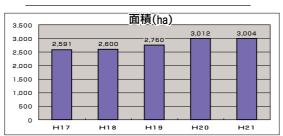
○農業生産基盤の整備に関しては、工事のコスト縮減

ほ場整備前後の農地集積率・営農経費

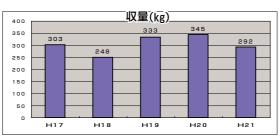


ほ場整備実施地区の実績(県農政部調査)

麦作付面積、10a 当たり収量



作物統計調査(農林水産省)



作物統計調査(農林水産省)

の徹底を図り、営農に支障が出ないよう整備進度を確保するとともに、部分的な補修・補強といった予防保 全対策による施設の長寿命化を図ることが必要です。また、農家を含め地域ぐるみでの施設予防保全活動の 取組が重要になってきます。

農業施設の管理を主に担う土地改良区は県下に99団体ありますが、組合員の高齢化及び減少などにより農業用水路などの管理体制の低下が懸念されます。

取り組む施策

(1) 優良農地の保全

- ○優良農地の確保のため、集団的に存在する農地の農用地区域への編入や優良農地の転用の抑制、農業委員会 活動の強化や耕作放棄地対策協議会活動への支援による耕作放棄地の発生抑制と再生を推進します。
- ○都市近郊においては、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、岐阜県土地利用基本計画を踏ま え、地域の実情に応じた計画的かつ適正な農地の利活用を推進します。

(2) 大区画ほ場整備等の推進

- ○岐阜地域南部や西濃地域において、ほ場の大区 画化への理解を得るための啓発普及活動などに 取り組み、合意が形成された地区では、大区画 ほ場整備を進めるとともに農地の利用集積を推 進します。
- ○水田の乾田化(地下水位の低下)を図るため、 暗渠排水及び基幹排水路を整備し、岐阜、西 濃、中濃地域を中心に麦、大豆の作付拡大や品 質向上を進めます。



大区画化されたほ場

(3) 農業用水路等農業水利施設の適正な保全管理

- ○老朽化した農業用水路について、整備を行う前に施設ごとに機能診断を行い機能保全計画を策定し、計画に 基づいて水路の更新整備と予防保全対策を実施することで施設の長寿命化を図ります。また、農業用水の水 質向上のために用水路と排水路の分離を図ります。
- ○水路など農業用施設の長寿命化を図る地域の共同活動に対する支援を実施するとともに、適正な保全管理の ため土地改良区を統合再編するなど、施設管理体制の強化を促進します。

目標指標

指標	現状(H21)	目標(H27)
◎担い手への農地利用集積率*¹ (大区画ほ場整備、排水対策実施地区)	(実施前*²) 45.7 %	(完了後*²) 60 %
◎麦・大豆作付けが可能な水田面積*³	9,156 ha	9,920 ha
◎機能回復対策を行った農業用水路の受益面積*4	1,467 ha	10,000 ha

- *1) H27 までに整備完了する面積のうち、認定農業者及び集落営農組織などの担い手へ集積される面積の割合
- *2) 現状は H21 時点ではなく各実施地区の着工前の数値/目標は各地区の事業完了時点の数値
- *3) 作付け可能面積に今後実施する大区画ほ場整備及び排水対策実施面積を合計した面積
- *4) 更新及び予防保全対策を行った基幹的農業用水路の受益面積の合計

地域の特徴的な取組

●大区画は場整備が完了した地域において、農地の大半を担い手農家や集落の営農組織に集積し、米・麦・大豆の2年3作体系を展開していきます。(西濃地域)

4-2 戦略的な流通・販売

4-2-1 大消費地での販売促進

【ポイント】

県産農畜産物の販売向上につなげるため、大消費地である東京、大阪、名古屋への出荷拡大に向け、各市 場の特性に応じた販売戦略の展開を図る。

現状と課題

○県産青果物は三大都市圏に出荷されていますが、出荷先の都市圏によって品目や時期は大きく異なってお り、それぞれの市場において県が目指す姿や、県産農畜産物に対する市場の評価も異なることから、各都市 圏別に特性に応じた販売戦略を展開する必要があります。

首都圏

- ○主に夏期の高冷地野菜としてトマト、ほうれんそうおよび秋期 **主な県産農産物の各市場におけるシェア** (H21) のかきが流涌しています。
- ○これまで、飛騨牛や富有柿、飛騨高冷地野菜などの品目で岐 阜県農畜産物のイメージアップや業務用需要の拡大を図る取組 を実施してきた結果、飛騨牛については消費者の認知度ランキ ングで5位になり(H21年:日本政策金融公庫)、青果物につい ても都内の一部のレストランで飛騨産野菜を使った料理のメ ニュー化が行われるなど一定の成果を上げています。
- ○飛騨牛については、全国トップの認知度を得るまでには至って おらず、引き合いの向上に向けて、ブランド力のさらなる強化 が必要です。また、富有柿については他県との競合が激しく、 競争に競り勝つには差別化に向けたさらなる取組が必要です。

関西圏

- ○高冷地野菜の主要産地として夏秋トマト、ほうれんそう、だ いこん、えだまめなど夏野菜を中心に豊富な供給量を誇ってお り、高い市場占有率を占めています。
- ○市場・流通関係者からは信頼される産地としての地位を構築し ており、今後とも安定的な売場確保に向け、市場・流通関係者
- と協力した継続的な販売促進活動が必要です。また、出荷額の向上に向けて、新たな品目の育成が必要で
- ○夏秋トマトは、大量に供給できる他産地に押され市場販売単価が伸び悩んでおり、県内産地の出荷期間の延 長など、生産面での強化が必要です。

中京圏

- ○品質面で市場から高い評価を得て中京圏内の量販店でほうれんそう、トマト、だいこんなどが定番商品とし て周年供給販売されているほか、富有柿は名古屋市中央卸売市場においてきわめて高いシェアを獲得してい ます。ただし野菜の各品目においては愛知県産との競争が激しく、量販店の売り場確保に向けた継続的な販 売促進活動が必要です。
- ○外食・中食業者や食品加工業者などにおいて、特徴ある農産物を求めて生産者からの直接仕入を行う需要が 増加しています。中京圏においては、消費者との距離の近さを活かし、県内の生産者等がこうした需要をと らえて直接販売する市場外流通の販路開拓・拡大が必要となっています。

市場	品目	シェア	順位
	トイト	1%	_
東京都 中央卸売市場	ほうれんそう	1%	_
	富有柿	29%	2
	夏ほうれんそう	79%	1
大阪市 本場売市場	夏秋トマト	18%	2
	えだまめ	34%	1
	夏ほうれんそう	73%	1
名古屋市 中央卸売市場	夏秋トマト	36%	1
	富有柿	92%	1
タ知主ホ担任祝 トトルポ			

各卸売市場任報より作成

取り組む施策

(1) 首都圏

- ○マスメディアや話題性のある店舗を活用した飛騨牛、富有柿などの効果的なPRに取り組み、消費者認知度 (ブランド力) のさらなる向上や他県産との差別化を推進します。
- ○販売拠点拡大のため、飲食店での"県産品メニューフェア"、量販店での飛騨牛販売フェアの実施や高級果 実店での果宝柿の販売などに取り組みます。

(2) 関西圏

- ○ほうれんそう、えだまめなどの主要品目について量販店での消費宣伝活動の継続により安定的な売場の確保 を図ります。
- ○夏秋トマトについては、収穫期間延長による出荷量・出荷額の増大を図ります。
- ○ふるさとのじまん農産物(夏いちご、春まちにんじん、アスパラガスなど)など新たな農産物のPRおよび テスト販売の機会として、都心部での販売イベントへの生産者出店を支援します。

(3) 中京圏

- ○安全・安心・新鮮な顔の見える「地元産地」として引き続き量販店での消費官伝活動を行うとともに、市場 外流通(業務用需要)への開拓を図るため、主に名古屋近郊のバイヤーを対象とした商談会を実施します。
- ○消費者認知度を高めるため、飛騨美濃ふれっしゅ直行便(直売イベント)や直売市への出店、消費者を産地 に招いた収穫体験ツアー、量販店における県産農畜産物フェアなどを実施します。



業務用需要向け商談会



産地紹介DVDを使った量販店でのPR販売

目標指標

指標	現状(H21)	目標(H27)
◎飛騨牛新規取扱店舗数(首都圏)	平成 23 年度から平成 27 度	までの5年間で10店舗
◎ほうれんそう、えだまめ市場シェア(関西圏)	1 位	1 位
○農畜産物業務用需要獲得のための商談会参加 企業等数(中京圏)	18 社	200 社

4-2-2 地産地消の推進

【ポイント】

地産地消を推進するため、朝市・直売所の充実や量販店などでの県産農畜産物の販売を促進するとともに、 学校給食や飲食店などの業務用需要に対して大型直売所や地方卸売市場などからの県産農畜産物供給を拡大 する。また、県民への普及啓発により地産地消推進運動の浸透を図る。

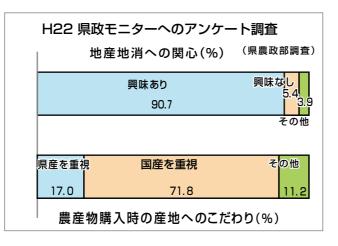
現状と課題

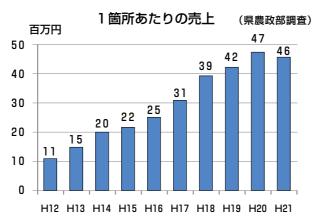
- ○消費者の安全・安心志向の高まりや生産者の多様な 販売の取組が進む中で、消費者と生産者を身近に結 び付ける「地産地消」への期待が高まっています。
- ○地産地消に関心のある人の割合は90.7%(H22年)と非常に高く、農産物の購入に当たって国産を重視する人の割合も71.8%と高いものの、県産を重視して購入している人の割合は17.0%と低く、県産農産物を優先する購買行動にまでは結びついていません。
- ○生産者の組織化や生産・販売技術の向上、直売所施設整備への支援などを実施してきた結果、朝市・直売所数は平成21年度237箇所で総販売額は108億円となりました。また1箇所あたりの販売額は約4,600万円となり、平成11年度から大きく増加しました。

今後も安全・安心や新鮮さの面で消費者の支持を 得られるよう、魅力ある店づくりを行う必要があり ます。

- ○県内の主要市場で取り扱われる県産農産物の割合は、平成16年の18.6%から平成21年には17.6%と若干低下しています。
- ○県では、食育の推進を図ることで県民の健康で豊かな生活に寄与するため、平成17年に岐阜県食育基本条例を制定し、これに基づいて岐阜県食育推進基本計画を定め、食育の推進を図っています。

これに関連して学校給食においては、主食である





玄米の全量、パン、麺類用小麦粉の50%以上が県内産、また、牛乳ではほぼ全量に県内産が利用されていますが、野菜、果実の利用率は平成21年度推定値で2割程度と伸び悩んでおり、県内産野菜、果実の供給体制を確立する必要があります。

○農産物などの市場出荷の減少や販売単価の低迷などにより、県内地方卸売市場の取扱金額は年率数%の規模で減少し、県産農産物の荷受・販売を担う青果卸売各社は厳しい経営状況となっており、経営健全化の取組が必要となっています。



JAめぐみのとれったひろば(可児市)



農業者を招いた地産地消給食

取り組む施策

(1) 地産地消推進運動の展開

- ○岐阜県食と農を考える県民会議を中心に、地産地消の活動を県民に広く周知します。
- ○消費者に県産農畜産物を紹介する「岐阜県農業フェスティバル」や「飛騨 美濃ふれっしゅ直行便」などの地産地消フェアを開催します。



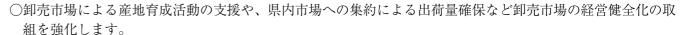
岐阜県農業フェスティバル

(2) 地産地消の拠点としての朝市・直売所の振興

- ○消費者の求める魅力ある店づくりのための専門アドバイザーを朝市・直売所に派遣します。
- ○朝市・直売所で販売する野菜や果実などの種類や数量を確保するため、生産者の仲間づくりを進めるととも に生産技術研修を行います。
- ○消費者が生産現場を見学し、生産へのこだわりを理解できる交流会を開催します。
- ○国の助成制度も有効活用しながら、新たな農産物直売所の施設整備を支援します。

(3) 地域内流通の促進

- ○県産農畜産物を必要とする飲食店や地元旅館・ホテル、給食事業者、社員 食堂などと大型直売所、県内卸売市場などとの交流・商談の機会を設け、 県産農畜産物の利用拡大を図ります。
- ○スーパーマーケットなど、県内量販店にぎふクリーン農産物を中心とした 県産農畜産物コーナーの設置を進めます。
- ○卸売市場の経営状況を踏まえて市場間の提携や再編に向けた各卸売会社間 での調整を進めます。
- 量販店の県産農産物コーナー



(4) 学校給食における県産農畜産物の利用促進

- ○学校給食において使用される米を始めとする県産農畜産物に対して助成します。
- ○生産者団体、卸売市場、納入業者などと協力し、県内産地から学校給食へ野菜や果実を供給できる仕組みづくりを進めます。

目標指標

指標	現状(H21)	目標(H27)
◎直売所販売額	108 億円	130 億円
◎学校給食における県産農畜産物の使用割合(品目ベース)	28 %	34 %
◎学校給食・社員食堂・福祉施設等への地元食材を供給する 朝市・直売所	36 ヵ所	45 ヵ所

地域の特徴的な取組プ

- ●地域各所の直売施設間の出荷品の融通調整、情報発信の基地として、「郡上旬菜館」を位置づけ、安全・安心で魅力のある直売所づくりを進めます。(郡上地域)
- ●東濃地域における地産地消活動を拠点として、瑞浪市において農家レストランや体験農園を併設した農産物直売所の整備と生産出荷体制づくりを推進します。(東濃地域)
- ●下呂温泉を中心とした観光業界との連携を強化し、旅館・飲食店などでの地場食材(トマト・豚肉など) の利用増大と観光農業の推進に取り組みます。(下呂地域)

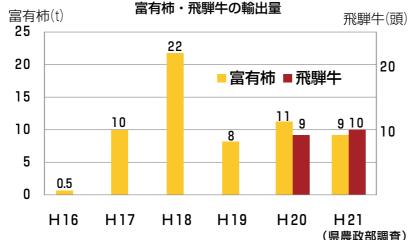
4-2-3 海外への輸出促進

【ポイント】

定着しつつある香港に加え、ASEAN(アセアン)地域において、新たな海外市場を開拓し、販路拡大を進め、県産農畜産物の輸出拡大を図る。

現状と課題

- ○本格的な人口減少社会を迎え、農畜産物の出荷先としての国内マーケットは将来的に縮小するものと見込まれます。そうした一方で中国やASEAN地域では経済発展がめざましく、富裕層の増加や日本食ブームの進展を背景に日本産農畜産物の新たな出荷先として魅力あるマーケットを形成しつつあります。今後農畜産物出荷額の向上を図っていくためには、国内はもとより海外へも販路を拡大していくことが不可欠です。
- ○このため、岐阜県では県や農業団体、食品団体からなる「岐阜県農林水産物輸出促進協議会」が主体となって、平成16年から香港への飛騨牛、富有柿などの農畜産物の輸出に取り組んでいます。さらに平成21年からはタイ・シンガポールをはじめとするASEAN地域への輸出にも取り組み始めました。
- ○香港については、飛騨牛、富有柿、 ミネラルウォーターの輸出が定着化し つつありますが、さらなる輸出拡大に は、現地での継続的な販売促進活動に 加えて、新規販路の開拓が必要です。
- 加えて、新規販路の開拓が必要です。 ○タイ・シンガポールについては、富有



- 柿のテスト販売、飛騨牛の両国在外公館におけるPRを実施した他、タイのレストランにおいて取引に向けた商談を実施しました。今後、本格輸出に向けては、販売拠点の確保・拡大が必要です。
- ○中国本土については、中国側の規制により輸出できる品目が、りんご、なし、米の3品目に限られています(平成22年9月現在)。そのため、加工食品を中心に、見本市や物産展への出展を通じて販路開拓に取り組んでいます。
- ○県産農畜産物の海外輸出に取り組む県内事業者はまだ少なく、これを増やしていくためには、海外における 取引制度に対する理解の促進、流通ルートの構築などへの支援が必要です。



高級スーパーマーケットでの飛騨牛の販売 (香港)



関係機関によるトップセールス (タイ)

取り組む施策

(1) 飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクトの展開

○飛騨牛や富有柿をはじめとする県産農畜産物の輸出拡大を図るため、香港、タイ・シンガポールなどのAS EAN地域において、「観光・食・モノ」を一体化したトップセールスやフェアの開催など、情報発信力の 高い手法を用いたPR活動を展開します。

(2) 販売定着に向けたフェア等の実施

- ○岐阜県農林水産物輸出促進協議会と連携し、取扱店舗での定番販売に向けたフェアの開催、取扱店舗の拡大、飛騨牛の一頭丸ごと取引への取組などを進めます。
- ○安定的・継続的な輸出の実現に向け、農業団体や生産組織などと連携し、集荷体制の整備に加え、船舶による輸送コストの低減や、相手国の検疫基準をクリアするための検疫対策に取り組みます。

(3) 商談会・セミナー等の開催

○県内事業者自らによる農畜産物輸出を促進するため、流通体制の整備や販路開拓に向けた商談会、セミナーなどを開催します。

(4) 海外での商標取得等の推進

○中国本土や東南アジアへの飛騨牛、富有柿、米、加工品などの輸出を促進するため、政府間の検疫交渉の加速化、知的財産権保護の国への要請などを推進します。

目標指標

指標	現状(H21)	目標(H27)
◎富有柿の年間輸出量	9 t	30 t
◎飛騨牛の年間輸出量	10 頭	60 頭

地域の特徴的な取組

「観光・食・モノ」を一体化した総合的な岐阜県PRの展開 - 飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクト -

岐阜県では、平成 21 年度より、官民が協働し主にアジアをターゲットとして「観光・食・モノ」を一体化した総合的な岐阜県 P R を展開し、海外誘客と県産品の輸出促進につなげる「飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクト」を推進しています。

このプロジェクトの一環で、知事が民間関係者とともに、 タイやシンガポールにおいて、情報発信力の高い要人や消 費者に農畜産物をはじめとする県産品の販路開拓に向けた PRを行うとともに、岐阜県への観光誘客を実施しました。



観光交流会(シンガポール)での飛騨牛PR

4-2-4 新たな流通チャネルへの対応

【ポイント】

農畜産物の付加価値を向上するため、農業者自らによる加工・販売への取組や商工業者と連携した商品開発の取組など「農業の6次産業化」を進めるとともに、インターネット販売など新たな販路拡大を支援し、 農業者の所得確保を図る。

現状と課題

- ○農業経営においては未だ生産が主体で、市場ニーズへの対応や付加価値を付ける加工・販売の取組は十分にはできておらず、所得確保のためには農業者自らが加工、販売に取り組んだり、農業者と商工業者が連携して商品開発や販路拡大に取り組む農商工連携など「農業の6次産業化」を進める必要があります。
- ○農業者自らが加工などに取り組んだ事例としては、明宝トマトケチャップなど全国的に評価の高い商品も登場してきていますが、同様の取組すべてが成功しているわけではなく、農業者の加工・販売面での能力を高める必要があります。
- ○農商工連携の取組としては、円空さといも焼酎、元気 玉バーガー、春まちにんじんジュースなど有望な商品 が開発されてきていますが、農業者と商工業者の出会 う機会がまだ少ないとともに、農業者側の供給価格面 でのメリットの明確化、商工業者側の加工技術・資金 不足、さらには開発された商品のPRと販路の確保な どの面で問題を多く抱えています。
- ○市場取引が減る一方で、業務用需要向けの直接取引が 増加するとともに、インターネットによる通信販売が 注目されていますが、ネット販売に当たってのノウハ ウ不足やインターネットショッピングモールへの出展 経費の負担が課題となっています。



元気玉バーガー(コンビニ)

農商工連携による開発商品の一例



円空芋焼酎



春まちにんじんジュース

取り組む施策

(1) 県産農畜産物の付加価値化の促進

- ○農畜産物の付加価値化への取組を促進するため、6次産業化に関する研修会を開催します。
- ○農業者の6次産業化に向けた取組を助言・支援する6次産業化アドバイザーを現場へ派遣します。
- ○農業者、商工業者の出会いの場として県内各地で 農商工連携交流を定期的に開催するとともに、農 業現場の見学会を開催し、農業者と商工業者の結 びつきを強化します。

(2) 商品開発等への支援

- ○県産農畜産物を使った商品開発を行う事業者に農産加工技術や販路開拓などに関する支援チームを 派遣します。
- ○商品開発などの事業内容や事業者の意向に応じて、国の助成制度、県の各種ファンド事業を活用するなどの支援を行います。
- ○特徴ある農畜産物を活かした加工食品開発に取り組む認定農業者、農業法人、女性起業グループなどに、必要な機械、設備などの整備を支援します。



農商工連携を促進するための現地見学会

(3) 開発商品のPRによる新たな販路開拓

- ○6次産業化により開発された商品をPRするキャラバン隊を組織し、テレビ、ラジオ、出版社などマスコミ 各社へ積極的に売り込み(情報提供)をします。
- ○県内の大規模集客施設において、開発商品などを集めた販売フェアを開催するとともに、WEB上において 「農業ネットフェスティバル」を開催します。
- ○開発された商品については、量販店やコンビニエンスストアなどでの展示販売、首都圏のセレクトショップ などへの出展、各種展示・商談会などへの参加を促し、県内外へのPRを推進します。
- ○農業者を中心にインターネット商取引に関する研修会を実施するなど、県産農畜産物やその加工品の販路拡大を支援します。

目標指標

指標	現状(H21)	目標(H27)
◎6次産業化による新たな加工食品の開発数(累計)	28 品	80 品
○農産加工により 500 万円以上の売り上げがある農業経 営体・団体数	46 団体	71 団体

地域の特徴的な取組

- ●ゆずやブルーベリーなどの地域特産物を菓子やリキュール類、調味料などに加工し、その付加価値を向上 させるとともに販路拡大を進めます。(中濃地域)
- ●宿儺かぼちゃを焼酎、アイスクリーム、鬼まんじゅうなどに加工し、消費拡大を支援します。(飛騨地域)

4-3 多様な担い手の育成・確保

4-3-1 意欲ある新規就農者の育成・確保

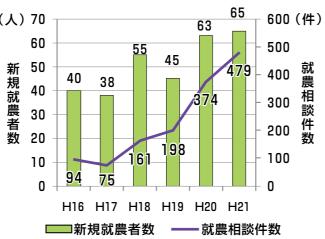
【ポイント】

農業従事者の高齢化が進むなか、地域が一体となって取り組む就農支援活動や相談体制を整備し、新規就 農者の育成・確保を図る。

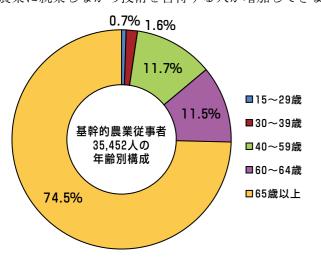
現状と課題

- ○県内における65歳以上の基幹的農業従事者は全体の 7割を超えており(2010年世界農林業センサス)、県 農業の維持・発展のためには、早急に新規就農者の育(人)70 成・確保を進める必要があります。
- ○就農相談会などでの相談件数は、平成21年度に479件となり、年々増加しています。また、平成19年6月に稼働した「ぎふ就農ナビ」へのアクセス件数も増加するなど、就農希望者は確実に増加していますが、空き農地や中古機械の情報量が十分ではありません。
- ○新規就農者は年々増加傾向にあり、平成21年度には65 名の方が就農しています。農業大学校や国際園芸アカデミーなどの新卒者の他、30代、40代で転職して就農する場合もあり、県はこれまでにも「農業で夢再発見研修」など受講生のニーズに対応した基礎から実践ま

新規就農者数と就農相談件数の推移 (県農政部及び岐阜県農畜産公社調査)



- での就農支援研修制度を充実させ、技術面での円滑な就農を支援してきました。
- ○県が開催する各種就農支援研修や、JA全農岐阜が運営するいちごの新規就農者研修施設などでの実践研修の受講により、就農希望者の知識や技術力の向上を図っていますが、研修中の受講生の収入確保や産地での受入体制・支援体制が不十分です。
- ○農業大学校は、県の担い手育成の拠点施設としてこれまで多くの優秀な農業者を輩出していますが、近年、 農業基盤のない非農家出身者が増加傾向にあるなど、優秀な人材の養成と卒業後の円滑な就農が課題となっ ています。
- ○農業法人の雇用確保の支援を受け、平成20年度から平成21年度にかけて53農業法人が82名を雇用するなど、 農業に就業しながら技術を習得する人が増加してきました。



2010年世界農林業センサス (農林水産省)

ぎふ就農ナビホームページ



取り組む施策

(1) 新規就農相談体制の強化

- ○就農相談員の充実など青年農業者等育成センターにおける相談体制の強化を図ります。
- ○インターネットでの情報発信を充実させるため、空き農地や使用していない農業用機械、さらには空き家などの情報を掲載するなど「ぎふ就農ナビ」の充実を図ります。
- ○就農相談などにおいて岐阜県農業会議等関係団体との連携のもと、農業法人への就業を斡旋し、農業法人の 雇用確保を支援します。

(2) 相談から就農までの一貫した支援体制の確立

- ○各地域ごとに J A、市町村、生産者組織等が連携した「地域就農支援協議会」を設立し、相談から就農までの一連の過程で情報共有化と各種支援が受けられる新規就農支援システムを整備します。
- ○女性の新規就農者は、女性農業経営アドバイザーを 活用した相談体制づくりやネットワークづくりも進 め、就農や農村生活に対する不安の解消を図ります。
- ○就農時における技術や経営ノウハウ習得のため、J A全農岐阜や各JAが行う地域密着型の新規就農研 修を支援し、各品目の産地と連携した就農支援体制 を充実させていきます。

(3) 農業教育での就農等支援

- ○農業大学校や国際園芸アカデミーでは、卒業生の就農や関係業界への就業が円滑にできるよう実践的な教育 カリキュラムを実施し、営農意欲の高い青年農業者の育成を図ります。
- ○農業高校などとの意見交換会を開催するなど教育関係機関との連携を強化し、農業高校生などの農業に対する職業観を醸成するとともに、就農意欲の高い生徒の農業大学校などへの入学を誘導します。

目標指標

指標	現状(H21)	目標(H27)
◎新規就農者の確保	平成 23 年度から平成 27 月	度までの 5 年間で 400 人
◎地域就農支援協議会の設立	平成 27 年度までに	県下 42 市町村をカバー

地域の特徴的な取組

- J A 全農岐阜の実施するいちご研修事業に加え、J A、市町や関係機関と連携して、就農準備から就農後までの一貫した就農支援体制を新たに構築し、新規就農者確保を図ります。(岐阜地域)
- ●農業大学校、国際園芸アカデミー、JA及び市町村等と連携して人材確保を図るとともに、就農支援研修及 び就農希望者の受入れ体制の整備を支援し新規就農を進めます。(可茂地域)
- ●くり及びトマト、ナスにおいて「新規栽培チャレンジ塾」を開講し、新たなくり、トマト、ナスの生産者を 積極的に確保し、面積拡大と生産量の増加を図ります。(恵那地域)
- ●飛騨トマトを推奨品目に定め、新規就農希望者や農業参入希望企業等に対する相談から技術・経営指導を、 市村、JA、生産者等と連携して推進するとともに、積極的な情報提供と地域への受入れ体制を整備し、ト マトの新規栽培者を確保します。(飛騨地域)

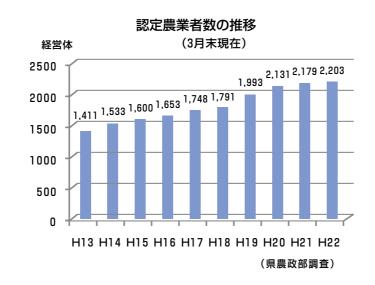
4-3-2 認定農業者・農業法人等の育成・確保

【ポイント】

農業者の経営規模の拡大や集落営農の法人化、さらには農業法人の雇用対策を進め、意欲ある担い手の効率的かつ安定的な農業経営の実現を図る。

現状と課題

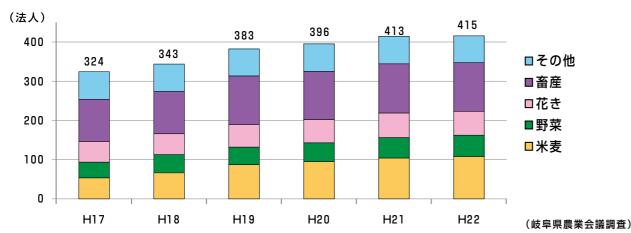
- ○本県の一戸当たりの米作付面積は、全国平均の84aに対して44aと零細(H21年水稲共済引受面積/引受戸数)であり、規模の小さい農家が生産の大部分を担う農業構造であることから、担い手へ農地集積を進め生産効率の向上を図る必要があります。
- ○自らの創意工夫により経営発展を目指す認定農業者は、平成21年度末で2,203経営体となり、県下各地において地域農業のリーダーとして活躍をしています。平成19年度は、新たに取り組みが始まった水田経営所得安定対策において認定農業者であることが加入要件であったことから、土地利用型の認定農業者が急増しました。



しかし、65歳以上の認定農業者の占める割合が2割と、5年前と比較し2倍に増え、認定農業者も高齢化が進んでいます。

- ○平成22年度から国の支援策が認定農業者に限定したものでなくなったことや、高齢を理由に更新を行わない 認定農業者が増え、今後認定農業者は減少に転じることが予測されますが、認定農業者を始めとする担い手 が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう支援する必要があります。
- ○農業法人は、水田経営所得安定対策に加入した集落営農組織の法人化が進んだことや、セミナーや相談会などを開催し法人化のメリットを啓発したことにより、平成22年4月現在で415法人まで増加し、その7割は株式会社などの会社法人となっています。
- ○水田経営所得安定対策により集落営農組織の法人化を進めたところについては、経営の安定化を図るため、 新たな品目の導入など、適切なフォローアップが必要です。

農業法人数の推移(4月1日現在)



(1) 担い手の経営基盤強化

- ○農地利用集積円滑化団体が行う農地利用調整活動などにより集落営農の組織化を加速させるとともに、認定農業者や 集落営農組織などの担い手に対し、優良農地の面的集積を 促進します。
- ○認定農業者や農業法人等の経営の発展や安定化を図るため、戸別所得補償制度や農業金融制度を活用し、経営体の規模や意向に応じ新規品目の導入や6次産業化による経営の多角化を支援します。
- ○担い手の後継者への円滑な経営継承を推進するため、50~ 60歳代の経営者及び後継者への経営継承計画の説明や作成 指導などを行います。



新規品目のブロッコリーの栽培を始めた集落営農組織



設定農業者等を対象にした農業簿記講座

- ○認定農業者や農業法人の規模拡大などに必要な農業用機械・施設などの整備を支援し、経営基盤の 強化を図ります。
- (2) 集落営農組織の法人化の促進
- ○意欲ある集落営農組織や認定農業者等について は、専門家による農業簿記講座による経営分析力 の向上や法人化講座による法人化を進めます。

(3) 農業法人等での雇用確保

○岐阜県農業会議との連携のもと、就業希望者の 情報提供、斡旋などの支援を行います。また国の 雇用事業を活用して、就業者の技術習得を進めま す。

42

目標指標

指標	現状(H21)	目標(H27)
◎農業生産を行う法人数	417 法人	580 法人
◎担い手が担う水田の面積割合	32 %	50 %
◎新規品目(米・麦・大豆以外)導入を図った集落営農 組織数	27 組織	72 組織

地域の特徴的な取組

- ●集落営農組織の法人化を促進し、農地利用集積を支援するとともに、耕畜連携を進め、飼料用米栽培等の飼料生産コントラクターの育成を推進します。(西濃地域)
- ●関係機関との連携により就農希望者の就農を支援する一方で、茶と柿産地では農業従事者の高齢化に対応した作業受託組織の育成を支援します。また、水田農業経営体の経営安定に向け、集落営農組織を中心とした法人化を推進します。(揖斐地域)
- ●知名度の高い「郡上」「奥美濃」「ひるがの」の名称を冠した農産物・加工品の特産群を構築し、地域全体を 巻き込んだ6次産業化を進め、経営感覚の優れた担い手を育成します。(郡上地域)

4-3-3 中山間地域農業を支える共同組織の育成

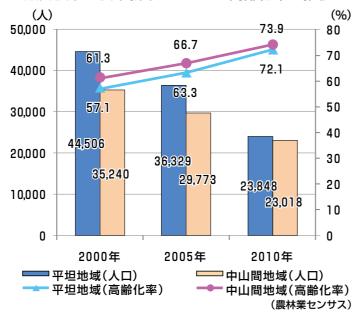
【ポイント】

中山間地域の農業を支える担い手の育成・確保が重要な課題となっており、特に小規模・高齢化集落の農地を守っていくため、集落営農を組織するなど担い手の育成を図る。

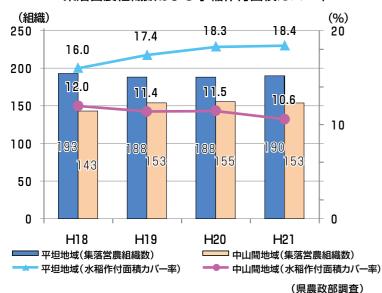
現状と課題

- ○中山間地域は、平坦地域に比べ傾斜地が多く区画も小さいなど営農条件が悪いため、生産コストが高くなっています。集落営農組織数は、平坦地域の190組織に対して中山間地域は153組織あり、集落営農組織が作付けする水稲面積の割合は、平坦地域の18.4%に対して中山間地域は10.6%と低くなっています。また、小規模農家が多く、住民の高齢化などにより農作業機械を操作するオペレーターの確保も難しいのが現状です。
- ○そうした担い手不在の地域では、集落内農地の集積を進め、集落営農組織を育成し、作業の効率化やコスト
- 低減のための農業機械の導入を推進する必要 があります。
- ○また、農道や農業用水路の維持管理などの農業面から防災や祭など生活面まで、農業集落が活動の単位となっていますが、人口の減少により農業集落そのものの消滅といった事態も危惧されています。集落機能を維持し、農業生産や農村文化を次世代に継承するためには、集落外からの担い手組織の誘致や、都市部からの移住・定住者の確保を図る必要があります。
- ※小規模・高齢化集落:農家戸数が19戸以下で、農家人口の高齢化率(65歳以上)が50%以上の集落 ※中山間地域とは、農林統計に用いる農業地域類型 区分にて、中間農業地域および山間農業地域を合わせた地域

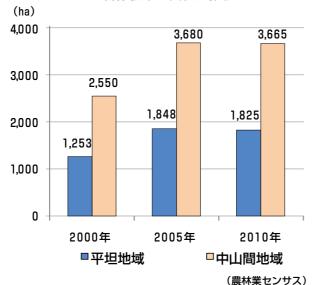
販売農家の農業職業人口および高齢化率の推移



集落営農組織数および水稲作付面積カバー率



新作放棄地面積の推移



取り組む施策

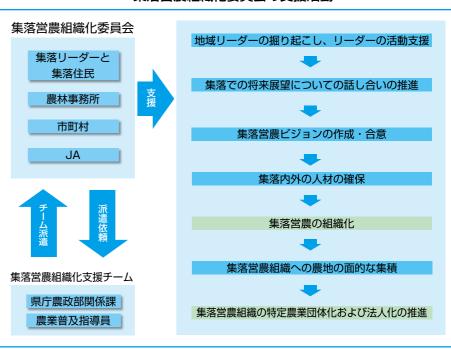
(1) 集落リーダーの掘り起こし

- 〇中山間地域の小規模・高齢化集落のうち、集落営農組織等担い手が不在で将来の具体的な営農計画をたてていない地域(110集落)に対し担い手の実態調査を実施し、5地区程度をモデル集落として選定します。
- ○モデル集落に対して、県職員による支援チームを編成し、集落リーダーを発掘するなど集落営農組織化へ向けた取組を支援するとともに、県、市町村、JA等関係機関で「集落営農組織化委員会」を設立し、集落営農の組織化について集落全体で検討を行い合意形成を目指します。

(2) 集落営農の組織化・経営の安定化

- ○集落営農組織化委員会を中心として、農地の利用調整や農地・集落の維持に必要な機械・施設の整備、地域特産農産物を活用した所得確保の取り組みを支援します。
- ○農地利用集積円滑化団体が行う農地利用調整活動などにより、集落営農組織への農地利用集積を促進するとともに、特定農業団体化や特定農業法人化への誘導を合わせて推進します。
- ○担い手の育成のため、農業機 械の取扱いや農作業中の機械 事故防止に向けた啓発、さら には基本的な栽培技術の習得 のための技術研修を実施しま す。

集落営農組織化委員会の支援活動



(3) 集落外からの担い手確保

- ○近隣の集落営農組織を中心に担い手不在集落の農地集積や複数の集落営農の合併による集落営農の組織化を 支援します。
- ○集落外からの担い手を発掘するため、担い手(オペレーター)の公募や大都市圏での就農フェアを開催します。また本県への移住希望者が多い愛知・名古屋を重点ターゲットとした、農・林・商工部門との連携による移住・就農関連相談会の開催により、グリーン・ツーリズムや二地域居住、移住・定住といった農村への回帰志向のサポートを行うとともに、地域の受入れ体制を整備します。

日標指標

指標	現状(H21)	目標(H27)
◎中山間地域における集落営農組織	153 組織	200 組織
○中山間地域において集落営農組織が担う水稲作付面積のカバー率	10.6%	15.0%

4-3-4 企業の農業参入や小規模農家への支援

【ポイント】

中山間地域の農業を支える担い手の育成・確保が重要な課題となっており、特に小規模・高齢化集落の農 地を守っていくため、集落営農を組織するなど担い手の育成を図る。

現状と課題

- ○定年退職や早期退職などにより離職した中高年の就農希望者が増えており、県が実施する就農支援研修のうち、座学で農業の基礎を学ぶ「農業やる気発掘夜間ゼミ」などの受講生から、平成21年度は38人が農業を実践するなど、今後も就農希望者の増加が見込まれます。
- ○JAが産地の特産物を栽培する定年帰農者の確保を目的として実施している「帰農塾」では、3カ年(H19~21)で500名以上の受講者がおり、そのうち97名(H19~21)が就農定着しました。
- ○近年、余剰労働力の活用や新たなビジネス創出のため、異業種企業の農業参入が進んでおり、県内でも平成21年度までに18法人(NPO法人を含む)が参入しています。
- ○平成21年の農地法等の改正に伴い、企業の農業参入の規制 が緩和されました。このため、これまで以上に企業やNP ○法人を多様な担い手としてとらえ、農業参入のための制 度周知や意向確認を進めていく必要があります。
- ○女性農業者は、農業人口の過半を占め、自らの農業経営や 農村社会において重要な役割を担っていますが、女性の社 会参画は十分に進んでいません。このため、女性の持つ能 力が十分に発揮され、役割が適正に評価されるよう環境づ くりを行う必要があります。

就農支援研修体系 (H22)

農業やる気発掘夜間ゼミ



就農体感ツアー



帰 農 塾

-

短期農業体験研修



農業で夢再発見研修



(実践研修) あすなろ農業塾 産地での専用施設での研修 いちご新規就農者研修 農の雇用事業

農業以外の分野から農業参入した企業数の推移





JAが開催するナスの「帰農塾」

取り組む施策

(1) 企業の農業参入の促進

- ○県段階で相談窓口を整備し、企業と地域との仲介や参入企業からの相談を受けるコーディネーターを設置するとともに、建設業や食品産業を中心に農業参入を希望する企業等に対し、農地法や各種助成制度などの情報提供を行います。
- ○参入時の課題解決のため、ガイドブックの作成や既参入企業をアドバイザーとして派遣するとともに、必要な農業機械・施設の整備を支援します。
- ○地域就農支援協議会が設立された地域 において、耕作放棄地などへ参入した い企業等の誘致を推進します。



中山間地域において建設業から参入した農業法人

(2) 定年帰農者の育成

○ J Aや産地自らが就農者の育成・確保に取り組む地域就農支援協議会を設立し、定年後就農を希望する人が 営農組合のオペレーターや直売所の出荷組合員になれるよう、協議会が開催する研修を支援します。

(3) 女性の農業経営・地域社会への参画促進

○女性が主体的に農業経営に参画し、自らの意思でJA役員や農業委員会へ積極的に参加するよう働きかけるとともに、「ぎふ農山村男女共同参画プラン(第2次)」に基づき、関係機関と連携して農村における男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりを進めます。

目標指標

指標	現状(H21)	目標(H27)
◎定年帰農者の確保	平成 23 年度から平成 27	度までの5年間で300人
◎農業参入した企業(NPO法人含む)数	18 法人	54 法人

地域の特徴的な取組

- ●建設業者の大豆、スイートコーン、きのこ栽培への参入事例を参考に、今後も他産業からの農業参入を円滑かつ着実に推進するため、情報提供、技術支援を実施します。(郡上地域)
- ●定年帰農希望者などを対象に就農に向けた技術支援を行うとともに、農産物直売所への参加を促進します。(東 濃地域)
- ●新規就農者、定年帰農者、異業種の農業参入に対して、各種支援制度の紹介など積極的に情報提供を進める とともに、地域での受け入れ体制を構築します。(下呂地域)

魅力ある農村づくり

4-4-1 環境保全の推進

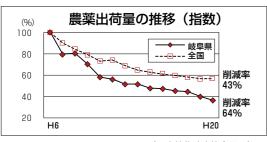
【ポイント】

ぎふクリーン農業や有機農業等環境にやさしい営農活動の推進、生物多様性に配慮した基盤づくりや水田・ 農業用水路を活用した環境教育など、環境との調和に配慮した取組を推進する。

現状と課題

○県では、環境保全を推進するため、平成7年に岐阜県環境基本条例を制定し、これに基づき環境基本計画を 定め、環境保全に関する様々な施策を進めてきました。

農業分野においては、環境に配慮した栽培方法であるぎふクリーン農業について平成7年に方針を策定 し、平成11年より表示制度を推進してきました。これにより農薬及び化学肥料の出荷量が平成6年対比で 60%以上減少するなど、農業生産活動を通じた環境への負荷は大幅に軽減されてきています。今後は県民の 環境意識も一層高まる中で、環境保全効果の高い営農方法の導入を取り入れるとともに、県民に情報発信し ていく必要があります。

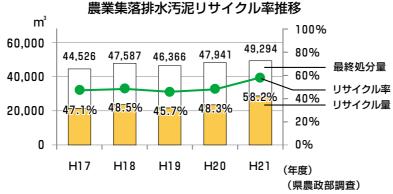


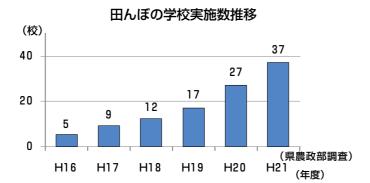
化学肥料出荷量の推移(指数) 100 80 ------- 全国 60 40 削減率 68% 20 H20 肥料の基礎統計(農林水産省)

(日本植物防疫協会調べ)

○家畜排せつ物の堆肥利用を促進するため、平成16年11月までに家畜の飼養頭羽数に見合った家畜排せつ物処 理施設を整備しました。家畜排せつ物の農地還元利用等の割合は約90%(平成18年)となっており、近年化 学肥料の高騰により堆肥の肥料効果に関心 農業集落排水汚泥リサイクル率推移

- が集まっています。
- ○農業集落排水の普及とともに汚泥発生量が増 60,000 加しており、発生汚泥のコンポスト化等によ る再利用を一層拡大する必要があります。
- ○地球温暖化防止の機運が高まるなか、農業 分野でも自然エネルギーの利用を図る必要 があります。
- ○小学生等を対象に農業や環境についての理 解を促進するため、水田や農業用水路を活 用した環境教育「田んぼの学校」を中山間 地域を中心に実施しており、今後も継続的 な取組が必要です。
- ○コンクリート水路の整備などにより水田と 排水路のつながりが断たれ、生き物が遡上 することが困難になっており、水田が持っ ていた産卵・繁殖・育成の場としての機能の 復元を図る必要があります。





取り組む施策

(1) 有機農業等環境保全型農業への支援

- ○実践技術の情報収集や研究開発、有機農業者と連携した就農支援体制の整 備、消費者理解を促進する啓発活動などを実施し、有機農業の普及拡大を 図ります。
- ○ぎふクリーン農業の普及拡大を推進するとともに、省エネ・省資源型の農 業機械・施設の導入支援や栽培技術の普及推進、地球温暖化防止などに効 果の高い営農活動に取り組む農業者などに対する支援を実施します。
- ○こうした取組を消費者に情報発信するため、温室効果ガスの排出削減効果 がわかる表示の導入を推進します。



生きもの調査

(2) 資源の循環利用と自然エネルギーの活用促進

- ○家畜排せつ物を原料とする堆肥の肥料効果を明らかにし、その情報を畜産農家と耕種農家が共有できるよう にするなど、肥料をより使いやすくする環境を整えます。
- ○農業集落排水汚泥のコンポスト化、食品加工残渣の飼料化、家畜排せつ物の臭気に含まれるアンモニアの回 収・肥料化などの取り組みを支援します。
- ○農業分野における自然エネルギー活用による環境負荷軽減方策として、農業用水路の落差などを利用した小 水力発電の導入促進を図ります。

(3) 生物多様性の推進

- ○農地・農村が有する「水土里」を美しい姿のまま未来に残し、その大切さを県民に知っていただくため、農 業・農村の多面的機能をPRする展示会や棚田の保全活動、農業用水の水源である森林の保全活動などの 様々な取組を「ぎふ水土里のプロジェクト」として推進します。
- ○次世代を担う子ども達に対し、水田や農業用水路などを活用した環境教育の取組を推進し、農業や環境に対 する理解の促進を図ります。
- ○水田魚道の設置や生物多様性に配慮した基盤整備により、生き物と人が共生できる農村環境の復元を図ります。

目標指標

指 標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎有機農業取組農家数	57戸	75 戸
◎農業集落排水汚泥リサイクル率	58 %	65 %
◎農業用水を活用した小水力発電の導入	O箇所	3箇所
◎水田魚道の設置に取り組む地区数	0地区	20 地区

地域の特徴的な取組

- ●農家自らが、産業廃棄物処分業の許可を得て、麺、パンなどの食品加工残渣を乳酸発酵させた飼料を生産し、 この飼料を給餌した豚のブランド化に取り組んでいきます。(岐阜地域)
- ●恵那市坂折の棚田では、住民組織による棚田の保全活動が始まっており、棚田オーナー制度による都市農村 交流など、地域の活性化を図っていきます。(恵那地域)
- ●ほうれんそうの省力・環境負荷軽減を目的に、県で開発された局所施肥同時播種機の普及により、規模拡大 と経営安定を推進します。(飛騨地域)

4-4-2 豊かで住みよい農村づくり

【ポイント】

社会的・地形的条件が不利な農村地域において、基幹的農道の整備、中山間地域のきめ細かな基盤整備、 環境に配慮した農村形成、さらには耕作放棄地や鳥獣被害の解消により、地域ぐるみの活力ある農村づくり を図る。

現状と課題

- ○農村地域には、生活の利便性や地理的条件、雇用の場などの条件から過疎化・高齢化が進んでいる地域があり、営農意欲の減退や農業の担い手不足が深刻化しています。また、これらが要因となって発生する耕作放棄地や鳥獣被害の増加が課題となっています。
- ○こうした課題に対応するには、基幹的農道の整備による農畜産物輸送の合理化に加えて、農村の安全・安心対策の充実につながる集落道などの整備による農村生活環境の向上を進め、豊かな自然環境を活かした農業生産活動を維持・推進することが必要です。
- ○また、「全県域下水道化構想」に基づき、農村の生活環境などを保全するため農業集落排水の整備を進めてきましたが、今後は施設の老朽化に伴う機能低下の対



基幹農道 神岡地区

策として、機械・機器などの更新整備が必要となってきています。

○耕作放棄地や鳥獣被害に対しては、関係者一体となって現状を認識し要因を分析した上でそれに対応する防止計画を立案し、地域ぐるみで対策を実践していくことが必要です。

取り組む施策

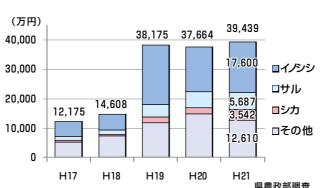
(1) 耕作放棄地の発生防止及び有効活用

- ○耕作放棄地の発生防止のため、中山間地域等直接支払制度や農業委員会のパトロール活動強化などにより農地を適正に管理するとともに、直売等販路拡大や加工による特産品づくりなど地域の特性を活かした農業生産を支援します。
- ○耕作放棄地の有効活用を図るため、重点推進期間を設定した集中的な再生利用運動の展開、企業等との連携、市民農園による新たな活用など、地域が作成する耕作放棄地解消計画に基づいた活動を支援します。

(2) 地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進

- ○全庁体制で組織する岐阜県鳥獣被害対策本部にて関係部局と連携を図り、生息地管理、被害管理、個体数管理の3つの対策を総合的に推進します。
- ○岐阜県鳥獣被害対策本部に設置する鳥獣被害現地対策 チームが重点支援地区において、市町村や関係団体等 30,000 と連携した施策を実施することで、地域ぐるみの効果的 な鳥獣被害対策を推進します。 20,000
- ○被害管理対策として、地域ぐるみで行う被害実態把 10,000 握や防護対策の立案、防護柵の効果的な設置や管理 徹底、モンキードッグ導入による追い払い対策など を促進します。

鳥獣による農作物被害の推移



- ○特に被害が大きい地域においては、鳥獣被害防止特措 法に基づき防除に努めるほか、特定鳥獣保護管理計画 に沿った野生生物の捕獲など適正な個体数の管理を進 めます。
- ○これらの対策を盛り込んだ市町村鳥獣被害防止計画の 作成支援、鳥獣被害相談員の増員と専門能力の向上に よる指導体制の強化などにより、県内全域での地域ぐ るみの効果的な鳥獣被害対策を進めます。

(3) 農村の生活環境整備の推進

- ○地域の合意や緊急性など、実情に応じて農業生産基盤の整備を計画的に実施し、優良農地、農業用水の安定確保を図ります。また、地域生活に直結する集落道や集落排水などの整備も重点化して行うなど、農業、生活の両面から農村地域の整備を推進します。
- ○基幹的農道については、国道、地方道及び林道などの整備計画などと連携しつつ、限られた予算の中で、各整備路線において既存道路と接続することで部分的に供用開始ができる区間を優先するなど、事業効果の早期発現を図っていきます。既設の基幹的農道においては、より安全を確保するための橋梁耐震化、安全防護柵の設置など緊急性の高いものから優先して整備します。
- ○供用開始されている農業集落排水処理施設の長寿命化を図るため、機能診断により施設状況を把握し、体系的に最適整備時期を検討したうえで計画を策定し、施設の機能強化対策を実施します。



集落ぐるみで行う効果的な防護柵設置



農業集落排水事業 春日地区

目標指標

指 標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎利便性の向上 基幹的農道の供用	638.9 km	656.0 km
◎中山間地域の基盤整備面積* ¹	4,343 ha	5,350 ha
◎耕作放棄地解消面積	平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間で 350ha	
◎獣害防護柵の受益面積	181 ha	900 ha

*1) 中山間地域で、更新及び保全対策を行った農業用用排水路や農道など農業用施設の受益面積とほ場整備等農業生産 基盤を実施した面積

地域の特徴的な取組

- ●美濃東部区域において、広域かつ基幹的な農業用道路と、周辺の区画整理などの農用地整備を一体的に行い、 農産物の物流の効率化と農業生産性の向上といった農業振興に加え、新たな地域間交流や都市農村交流など 地域の活性化を図ります。(中濃地域、郡上地域、可茂地域、恵那地域、下呂地域)
- ●効率的な農産物輸送を図るため、点在するトマト・ほうれんそうなど高冷地野菜の生産団地間や集出荷施設などを結ぶ基幹的農道の整備を進めます。(飛騨地域)

4-4-3 災害に強い農村整備

【ポイント】

農村の住民及びその下流域の住民みんなが安心して生活できるよう、農業用排水機場や農業用ため池の計 画的な整備や防災意識の向上など防災対策を図る。

現状と課題

- ○農業用排水機場の持つ水田などの湛水被害を防止する 機能やため池の用水を貯留する機能は、農業のみなら ず周辺住民の生命・財産を守り、住民の憩いの場とな るなど公益的機能を有しています。
- ○県内にある60箇所の農業用排水機場の約4割にあたる 23箇所では建設後30年を経過しており、適正な維持管 理により能力維持を図っていますが、老朽化による排 水能力の低下が心配されています。また、周辺農地の 宅地化などによる雨水保水能力の低下、建設後の地盤 沈下の影響による排水が必要な水量の増加など、これ までの排水機の能力では対応の不足も懸念されていま す。
- ○県内にある約2,500箇所のため池の1割以上で老朽化が 進行しており、その状況に応じた整備が必要です。平 成22年7月13日から15日の梅雨による豪雨では、農地 及び農業用施設にも多大な被害が発生し、八百津町の ため池では洪水吐*部分が洗掘し、決壊の恐れがあるこ とから下流の住民に避難勧告が発令されました。

今後、緊急性の高いため池から順次改修していきま すが、整備に必要な受益者同意や自治体の財政的な問 題などから整備に着手できないため池があり、災害時 の被害を抑制するため地域住民へため池の危険度など の情報を提供するとともに、ため池改修に対する理解 を高める必要があります。

※洪水吐:こうずいばき。大雨が降ったとき上流からの水を安 全に下流に流す水路

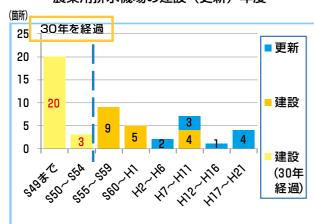


豪雨時の農地等の湛水被害(H16.10 大垣市)

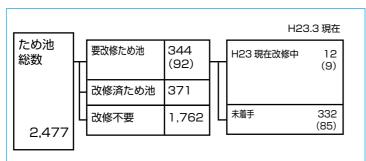


ため池の災害 (H22.7 八百津町)

農業用排水機場の建設(更新)年度



農業用ため池の状況



() 内は危険判定 1 ※で下流に民家等があるため池数で上段の内数 ※危険判定1:ため池診断で早急な改修が必要と判定

取り組む施策

(1) 農業用排水機場等の整備推進

- ○老朽化の進行した農業用排水機場については、運転管理者に対する技術指導を行うなど維持管理体制の強化 などにより長寿命化を図ります。
- ○緊急性が高まった排水機場から、河川整備計画などとの調整を図りつつ計画的に5年間で5箇所程度の改修 を進めます。



更新した排水機場 (羽島市 桑原地区)

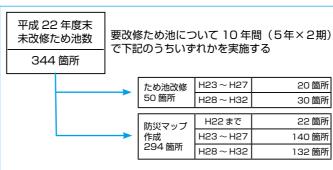


改修したため池 (美濃加茂市 小草場地区)

(2) 農業用ため池の整備推進

- ○老朽化が進行したため池の診断を行い危険度や緊急度を判定し、早急な改修を必要とするため池を優先的 に、5年間に20箇所を目標に改修を進めます。
- ○整備計画がまとまらない箇所については、県及び市町村が「ため池防災マップ」*を作成し、地域住民への 防災意識の啓発とともに、ため池改修への気運の向上を図ります。
- ※ため池の日常管理、危険性、決壊時の被害想定、緊急時の 対応等をまとめ、地域住民に配布するもの。

農業用ため池の整備計画





ため池防災マップ例(恵那市H21)

目標指標

指標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎豪雨・地震等の防災対策を実施した農地面積 ※ 1	平成 23 年度から平成	27 年度までの 5 年間で 1,000ha
◎防災マップ作成ため池数 ※2	22 箇所	162 箇所

※1: 農業用排水機場による湛水が減少する面積及びため池の改修により浸水等の被害が軽減する面積の合計

※2: ため池防災マップ作成により、ため池の管理及び非常時の避難等を周知し、減災されるため池数

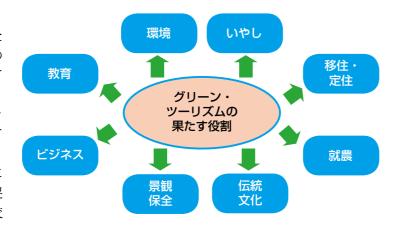
4-4-4 都市と農村との交流促進

【ポイント】

自然、文化など農村の豊かな地域資源を活用した都市との交流を促進し、交流人口の増加による農村地域の活性化を図るため、人材育成やネットワーク強化などの受入れ体制づくりと、効果的な情報発信を図る。

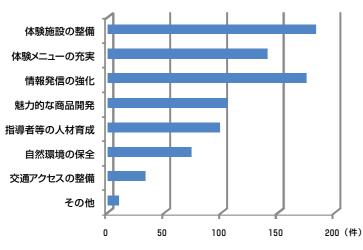
現状と課題

- ○都市住民の価値観が「もの」から「こころ」 の豊かさへシフトする中、団塊の世代は新た なライフスタイルとして「田舎暮らし」への 関心が高くなっており、学生等若者において も、農業や農村への関心が高まっています。 また、企業等の社会貢献や都市住民のボラ ンティア活動に対する意識が高まりを見せて います。
- ○小中学生の農村地域での長期宿泊体験活動により、協調性や自立性の向上、学習意欲の促進などの教育的効果が認められており、学校単位での農村宿泊体験活動の増加が見込まれています。



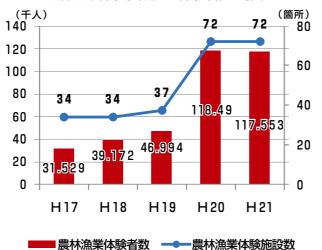
- ○一方、過疎化、高齢化が進む農村では、地域の自然、農畜産物、文化などの資源が豊富にあり、こうした 資源を活用した都市との交流(グリーン・ツーリズム)により、経済効果と農村地域の活性化が期待できま す。
- ○郡上地域、飛騨地域を中心にグリーン・ツーリズムの受入体制が整備されつつあり、グリーン・ツーリズム をきっかけとした若者の定住が見られるなど、先進的な取り組みを行う地域がありますが、地域間に格差が あり、県下全域への波及が必要となっています。
- ○県政モニターアンケートによれば、農林漁業体験活動への参加希望割合は高く、情報の提供を望んでおり、 都市住民や企業・団体などが必要としている農村地域の情報の提供や、受入体制(施設、人材、体験プログラム)づくりが必要となっています。

グリーン・ツーリズム推進のためにすべきこと



県政モニターアンケート結果(H21県農政部調査)

農林漁業体験施設数と体験者数の推移



(県農政部調査)

取り組む施策

(1) グリーン・ツーリズム情報の積極的な発信

- ○平成22年11月に県内等で開催された「全国グリーン・ツーリズムネットワーク大会」を契機に、県内各地に 点在し独自の活動をしている実践団体の連携を進め、面的な取組に拡大します。
- ○魅力的な体験プログラムの開発や企画運営ができるよう、インストラクター等指導者の育成や、実践団体、 行政、旅行業者、マスコミなどのネットワーク強化を進めます。

(2) 実践団体の活動強化

- ○実践団体と連携した学生インターンシップ活動の受入により、農村側の受入体制の充実を図ります。
- ○旅行業者などと連携し、新たなグリーン・ツーリズム商品の開発 を進め、学校関係者、青少年団体、ファミリー層及び団塊の世代 など、ターゲット別にプロモーション活動を行い、効果的な情報 発信を行います。

(3) 地域資源を活用した誘客促進

- ○岐阜の宝ものやじまんの原石を活用したモデルコースづくりな ど、飛騨・美濃じまん観光誘客プロジェクトと連携したPR活動 を展開します。
- ○体験施設や交流施設の整備支援、インストラクターの育成支援などを通じて、都市住民が安心して参加できるグリーン・ツーリズムの受け皿としての農林漁業体験施設の増加を図ります。
- ○全国の小学生が農山漁村で1週間程度の長期宿泊体験活動を行い、学ぶ意欲や自立心などを育む「子ども農山漁村交流プロジェクト」推進のため、体験活動提供者、行政等関係機関、団体等の連携を進めるなど、受入地域の体制整備を図り、将来を担う子どもたちの受入れを促進します。



旅行業者へのプロモーション活動 (郡上・田舎の学校)



小学校の農作業体験(ふるさと体験飛騨高山)

目標指標

指 標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎農林漁業体験施設数	72 箇所	90 箇所
◎農林漁業体験者数	118,000 人	150,000 人

地域の特徴的な取組》

- ●グリーン・ツーリズム実践者(団体)と関係団体で構成する「郡上・田舎の学校」を基軸に、農業を土台と しながら、林業・水産業あるいは商工観光や教育などとの連携を深め、一層魅力ある地域づくり、交流事業 を推進します。(郡上地域)
- ●名古屋圏域の住民をターゲットに、収穫・料理体験や産地直売所などが楽しめる観光農園を推進します。(東 濃地域)
- ●飛騨高山や白川郷など世界的な観光地としての知名度を活かし、国内外の観光客などの誘客、グリーン・ツーリズムなどによる活力ある農村づくりを推進します。(飛騨地域)

4-5 県民みんなで育む農業・農村

4-5-1 食と農に対する理解の醸成

【ポイント】

県民の食と農に対する理解を深めるため、「岐阜県食と農を考える県民会議」を中心に県民運動を展開する とともに、幼稚園・保育園、学校での食農教育を重点的に推進する。

現状と課題

- ○県では平成19年度に「岐阜県食と農を考える県民会議」を設立し、県内各地で実践活動を行っている方をサポーター(会員)として登録するとともに、このうちリーダー的な方を「世話人」として委嘱し、食と農への理解を深める取り組みとして地産地消活動を推進してきました。この活動をさらに広く展開していくためには、一般県民のみならず、朝市・直売所、ホテル・旅館、食品加工業者などの地産地消に関係する団体も広く参加する県民運動として進めていく必要があります。
- ○県では、食育の推進を図ることで県民の健康で豊かな生活に寄与するため、平成17年度に岐阜県食育基本条例を制定し、これに基づいて岐阜県食育推進基本計画を定め、食育の推進を図ってきました。

農業分野では、幼稚園・保育園などに対しては平成18年度に作成した「幼児食農教育プログラム」を普及し活用を進めるとともに、小中学校に対しては教職員を対象とした農業体験指導者講習会などを実施してきました。平成21年度には、農業体験学習を実施した幼稚園・保育園等は98%、小学校95%、中学校49%となっています。

- ○小・中学校においては、平成20年度から配置が始まった栄養教諭が中心となって、地産地消給食をもとにした食農教育活動が増加してきていますが、農業についての情報を子どもたちに効果的に伝えていくためには、地域の農業者の協力を得る必要があります。このため、平成21年度からはぎふ農業技術インストラクター制度により、学校などへ指導農業士など農業技術指導者を派遣しています。
- ○平成18年度以降食育推進ボランティアの育成を進めた結果、そのボランティアの活動により農業体験や調理体験などに参加した県民は平成21年度には1万人を超えています。
- ○稲刈りのみや芋掘りのみなど単発的な農作業体験にとどまらず、栽培期間を通して体験活動ができる教育ファーム活動として、椛の湖農業小学校や荒城農業小学校などが開講されてきていますが、まだその数は少なく、県内各地へ波及させていく必要があります。



幼稚園・保育園での農業体験活動



食育ボランティアの活動

取り組む施策

(1) 食と農に関する情報提供

- ○農業関係団体や民間企業、消費者団体などへ県民会議サポーターの輪を広げ、それぞれの活動情報をメーリングリストなどを活用して相互に情報発信できる仕組みづくりを進めます。
- ○県内各地のサポーターからの食と農に関する活動やイベントなどの情報をとりまとめ、ホームページなどにより広く県民に発信します。

(2)「食・農・環境」教育の推進

- ○県内の幼稚園・保育園への幼児食農教育プログラムの普及を進めます。
- ○これまで調理体験活動ができなかった幼稚園・保育園に対し、調理を指導する講師と食材ができるまでを伝えるチーム員からなる調理体験支援チームを派遣する「キッズ・キッチン活動」を実施します。
- ○ぎふ農業技術インストラクター制度の活用により、小中学校で行われる農業体験学習の内容を充実し、食と農への理解を深めます。



キッズ・キッチン活動

- ○地域の農業者が学校を訪問し、学校給食時に地元農畜産物や農業について語る出前食農教育活動を推進します。
- ○食育推進ボランティアの体験活動の場を増やすとともに、食農教育を受けたい人々とのマッチングを図り、食農教育を受けられる機会を増加します。
- 栽培期間を通して食と農の体験活動ができる教育ファーム活動を実施するボランティア団体などを支援します。
- ○小学生などを対象に水田や農業用水路を活用した環境教育「田んぽの学校」を開催し、農業や環境について の理解の促進を図ります。

(3) 食農教育を担う人材の育成・確保

- J A女性部や食生活改善団体などにおいて食育を指導できる「食育推進ボランティア」の育成を支援します。
- ○教諭、保育士などへの食農教育研修などを実施することにより、幼稚園や保育園、学校での食農教育指導方 法の定着を図ります。

目標指標

指標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎県民会議サポーター登録者数	535 人	5,000 人
◎教育ファーム活動をする団体	6 団体	10 団体
◎食育推進ボランティアが実施する食農体験活動の回数	156 回	193 回
◎田んぼの学校実施数	37 校	97 校

地域の特徴的な取組

●将来を担う若い世代や子供たちに食と農への理解と農業の魅力を伝えるため、加茂農林高校や地域の担い手 グループとの連携、更にはNPO等各種団体への働きかけにより「食農教育」を進めます。(可茂地域)

4-5-2 県民による農業・農村支援活動

【ポイント】

本県農業が引き続き安全・安心な食料を提供し、多面的機能を維持していくためには、地域の農業者だけ でなく広く一般県民などからの支援が必要となる。このため、県内外の多様な分野の人々が農業・農村の役 割を十分認識し、互いに連携しながら本県農業・農村を支えていく取組を支援する。

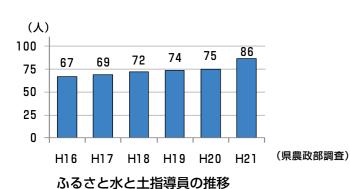
現状と課題

- ○平成19年度からはじまった農地・水・環境保全向上対策の 活用などにより、用水路・農地の保全活動や里山でのホタ ルの保護活動などへの一般住民の参加が進み、農業の多面 21.500 的機能への理解が進んできました。今後もこのような活動 を支援していくとともに、事業実施地区以外での理解を広 めていく必要があります。
- ○平成22年度に県内で開催された「第30回全国豊かな海づく り大会」は豊かな水を守る取組について県民が認識する契 機となりました。本県では「ぎふ水土里のプロジェクト」 による棚田や農業用施設の保全活動など、清流を守り伝え ·協定農用地面積 57ha る取組を支援していますが、今後もこの様な活動の輪を広 げていくことが必要です。
- ○農産物のオーナー制度や産地からの宅配制度などの利用に より、消費者が直接的に産地を支える取組が増えてきてい ます。また、グリーン・ツーリズムへの参加者も年々増加 しており、都市と農村が互いに支え合う土壌が育まれてい ます。今後も、消費者が積極的に県内産の農畜産物を購入 したり、農業・農村を応援したりできるような仕組みづく りを行っていく必要があります。
- ○農業が持つ社会的意義を学ぶため、農業体験学習を実施す

る保育園や学校が増加してきました。しかし、まだ単なる栽培体験にとどまっている例も多く、食との関わ りや大切さを学ぶ「食農教育」まで誘導していく必要があります。

他方、医療や福祉の現場では農業や園芸活動をリハビリの一環として取り入れる動きがあります。本県で も平成14年度から医療・福祉施設が行う園芸活動を支援する「園芸福祉サポーター」を育成し、平成21年度 末までに548名が登録されました。今後、岐阜県園芸福祉協議会などを活用して施設などでの活動について 支援していく必要があります。

○農地や農業用施設の利活用を通じた保全活動に対する助言や推進指導を行う人材を「ふるさと水と土指導 員」として委嘱するとともに、その活動の支援を行っていますが、今後もこのような地域と密着した取組み が必要となります。



(人) 600 421 400 268 185 200 H16 H17 H18 H19 H20 H21

(県農政部調査) 園芸福祉サポーター数の推移

21,976 21,953 21,650 H19 H20 H21

農地・水・環境保全向上対策の取り組み面積

【事例】海津市 松木地域保全管理組合

- 参加延べ人数 743人(うち非農家 46%)
- ・住民総出の水路清掃作業、子供会で外来生物の勉強会、



取り組む施策

(1) 清流を守り伝える取組の推進

- ○農業者だけでなく地域の住民が一緒になった農業用 施設の維持管理や畦畔の草刈りなど農地や農村の環 境を保全する活動について、交付金等を活用し支援 します。
- ○ぎふ水十里のプロジェクトによる棚田や農業用水の 保全活動など、県民参加型の農村体験イベントなど を進めます。また、農業用施設や農地の保全を目的 とした地域住民活動に必要な助言・指導を行う地域 リーダーとして、ふるさと水と土指導員の育成を進 めます。
- ○農業用水や水田で子供を対象にした生き物の調査を 実施するとともに、小魚や昆虫が身を守れる草むら などビオトープの造成、蛍のえさとなるカワニナの 放流など、農村での生き物保護活動を進めます。



生き物調査の活動

- ○将来に残すべき農村景観や伝統文化の保全に取り組んでいるNPO法人や団体などの活動を広く紹介しま
- ○清流を守り伝え、「清流の国ぎふづくり」に取り組むため、「長良川あゆパーク(仮称)」構想を推進しま す。

(2) 県産農畜産物の購入促進

○農業・農村を直接的に支える活動として、量販店などにおいて、県産農畜産物の販売コーナーの設置を推進 するとともに、消費者が県産農畜産物を購入することで生産者を支える仕組みづくりを推進します。

(3) 農業・農村支援団体の取組支援

- ○教育分野への取組として、幼・保育園での幼児食農教育プログラムの普及など、農業・農村が自らの食や身 近な環境に対しても関係していることが理解できる「食・農・環教育」を促進していきます。
- ○農業や園芸が有する心身の癒し、健康維持増進などの機能を活用して、NPO法人を中心とした園芸福祉活 動が行われています。県で育成された園芸福祉サポーターの組織的な活動について支援していきます。
- ○「岐阜県農業大学校生を応援する会」が行う農業大学校への入学誘導から在学中の教育指導、就農奨励金の 交付による就農支援など、農業大学校生に対する幅広い応援活動が促進されるよう支援していきます。

目標指標

指標	現状(H 21)	目標(H 27)
○農地や農村の環境保全向上活動に集落で取り組む 協定面積	22,000 ha	24,000 ha
◎棚田保全活動団体数	5団体	12 団体

地域の特徴的な取糺

●下呂市竹原地域では、農地や農業用施設、集落環境を保全する活動組織が連携し、見所マップやかわら版な どのツールにより地域の魅力を発信していきます。(下呂地域)

4-5-3 企業等の農業・農村での活躍

【ポイント】

県内外の企業を農業・農村の新たな担い手として位置づけ、農地制度の周知や事業の活用、また農村側とのマッチングを進め、農業・農村への参入支援を図る。

現状と課題

- ○農業従事者の減少や高齢化が進む中、農業・農村を維持・発展させていくためには、既存の生産者だけでな く、経営感覚に優れた企業等の参入や社会貢献の活動といった新たな力が必要です。
- ○農業をビジネスチャンスとして、また社員への研修や福利 厚生、さらには社会貢献による企業価値向上の手段として とらえ、実際に農業参入をする事例、農業・農村を応援す る企業の取組も行われています。
- ○農村と企業が連携し協働活動を進め、ともに元気になることを目的として、県では「ぎふ一村一企業パートナーシップ運動」を推進してきました。これまでに8つの企業や大学が登録し、各地域で活発な活動を展開しています。この様な取組をもっと県民へ周知し、参加企業の輪を広げていく必要があります。
- ○県産農畜産物の有利販売や農村地域の活性化につながるよう、農業者と企業との情報交換の機会を設けるなど、企業が参画しやすい活動を行う必要があります。



企業の社員研修での田植え体験 (株)ハラキン)

○県の試験研究機関が、関連企業や大学などと連携し、農畜産物の新たな栽培方法や含まれる成分の研究を共同で行っています。この様な「産・学・官」の連携により、新たな品種や栽培方法の確立に向けた取組を続けていくことが必要です。

ぎふ一村一企業パートナーシップ運動登録事例

平成 23 年 1 月現在

登録団体	農村側パートナー	活動內容
パブリックシステム株 式会社/郡上八幡・山 と川の学校(郡上市)	郡上市	◇市内のフィールドを活用した都会の子どもたちの自然体験活動の展開 ◇耕作放棄地などを活用した農業体験活動の展開 ◇体験活動時の食事提供で地元農産加工組合・農家民宿との連携
中京学院大学中京短期 大学部(瑞浪市)	瑞浪マコモ生産出荷 組合 (瑞浪市)	◇市内関係団体と連携したマコモ栽培、マコモタケの収穫・加工・調理・ 販売についての体験実習の実施など
株式会社サラダコスモ (中津川市)	中津川市	◇市内農家女性グループの活動支援(農家手づくりレストラン開設) ◇ちこり芋栽培での休耕地の活用、ちこり芋を活用した商品開発など
株式会社ハラキン (多治見市)	富田をよくする会 上矢作営農組合等	◇恵那市内のフィールドを活用した農業体験型企業研修事業 (ACT (ア グリカルチャー・トレーニング)事業)の実施
アストラゼネカ株式会社 (大阪市)	N P O法人恵那市坂 折棚田保存会	◇全従業員約3千人が全国 50 地区以上で活動する「高齢化する村を応援する プロジェクト(C - d a y)」の一環として、草刈りなど農作業などを実施
名古屋商科大学 (愛知県日進市)	NPO法人青空見聞塾 (東白川村)	◇国際ボランティアサークルを中心とした学生と村民(子ども)との交流 や共同学習活動の実施
千代菊株式会社 (羽島市)	アイガモ稲作研究会 (羽島市)	◇消費者にアイガモ米づくりから地酒の仕込みなどを体験していただく都市農村交流活動「羽島体験プロジェクト」を実施
株式会社恵那川上屋 (恵那市)	かみのほゆず生産組 合㈱ハートランドか みのほ等(関市)	◇地元特産品のゆずのPRと産地化に向けた栽培支援、新商品の開発 ◇地元「ゆずまつり」への参加とイベント限定商品の販売

取り組む施策

(1) 企業と農村側とのマッチング

- ○農村で活動する企業の調査やその活動の紹介、また農村と企業とのマッチング機会を設けることなどにより、企業あるいは都市との結びつきを深める「ぎふ一村一企業パートナーシップ運動」を一層推進します。
- ○グリーン・ツーリズムの推進を行う中で、農村地域で様々な活動を行うNPO法人や流通業者、旅行業者などを巻き込んだ新しい農業体験プログラムの開発や、地域資源の掘り起こしを行います。

(2) 企業等が有する能力の活用

- ○企業等がビジネスや社会貢献活動として行う、農村の景観維持や多面的機能の保全に関する様々な取組を広報や技術的助言などにより支援します。また、県の試験研究機関と企業や大学との共同で、新たな品種や成分の開発を進めます。
- ○米粉をパンや麺に加工する企業・団体で構成された岐阜県産米粉普及推進ネットワークの活動を支援し、米粉の消費量を増加させる取組を推進します。

郡上八幡・山と川の学校の取組

パブリックシステム(株)

市内のフィールドを活用した都会の子どもたちの自然体験活動をメインとしていますが、この他にも、耕作放棄地を活用した農業体験活動の展開、体験時の食事や宿泊提供での地元農産加工組合や農家民宿との連携、さらには地元の祭りの再興などに関した活動も展開し、農村の活性化に寄与しています。

また、この様な活動に携わったスタッフが、これまでに20名ほど地元に移住しており、農村地域の担い手として育っています。

この様に、一村一企業の取組は、農村と企業 とを同時に元気にするものとして、様々な波及 効果が期待できます。



(3) 企業等の農業・農村での活動紹介

○農家レストランや市民農園を運営する企業、耕作放棄地の再生活動や棚田の保全活動を行う企業・NPO法人など、企業等が経営や社会貢献活動の一環として取り組む活動を、ホームページやメールマガジンで広く紹介し、企業の農業・農村での活動を推進します。

クボタeプロジェクト(農業分野)

国民への食料供給・国土の環境保全など、重要な役割を担う日本農業 は近年、農家の高齢化、就業人口の減少、地域の過疎化などの問題に直



耕作放棄地の解消活動

目標指標

指 標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎農業参入した企業(NPO法人含む)数	18 法人	54 法人
◎ぎふ一村一企業パートナーシップ運動登録数	8件	18 件

第5章 品目別の振興方向

5-1 重点品目の振興方向

全国的にみても出荷額や市場評価が高く、所得向上の実現につながることが期待される5品目(夏秋トマト、 夏ほうれんそう、えだまめ、かき、飛騨牛)と、水田の有効活用品目として今後需要の拡大が見込まれる新 規需要米を重点品目として位置づけ、品目ごとに目標を明確にして強力に振興を図ります。

5-1-1 夏秋トマト

<振興方向>: 市場出荷量の増大

◎ 夏秋トマト出荷量 12,364t (H21) → 14,500t (H27)

<現状> 大阪市場*1でのシェア2位(H20)

現状と課題

- ○本県産のトマトは、夏期冷涼な気候を活かして中山間地域を中心に栽培される夏秋トマトと、冬期温暖な気候を活かして平坦地域で栽培される冬春トマトとの産地リレーによる周年生産・出荷体制が確立されつつあります。生産量は全国で8位(中部9県*2で2位)となっており、出荷先の中京市場や京阪神市場などから高い評価を得ています。
- ○作付面積と栽培戸数は生産者の高齢化などに伴い減 少傾向にあり、後継者や新規就農者の育成・確保が 必要となっています。 **复**秋 **旬別出荷量(t) 4,000**
- ○各産地でぎふクリーン農業に取り組み、消費者の視点に立った安全・安心な生産を実践していますが、 さらに高品質、安定生産を両立できる生産技術の確立・普及が求められています。
- ○近年、北海道等国内他産地との競合が激化する中で、盛夏期の集中出荷を分散し、有利販売につなげる取組が必要となっています。

夏秋トマトの旬別出荷量と単価の推移



取り組む施策

- ○担い手確保のため、研修支援や空きハウスの有効活用など新規就農者などの地域への受け入れ態勢の整備を 図ります。
- ○高単収者の技術移転や、時期別出荷量を平準化させるための早期・晩期作型の導入拡大などにより、安定生産技術や収量の高位平準化技術などの確立・普及を図り、「10トンどり」(10t/10a)を目指します。
- ○販売促進のため、実需者ニーズに対応したコンテナ出荷や販売形態 (アイテム) の多様化などへ対応して付加価値・差別化を図ります。

目標指標

指 標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎夏秋トマトの出荷量	12,364 t	14,500 t
◎新規就農者数	平成 23 年度から平成 27 年度までの5年間で 30 人	
◎作型分散による時期別出荷量の平準化* 28% (3ヵ年平均) 33 %		33 %

※夏秋トマト系統出荷における8・9月分以外の割合

*1 大阪市場: 大阪市中央卸売市場(本場) *2 中部9県:富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県

5-1-2 夏ほうれんそう

<振興方向>: 大阪・名古屋市場*でのシェア1位維持

◎ 夏ほうれんそう出荷量 8,496t (H21) → 8,750t (H27)

< 現状 > 大阪市場でのシェア1位 (H20) 名古屋市場でのシェア1位 (H20)

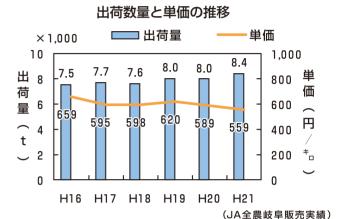
現状と課題

- ○本県産のほうれんそうは、平坦地域と中山間地域の産地リレーにより周年出荷されており、生産量は全国で6位(中部9県で1位)となっています。中でも、飛騨地域を中心に生産される夏ほうれんそうの生産量は増加傾向にあります。
- ○近隣の中京・北陸市場はもとより、京阪神市場においても大きなシェアを占めています。特に夏ほうれんそうについては、出荷期間(5~10月)を通じて市場占有率が6割を超え、安定した価格で取引されています。
- ○夏ほうれんそうの栽培期間は、高い需要に後押 しされ近年拡大傾向にあるものの、病虫害の増 加や盛夏期に生産が不安定となることが問題と なっています。

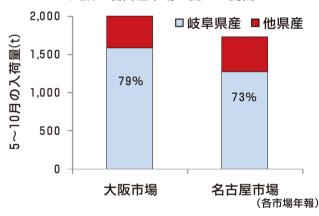
高温期における高品質・安定生産技術の確立・普及が課題です。

取り組む施策 💥

- ○ケナガコナダニなどの病害虫対策や、遮光資材 などを利用した高温期における高品質・安定生 産技術の確立と普及を推進します。
- ○売り場の確保と単価の安定化のため、生産現場 で調査箇所数を増やすなど出荷予測精度の向上 に向けた生産者組織などの取組を支援します。



大阪・名古屋市場に占める割合



- ○消費者への県産品アピールのため、量販店内において映像機器を用いた産地紹介を行うなどの販売促進活動 を支援します。
- ○保全管理水田などの活用促進、収穫機の導入による機械化、パイプハウスやかん水施設の導入支援により栽培面積の拡大を促進します。

目標指標

指 標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎夏ほうれんそうの共販出荷量	8,496 t	8,750 t
◎高温期(7~9月)の出荷量	3,945 t	4,100 t
◎栽培面積	926 ha	940 ha

*大阪市場:大阪市中央卸売市場(本場)、名古屋市場:名古屋市中央卸売市場

64

えだまめ 5-1-3

<振興方向>: 大阪市場*でのシェア1位を維持

○ 岐阜えだまめ出荷量 1,157t (H21) → 1,300t (H27)

<現状> 大阪市場でのシェア1位(H20)

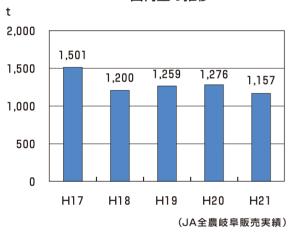
現状と課題

○えだまめ出荷量は全国第9位、中部9県では1位を誇る重要品目ですが、「A全農岐阜の共販出荷量は年々 減少傾向で推移しています。

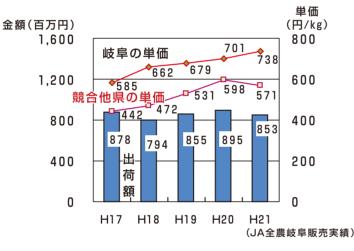
一方、防虫ネット栽培の普及などにより、京阪神及び中京市場においてトップ銘柄としての評価が定着し ており、有力な競合産地に比べても有利に販売されています。

○栽培者は年々減少していますが、新たな動きとして集落営農組織の法人化に向けた経営補完品目として、え だまめ栽培の取組が始まっています。





系統出荷金額と岐阜・競合他県の販売単価の推移



取り組む施策

- ○経営改善の一環として、岐阜市近郊の集落営農組織などに対して、生産者・関係者が一体となり水田におけ る転作作物としてのえだまめの導入促進を図ります。
- ○作業効率の向上を図るため、生産組織などにおける脱莢機、選別・調製施設などの整備について支援します。
- ○安全・安心なえだまめの生産拡大のため、防虫ネット栽培のさらなる普及推進を図ります。
- ○市場評価の向上を図るため、価格の高い時期における少量パッケージなど、販売規格の多様化に対応しま す。

目標指標

指標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎えだまめの共販出荷量	1,157 t	1,300 t
◎新たな生産組織数	1 組織	10 組織
◎防虫ネット栽培面積	42 ha	60 ha

*大阪市場:大阪市中央卸売市場(本場)

5-1-4 かき(柿)

<振興方向>: 東京市場*でのシェア1位を獲得

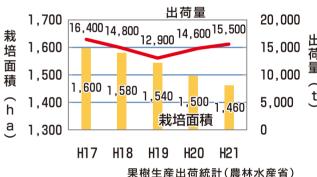
14,800t (H21) -> 15,000t (H27) ◎ 岐阜柿の出荷量

<現状> 東京市場でのシェア2位 (H20)

現状と課題

- ○本県のかきは、栽培面積及び収穫量ともに全国第4位を誇り主産県として知られていますが、担い手の高齢 化にともなう園地転換や生産放棄により、栽培面積は毎年減少傾向にあり、平成21年には1.460haとなって います。
- ○品種は、晩生の「富有柿」が栽培面積の70%を占める一方で、近年早生品種の代表格である「西村早生」 「松本早生富有」の市場評価が低下しています。このため、早生の新品種である「早秋」や「太秋」の新 植・改植を進め、生産を拡大させることが必要です。
- 〇本県産かきは、約14.800 t (H17~H21の平均) が出荷され、市場出荷を中心に、直売や宅配など多様な販 売がされています。なお、系統販売は東京・名古屋・岐阜市場を中心に6,520 t (H21) が出荷されていま す。 かき出荷量の推移
- 「目指せ!大玉うまい柿| 運動 (H10~) の成果に より、東京市場での本県産かきの評価が回復してお り、果実全体の消費量は減少傾向となっているもの の、かきの需要は底堅いものがあります。
- ○平成20年度には、袋掛け富有柿の中から大きくて赤 くて糖度の高いものを選抜し、「果宝柿」のブラン ド名で販売を始めました。県産「富有柿」全体のイ メージアップのためにも、「果宝柿」の品質を守り つつ生産量、販売量を向上させていくことが必要と なります。

出荷量



取り組む施策

- ○「集めよう柿園、守ろう柿産地」のスローガンのもと、放任園の実態調査を活用しモデル地区を設定し、地 域の柿園をまとめて管理する組織の設立を支援するとともに園地集積を推進します。
- ○間伐など基本技術の徹底による収量確保と大果・高品質果実生産を進めるとともに、新品種「早秋」「太 秋」などの新植と栽培技術の改善を図ります。
- ○「袋掛け富有柿」の高品質生産技術の普及を進め、「果宝柿」の販売量を増大し、大消費地の果実専門店や 量販店での消費宣伝や販路拡大によりトップブランドとしての育成・定着を図ります。

目標指標

指標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎岐阜柿の出荷量	14,800 t (H17~H21の平均値)	15,000 t
◎「早秋」「太秋」の作付面積	16.3 ha	30 ha
◎トップブランド「果宝柿」の販売数	189 個	5,000 個

*東京市場:東京都中央卸売市場

5-1-5 飛騨牛

<振興方向>: 知名度ランキングトップを獲得

◎ 飛騨牛認定頭数 11.437 頭 (H21) -> 13.500 頭 (H27)

<現状> 知名度ランキング全国5位(H20)

現状と課題

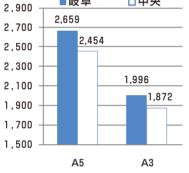
- ○飛騨牛は、銘柄牛の知名度ランキングで第5位となるなど、全国的なブランドとして定着してきており、県 内の和牛子牛、和牛枝肉の市場価格は、ともに全国平均に比べ高い水準を維持しています。
- ○飛騨牛は、平成19年まで順調に増加し、現在、平成22年目標11千頭以上の認定がされていますが、最近は、 飼料の高騰や景気低迷の影響による価格低下により、高齢者の廃業が進み、認定頭数が減少傾向にあり、今 後とも高級ブランドとしての「飛騨牛」ブランドを守り発展させていくために、改良・増頭を続けていく必 要があります。
- ○また、県内には名人と呼ばれる優秀な生産者が おり、その飼養管理技術を各経営体に伝承する ことで、生産基盤全体の技術レベルの底上げを 図る必要があります。
- ○飛騨牛の知名度アップのため、平成24年に開催 される第10回全国和牛能力共准会においても、 第8・9回大会に続き、最優秀枝肉賞の受賞か 期待されています。
- ○また、首都圏・海外での販売を通じて、飛騨年 の知名度をより高め、ひいては岐阜県への誘客(2009年6月日本政策 の増加など波及効果が期待されています。

牛肉ランキング

ŝ				
	順位	ブランド	産地	
-	1	松阪牛	三重県	
生	2	米沢牛	山形県	
•	3	神戸ビーフ	兵庫県	
3	4	近江牛	滋賀県	
-	5	飛騨牛	岐阜県	
	(2000年6月 日本政等			

全融公庫情報戦略レポート)

和牛去勢牛枝肉価格 (H16からH20年の平均) 円/Kg □中央 2.659



食肉流通統計(農林水産省) 「中央」は全国10中央食肉卸売市場の平均

取り組む施策

- ○空き牛舎の活用、交雑種肥育などから和牛肥育への転換により、飛騨牛 生産の基盤となる和牛肥育頭数の増加を促進します。また、県外に売ら れていた優秀な雌牛を巡回調査・啓発活動などにより県内での保留を支 援し、県内産肥育素牛自給率の向上と繁殖雌牛の増頭を促進します。
- ○素牛の生産コスト低減につながる生産と肥育の一貫経営を促進します。
- ○飛騨牛認定頭数増加と等級向上を図るため、血統などを考慮した計画的 な交配(産肉能力の高い雌牛に産肉能力の高い雄牛を交配)により、産 肉能力に優れた種雄牛の造成を行うとともに、普及研修会の開催などに よる飼育管理技術の向上を推進します。



- ○知名度ランキングトップを獲得するため、情報発信能力の高い東京・海外におけるトップセールスやキャン ペーンを実施するとともに、TV番組、新聞、雑誌を活用したPRなどを強化します。
- ○都内で飛騨牛を提供する拠点(料理店・販売店)の確保や流通体制の整備を推進します。

目標指標

指 標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎肥育用和牛素牛自給率	36.8 %	40 %
◎繁殖雌牛飼養頭数	8,910 頭	10,000 頭
◎飛騨牛年間認定頭数	11,437 頭	13,500 頭

5-1-6 新規需要米 (米粉用米・飼料用米)

<振興方向>: 作付面積の大幅拡大

◎米粉用米作付面積 8ha (H21) -> 240ha (H27) ○飼料用米作付面積 (WCS 除<) 239ha (H21) → 1.000ha (H27)</p>

<現状> 米の消費拡大と水田の有効活用策として期待

現状と課題

- ○米の消費拡大の一環として、米粉が注目されるようになりました。これは、米価の下落と平成20年の国際的 な小麦価格の高騰による価格差の縮小に加え、製粉技術の進歩により、小麦と同等な微粒な米粉ができるよ うになったためです。
- ○県内では、平成20年度に岐阜県産米粉を使用して米粉商品を製造している事業者が「岐阜県産米粉普及推進 ネットワーク | を組織するなど、米粉事業者の製造販売に対する機運が高まっています。
- ○平成22年度からスタートした国の戸別所得補償モデル対策において、米粉用米に対する助成制度が大幅に拡 大され、生産の拡大が期待されています。
- ○ただ県内に大規模な米粉製粉施設が少なく、安定供給が難しいことや小麦粉と比較して約2倍の価格であ ることなどにより、県内産米粉の利用拡大を図りたい米粉食品製造事業者など実需者のニーズに十分に対応 できていません。また、米粉を知っている消費者は増えましたが、身近に米粉商品を購入できる店舗が少な く、さらなる消費拡大が必要です。
- ○飼料自給率の向上のためには、水田において飼料作物生産を行っていくことが益々重要となる中、県ではわ ら専用稲の廃棄モミを養鶏用飼料として有効活用する取組が、全国に先駆け平成19年度から開始され、これ 以後、飼料用稲の作付けは拡大傾向にあります。
- ○今後、飼料用米の生産を一層、増加させるためには、保管施設の確保や、豚や牛などへ給餌するためのモミ 米加工方法などへの対応が必要となっています。

取り組む施策

- ○多収品種の導入検証や、安定生産のための低コスト栽培マニュアルの 作成など、生産者に対して栽培面での技術支援をするほか、IA等の 共同利用施設への米粉製造設備・機械の普及・導入に対する支援を行 います。
- ○食品事業者に対する米粉商品開発の提案や事業活用のアドバイス、学 校給食での米粉食品導入やコンビニへの売り込みなど、米粉の需要拡 大を推進します。



米粉を使った商品

○飼料用米の給与マニュアルを作成するとともに、豚や牛に給餌するた めの破砕機の導入や倉庫など既存施設の活用、飼料用米を給餌し生産した「お米育ち」の肉や鶏卵のPRな どを実施し、飼料用米の活用を支援します。

目標指標

指 標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎米粉用米の栽培面積	8 ha	240 ha
◎米粉の製粉量	70 t	1,440 t
◎岐阜県産米粉使用製造業者	19 業者	50 業者
◎飼料用米作付面積(WCS を除く)	239 ha	1,000 ha

5-2 米・麦・大豆

【ポイント】

米をはじめとする水田農業の基幹作物の販売価格と生産コストの差を補う、戸別所得補償制度を活用し水 田農業の経営安定と生産力を確保するとともに、保全管理などの不作付地に対する麦、大豆への作付転換を 促し水田の有効活用を図る。

現状と課題

- 〇本県の一戸当たりの米作付面積は、全国平均の84 a に対して44 a と零細(H21水稲共済引受面積/引受戸 数)であり、規模の小さい農家が生産の大部分を担う農業構造となっています。
- ○本県の平成21年産米平均単収は、488kg/10a(全国平均530kg/10a)と低く、単収向上が求められていま す。品質面では、1等米比率が、67.3%で全国平均の85.2%を大きく下回っています。これは、ハツシモの 1等米比率が低いことが主な要因です。
- ○ハツシモは、昭和25年以来の奨励品種で、県内において作付面積第1位の品種ですが、縞葉枯病に弱い欠点 を持っていたため、県農業技術センターにおいて縞葉枯病抵抗性以外はハツシモと同じ特性を持つ品種を開 発し、平成22年から「ハツシモ岐阜SL」として全面的に導入しました。今後は単収向上と安定生産、また 売れる米づくりに向けた取組を推進していく必要があります。
- ○水稲の品種は、全国的に「コシヒカリー「ひとめぼれ」「あきたこまち」などのコシヒカリ系品種への集約 が進んでおり供給過剰な状況であるため、本県の特色を活かした販売戦略を講じる必要があります。
- ○人口減少や高齢化の進行に加え、食の多様化により米の消費は年々減少しています。平成20年には一人当た りの年間米消費量は昭和40年の約半分にまで減少しており、米の消費拡大が必要です。
- ○麦は気象条件、ほ場条件などの影響から生産量、品質ともに年次変動がありますが、特に中山間地域では品 質(タンパク含量、色など)が悪く、実需者からはその改善を強く求められています。一方中山間地域を中 心に作付けされている大麦は、麦茶向けの需要があり、増産と安定供給が求められています。
- ○大豆は実需者(卸業者・加工業者)から、安定生産、安定品質が強く求められていますが、生産量、品質と もに年次変動が大きいことが課題となっています。
- ○平成22年度に戸別所得補償モデル制度が実施されましたが、本県においては基幹的な転作作物のある岐阜・ 西濃・飛騨地域で加入率が高く、県全体として生産数量目標が達成されるとともに飼料用米などの作付けに より水田の有効利用につながりました。



取り組む施策

(1) 米

①経営規模の拡大

- ○IA等の農地斡旋機能を活用し、担い手への優良農地の集積を推進し、担い手が担 う面積シェアの拡大を図ります。
- ○大規模経営においては、基幹となる品種と作業時期の異なる補完品種を適切に組み 合わせて作業分散を図ります。
- ○米の生産コスト低減のため、直播栽培の導入を進めます。

②品質及び単収の向上

- ○ハツシモについては、適正な肥培管理により、単収の向上、安定生産を図ります。
- ○米の品質向上のため、県内のカントリーエレベーター全てに色彩選別機の導入を進 めます。
- ○地球温暖化による米の品質低下に対応するため、適切な田植え・刈り取り時期の指 導など生産者への技術的な支援を行います。



新米の試食・PR

③消費の拡大

- ○生産者団体と連携して、県内の公共施設や企業の社員食堂における県産米の利用を促進するほか、新米販売 時期を中心に、県内量販店などでの試食・PRキャンペーンを展開し、県産米の消費拡大を推進します。
- ○産地精米商品や地域限定米など他県の米との違いを明確にした販売戦略を進めます。
- ○米粉の普及・定着に向け、米粉フェアや学校給食への導入など積極的にPRを行います。

作不適地では、大麦への麦種転換を図ります。

(2) 麦・大豆

①経営規模の拡大



小麦の刈り取り

②品質及び単収の向上 ○地域の気象などにあった品種の選定、麦ではタンパク質向上のための施肥体系、大豆

では単収300kg/10 a 、品質 A クラス (1、2等) を目指す300 A 技術の普及・定着を 進めます。

○麦・大豆の安定生産のため、米・麦・大豆の2年3作体系を推進するとともに、小麦

○収量・品質の向上や生産の低コスト化及び効率的な経営体育成のため、機械施設整 備に対する支援、用排水分離・暗渠排水などの生産基盤整備を実施します。

大豆の刈り取り

③消費の拡大

- ○小麦は県内の製粉業者と連携し、うどん向けの県産小麦の使用を支援するとともに学 校給食での利用促進などを図ります。
- また、大豆は農産加工グループや県内加工業者などとの連携により、地元産大豆を使 った豆腐などの製造を支援して、地産地消を進めます。
- ○種子段階における異品種混入防止のための品種判別検査、また大豆での遺伝子組換種 子検査などを継続して進めます。

目標指標

指標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎米の品質向上(色彩選別機の導入率)	63 %	100 %
◎麦の生産量	8,760 t	12,300 t
◎大豆の生産量	2,370 t	5,800 t
◎担い手が担う水田の面積割合	32 %	50 %

5-3 野菜

【ポイント】

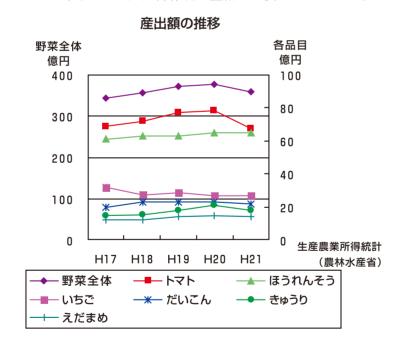
トマト、ほうれんそう、いちご、だいこん、きゅうり、えだまめなどの既存産地の維持拡大及びブロッコリー、 アスパラガス、夏いちごなどの新産地の育成を図る。また、農産物直売所での販売、大手量販店などとの契 約栽培、加工・業務用向け野菜の生産といった取組が拡大しつつあり、それらに応じた野菜生産の振興を図る。

現状と課題

- ○本県の野菜生産は、平坦地では、トマト、いちご、えだまめなどを中心とした施設・露地栽培が、中山間地 域ではトマト、ほうれんそうに代表される雨除け栽培が盛んに行われています。
- ○本県の野菜生産量は17万3千t、産出額は358億円で全国第22位になります。トマト、ほうれんそう、いち ご、だいこん、きゅうり、えだまめの主要6品目で、野菜産出額の6割を占めています。
- ○生産者の高齢化や原油など生産資材の高騰、さらには消費不況の影響などもあり、夏ほうれんそうなど一部 品目を除き、作付面積及び生産量は減少傾向にあります。
- ○集落営農組織などに対する新品目導入支援により、ブロッコリーの大手量販店との契約栽培が始まり、定 着しつつあります。また、同じく新品目のアスパラガスは農産物直売所や大手量販店で販売されるようにな り、新たな産地育成が始まっています。その他、飛騨・美濃伝統野菜など特徴ある地域野菜は消費者に好ま れ、農産物直売所などで人気を集めています。
- ○ライフスタイルの多様化、食生活の外部化などにより、家庭における生鮮野菜の消費割合が減少する一方 で、加工・業務用野菜の需要は増大しており、それに対応した生産出荷体制の整備が必要となっています。

野菜作付面積・生産量の推移 面積(ha) 生産量(千t) 10,000 200 190 180 8,000 150 6,000 100 4.000 50 2,000 H17 H18 H19 H20 H21 ──作付面積 ── 生産量

作物統計調査(農林水産省)









新品目 (ブロッコリー・アスパラガス・夏いちご)

取り組む施策

①重点品目の生産・販売振興 ○既存産地については、トマト、ほうれんそう、えだまめを重点品目と位置づけ、生産者・関係者が一体とな り品目毎の目標を掲げそれに向けた取組を推進します(5-1参照)。

②主要野菜の施策展開

品目	現状と課題	5年間の取組	目標
冬春トマト	高温の影響で、着果率・果実 品質が低下し、病害虫も増加。単収の個人格差が大	○温暖化、病害虫対策○単収上位者の栽培技術の普及	単収向上 18t/10a (H21) →20t/10a (H27)
冬春ほうれんそう	温暖化などの影響もあり、新 たな病虫害の発生などにより 生産が不安定	○耐病性品種の選定・導入や高位安定生産技術の確立・普及	出荷量 974t (H21) →1,166t (H27)
いちご	生産者の高齢化などにより農 家戸数、栽培面積が年々減少 傾向	○新規就農者など受け入れ態勢 の整備・拡充	新規就農者数 25人確保(累計)
だいこん	市街化、生産者の高齢化による 作付面積の減少(秋冬・春) 夏場の高温、干ばつ、獣害な どによる出荷量の減少及び品 質の低下(夏)	○だいこん栽培と組み合わせ可能な新たな品目の導入 ○加工・業務用だいこんの生産拡大(秋冬・春) ○かん水装置・防獣フェンスの導入(夏)	◎加工・業務用出荷量 3,360t (H21) →4,100t (H27) ◎かん水装置の利用可能面積 15ha (H21) → 70ha (H27)
きゅうり	生産者の高齢化などにより農 家戸数、栽培面積が年々減少 傾向	○出荷量を維持するために、収 量増加のための生産技術の確 立・普及	単収向上 21t/10a(H21) →22t/10a(H27)

③新品目・特色ある品目の産地づくり

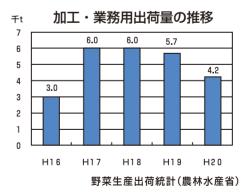
○経営の多角化を目指し野菜栽培を検討する集落営農組織などに対して、関係者が一体となり産地化に向けた 取組を図ります。また、飛騨・美濃伝統野菜など地域の特色ある品目については、地元での販売に加えて、 加工品開発や都市部での販売、量販店との連携など新たな販路開拓を進めます。

④加工・業務用など契約栽培の推進

○生産者・実需者・関係者が一体となり、加工・業務用に適した品目や品種 の選定を行い、生産・出荷の拡大を図ります。特に過半を占めているだい こんについては実需者との連携強化を図り、加工・業務用としての契約栽 培の増加を目指します。また、たまねぎなど加工用仕向けの新たな産地づ くりに取り組みます。



加工・業務用だいこんのコンテナ出荷



平成21年産加工・ 業務用出荷量の内訳

品目	出荷量(t)
だいこん	3,360
トマト	768
ほうれんそう	204
ばれいしょ	188
はくさい	424
たまねぎ	92
なす	15
さといも	1
合計	5,052

野菜生産出荷統計(農林水産省)

目標指標

指 標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎野菜の生産量	172,936 t	185,000 t
◎加工・業務用出荷量	5,052 t	6,000 t

5-4 果樹・茶

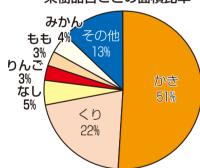
【ポイント】

果樹は、地域の特性に応じて、優良品種の導入などによる生産拡大と、消費者ニーズにあった販売展開により産地づくりを推進する。特に、くりでは、新品種「ぽろたん」を導入し、生食需要を開拓するとともに、加工商品開発を進める。茶は機械化による作業の効率化を図るとともに、担い手の負担を軽減するための共同管理システムづくりを進める。

現状と課題

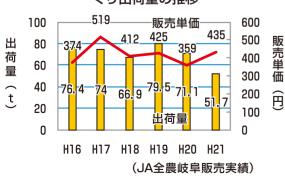
- ○本県の果樹栽培面積は2,860ha(平成21年)で、平坦地域から中山間地域の気候・地形的条件の下で様々な種類の品目が栽培され、岐阜・西濃・中濃地域にはかき、なし、岐阜・中濃・東濃地域にはくり、東濃・飛騨地域にはもも、りんご、さらに西濃地域にはみかんが栽培されています。また、干がき用のかき、ぶどう、キウイフルーツ、うめ、ゆず、ブルーベリー、いちじく、ぎんなんなど、地域特産の果樹も栽培されています。
- ○中でもくりは、全国4位の収穫量で、低樹高・超低樹高栽培の導入により高品質な果実生産が行われています。特に東濃地域では、近年菓子業者との契約栽培により販売が安定していることから、耕作放棄地対策として面積が拡大しています。さらに加工特性や食味に優れる新品種「ぽろたん」が、県下のくり産地に導入されつつあります。
- ○茶については、西濃地域で生産される「美濃いび茶」と、中濃・東濃地域で生産される「美濃白川茶」の2 大銘柄で構成されており、栽培面積は全国第9位に位置しています。近年、リーフ茶需要の落ち込みや低価格な緑茶飲料商品の増加により、茶価は下落傾向にあります。
- ○お茶の各産地では、農家の高齢化が進み茶園の維持管理が一層困難な状況となっています。このため、共同 管理のシステムづくり、また機械化による作業の効率化が急務となっています。

果樹品目ごとの面積比率

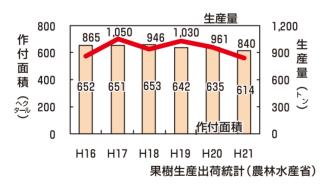


果樹生産出荷統計(農林水産省)

くり出荷量の推移



くり作付面積及び生産量の推移



茶作付面積及び生産量(荒茶)の推移



取り組む施策

(1) くり

①放任園の解消

○放任園などの実態把握を行うとともに、せん定士制度の普及や作業受 委託組織の育成及び定年帰農者など、多様な担い手の育成・確保によ りその解消を図ります。

②実需者との取引拡大

○低樹高・超低樹高栽培を関係者一体となった推進体制のもと、県下各産地に技術普及するとともに、生産した栗の市場出荷の増大や地元実 需者との取引の拡大を図ります。



渋皮が簡単に剥ける「ぽろたん」

③新品種の認知度向上

○生食・加工に向く「ぽろたん」の県統一規格による生産量の確保、販売ルートの確立や積極的な商品 P R による消費者の認知度向上を図るとともに、渋皮が簡単にむける特性を活かして菓子業者との商品開発に取り 組みます。

(2) その他の果樹

①生産の安定

- ○品目に応じて新品種・台木を導入し、生産安定とともに、消費者に「おいしい」果実を提供します。
 - 【な し】…「なつしずく」「あきづき」などの優良品種の導入により品種構成を見直します。
 - 【りんご】…作業の省力・効率化のためにわい性台木を導入し、コスト低減を進めます。
 - 【も も】…胴枯れ対策として新花もも台木「ひだ国府紅しだれ」を導入し、生産安定を図ります。

②6次産業化

○ブルーベリーやゆずなどの地域特産果樹においては、市場出荷に加え直売所の活用、機能性成分を活かした 地元企業との連携による加工品開発など6次産業化の取組の推進を図ります。

(3) 茶

中山間地域に広がる茶園

①作業の効率化

- ○生産者、販売業者を含めた関係団体からなる「元気な美濃茶産地づくり推進協議会」を中心に、放任園の管理や担い手づくりを進める ための地域行動計画を策定、推進します。
- ○中山間地域では茶園を共同管理する仕組みづくり、平坦地域では乗 用型摘採機の導入など機械化による作業の効率化を進めます。

②経営の安定化

- ○全地域で茶園の流動化や高品質な茶づくりを進めることで、担い手の経営の安定化を図ります。
- ○販売、加工業者などと連携し、お茶の特性を活かした新たな加工品 開発などの取り組みを支援します。

目標指標

指 標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎くり低樹高・超低樹高栽培面積	80 ha	130 ha
◎茶園の管理・作業受託面積	16 ha	50 ha

5-5 花き

【ポイント】

花きの需要が全体的に減少するなかで経営安定を図るために、新品種によるオリジナル商品の開発や環境 負荷軽減に取り組むとともに、商談会への参加や異業種交流を促進して産地競争力の強化を図る。

現状と課題

- ○本県の花き生産は、平坦部では大規模な温室による鉢花や切りバラ栽培、高冷地では、雨よけハウスによる キクやトルコギキョウの栽培など地域の特色を活かした産地が形成されています。
- ○消費不況、輸入花きの増加、生産コストの増加などにより、花きの経営環境は厳しさを増しているなかで、 他産地との競争力を高めるために、県内では官民それぞれで品種の育成が盛んに行われており、とりわけ県 育成フランネルフラワー新品種は、高い市場評価を得て生産が拡大しています。
- ○経営の維持・安定化を図るためには、低コスト技術の導入のほ たい、市場、バイヤーなどの実需者だけでなく、通販、住宅業界などの異業種と連携した魅力ある商品開発や予約注文に対応できる 技術力強化を図る必要があります。また、中国との連携を強化 し、経済交流を推進するための民間交流が始まっています。
- ○また、花き生産の環境負荷軽減、花き流通のトレーサビリティなど、花き産業の総合的な認証制度 (MPS) への関心が高まっており、ぎふクリーン農業表示制度とともに、産地の競争力強化やイメージアップにつながっています。

取り組む施策

①産地競争力強化と消費の拡大

- ○新品種の育成のほか、魅力ある商品づくりや販路拡大を図るため、商談会の開催や出展、異業種との交流を 推進します。
- ○販路の安定化を図るため、予約注文に確実に対応できる計画生産体制づくりを推進します。
- ○ぎふ清流国体を契機として、県産花きの県内への安定供給を図ります。
- ○消費者層の拡大を図るため、福祉施設での園芸福祉や教育機関などでの花育を推進するとともに、県産花きのPRイベントを開催します。

②環境負荷軽減に配慮した技術の導入

○産地競争力強化を図るため、LEDによる電照技術活用、ぎふクリーン農業やMPSなど肥料、農薬、エネルギーやコストを低減する技術の導入を促進します。

③人材の育成

○国際園芸アカデミーにおいて、花きの生産、装飾、造園の産業を担う幅広い技術力と実務能力を身につけた 人材を育成します

目標指標

指 標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎生産量	62 百万本・鉢	70 百万本・鉢
◎県内育成品種	192 品種	290 品種
◎商談会への出展者のべ数	197 戸	240 戸
◎環境負荷軽減に配慮した生産に取り組む花き 農家戸数	80 戸	100 戸

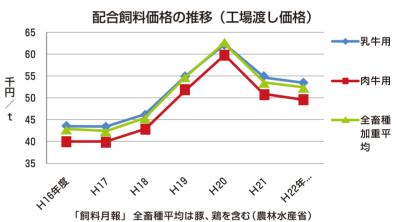
5-6 酪農・肉用牛・飼料作物

【ポイント】

酪農については、経営体質の強化のため、牛群検定の推進に取り組む。またコスト低減のため酪農・肉用 牛経営に必要な飼料作物生産などを一層推進する。

現状と課題

- ○本県の酪農・肉用牛は、中山間地域における公共牧場や、平坦地域における河川敷草地などの飼料作物の生産基盤に立脚した地域を中心に経営されています。
- 酪農経営においては、牛乳消費が伸び悩み、購入飼料などの生産コストが上昇する中で、生産効率を高め、 あわせてコスト低減による経営体質強化が課題となっています。
- 〇県内の酪農家の36.3%にあたる70戸で乳用雌牛群の能力検定(牛群検定)を実施していますが、検定実施酪 # 第 の 1 至 4 1 2 1 4 2 1
- 農家の1頭あたり生乳生産量は9,577kgで、県内平均に比べ15%程度高い傾向にあることから、効率的な生乳生産を推進するため検定実施酪農家をさらに増やす必要があります。
- ○また、配合飼料価格の高騰により経営が厳しい状況の中、酪農・肉用牛経営の安定化を図るため、公共牧場や河川敷草地のみならず、生産調整を行う水田を活用した飼料作物の生産を行っていくことが、益々重要となっています。



取り組む施策

(1) 酪農・肉用牛

- ○牛群検定の効果を十分説明し、加入率の向上と牛群検定成績の活用を推進しま す。
- ○雌雄産み分け技術の活用などにより、優良な後継乳用牛の効率的生産手法を確立するとともに、和牛子牛生産による経営改善を推進します。
- ○公共牧場の効率的な利用を図り、放牧頭数を拡大するとともに耕作放棄地の解 消のための放牧を推進します。



和牛の放牧

○低コスト化を図るため、経営内容を分析し、適切なアドバイスを行う畜産経営診断の受診を推進します。

(2) 飼料作物

- ○WCSなど自給飼料生産のための機械導入を支援し、優良な草地を背景とした酪農経営を育成します。
- ○耕畜連携推進相談窓口の活動を強化し、肉用牛肥育農家が必要とする稲わらの収集を促進します。

目標指標

指 標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎ 1 頭あたり年間生産乳量	8,439 kg	8,700 kg
◎飼料自給率	26.9 %	30.0 %

春豚・養鶏・養蜂

【ポイント】

養豚においては、生産性の向上や特徴ある豚肉づくりを推進するため、系統豚などの優良な種豚を安定的 に供給するとともに、生産費を低減するため食品加工残渣の飼料化などの方策を進める。

養鶏に対しては、生産動向などの情報提供や防疫対策を徹底するとともに、県の銘柄地鶏である奥美濃古 地鶏の生産を振興する。

養蜂に対しては、蜜源レンゲの面積拡大や農薬など危害の防止対策を実施し、生産を確保していく。

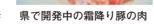
現状と課題

- ○世界的な穀物需要のひっ迫などにより、配合飼料の価格は高止まりしており、飼料費が生産コストの6割以上を 占める養豚、養鶏は苦しい経営状況に置かれています。
- ○県内の養豚経営は過去3ヶ年の間に急速に大規模化が進み、中小規模の食肉販売店との連携が容易となり、豚 肉のプライベートブランドの立ち上げが旺盛になっています。
- ○一方で、景気の低迷や需要の頭打ちにより、高価な銘柄豚肉よりも手頃な価格帯の銘柄豚肉が求められている状 況にあります。このため、養豚では、優良種豚の導入による繁殖性の向上や飼育管理の徹底による事故率などの 低減により生産コストを低減しつつ、良質な豚肉を供給することが重要となっています。
- ○また養鶏では、高病原性鳥インフルエンザの発生防止と早期発見のため、養鶏場への立ち入りやモニタリング調 **査など、防疫体制の強化が求められています。**
- ○養蜂では、近年、原因不明のミツバチの大量死などにより花粉交配に用いるミツバチの不足が問題となりまし た。県内では花粉交配用ミツバチの供給は充足していますが、農薬被害や病気の発生防止などを一層推進し、 **蜜源であるレンゲの食害虫(アルファルファタコゾウムシ)の被害対策を引き続き講じていく必要があります。**

取り組む施策

(1) 養豚

- ○豚の繁殖能力や産肉能力の向上を図るため、畜産研究所が系統造成した能力が優れた 種豚や精液を養豚農家へ提供します。
- ○県内で推進されている多様な銘柄豚肉に対する消費者の信頼を確保するため、養豚農 県で開発中の霜降り豚の肉



○低コストな豚肉生産を推進するため、飼料安全法に則した食品加工残渣の飼料化を指導します。

(2) 養鶏

- ○鶏卵・鶏肉生産者等に生産・需要動向などの情報を提供し、需要に即した生産を促すとともに鶏卵・鶏肉の消費 拡大活動に対して支援します。
- ○奥美濃古地鶏の市場性の向上のため発育性及び肉質改良を推進します。

家や流通業者に銘柄豚肉の定義の明確化や表示方法を徹底します。

○高病原性鳥インフルエンザなどの発生予防及び早期発見のための立入り調査や抽出検査を実施します。

(3) 養蜂

- ○養蜂技術の研鑽のための講習会開催、蜜源樹の植樹、レンゲの播種に対し支援します。
- ○農家、JA、市町村等との連絡調整を強化し農薬被害を回避するとともに、生物農薬の試験や、レンゲの遅まき などによるアルファルファタコゾウムシの防除対策の強化を図ります。

目標指標

項目	現状(H 21)	目標(H 27)
◎銘柄豚の出荷頭数	95,500 頭	111,500 頭
◎一母豚あたりの年間離乳頭数	20.3 頭	23.3 頭
◎奥美濃古地鶏え付け羽数	18 万羽	20 万羽
◎飼育蜂群数	4,472 群	5,000 群

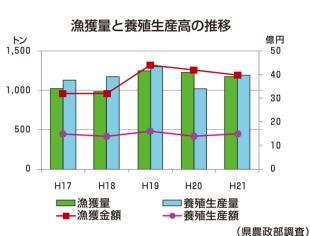
5-8 淡水魚

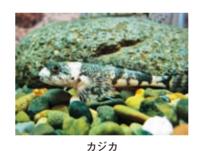
【ポイント】

アユについては県産アユ種苗の供給増やカワウ対策などにより漁獲量と遊漁者の増加を図る。また、アユ 以外にもカジカやナマズの新魚種の養殖にも取り組む。

現状と課題

- ○本県の水産業は、木曽三川をはじめ河川を漁場とした河川漁業と、山間地における谷水を利用した養殖業か ら成り立っています。
- ○河川漁業においては、冷水病の蔓延やカワウの食害 などにより、漁獲量は減少傾向にありましたが、平 成19年からはやや同復傾向にあります。
- ○養殖業では、マス類の生産量が減少している一方 で、アユの生産量が伸びています。
- ○現在、アユ種苗は海から遡上する海産系を中心に生 産されていますが、これをさらに増加させ、天然資 源の増加を図ることが求められています。
- ○遊漁者は年々減少していましたが、平成18年ごろか らは回復の兆しがあり、釣り教室などへの継続的な 支援が必要となっています。
- ○近年、新たな水産物の開発のため、カジカ・ナマズ の養殖について研究を行っています。









釣り教室

取り組む施策

- ○アユについては、冷水病被害の軽減のために県内で生産された海産系稚アユの放流を推進するほか、カワウ 被害軽減のため、コロニーにおける繁殖抑制及び飛来地における駆除や追い払いを継続的に実施します。
- ○遊漁者の誘致を図るため、釣り教室などの開催支援を実施します。
- ○カジカ、ナマズなど、新たなブランドとして普及させるための養殖技術の開発と、農商工連携による加工品 の開発研究を推進します。

目標指標

指 標	現状(H 21)	目標(H 27)
◎河川漁業漁獲量	1,175 t	1,375 t
◎養殖業生産量	1,016 t	1,110 t
◎遊魚者数(延べ)	556 千人	621 千人



重点プロジェクト

県の目指すべき将来像及び施策の方向性を踏まえながら、基本計画の実現に向けて、特に重点的に取り組 む施策等について、重点プロジェクトとしてとりまとめました。

強い農業づくり推進プロジェクト

<重点品目の振興>

■全国的にみても出荷額や市場評価が高く、農業所得向上につながることが期待される5品目(夏秋トマト 夏ほうれんそう、えだまめ、かき、飛騨牛)と、水田の有効活用品目として、今後、需要の拡大が見込まれ る新規需要米(米粉用米、飼料用米)を重点品目として位置づけ、品目ごとに目標を明確にして強力に振興

【夏秋トマト】

<振興方向> : 市場出荷量の増大

目標 ◎夏秋トマト出荷量

 $12.364t(H21) \longrightarrow 14.500t(H27)$

産地自ら産地活性化計画を策定

- 普及指導員による高い収穫量をあげる農業者の技術移転、時期 別出荷量を平準化させるための早期・晩期作型の導入を拡大
- ・安定生産技術や収量の高位平準化技術等の確立・普及

「10トンどり」(10t/10a)

夏秋トマトの旬別出荷量と単価の推移 (全農岐阜過去5ヵ年実績による)



【飛騨牛】

<振興方向> : 知名度ランキングトップ

を獲得

目標 ② 飛騨牛年間認定頭数 11,437 頭(H21) → 13,500 頭(H27)



飛騨牛の増頭に向けて

- (1) 牛舎建設 融資制度や補助事業を活用して、肥育牛舎の建設を促進
- (2) 既存牛舎の活用 廃業した農家の牛舎の情報収集と斡旋、さらには規模拡大農家へのリース事業等の活用促進
- (3)経営形態の転換 乳用種や交雑種から和牛肥育への転換
- (4) 飛騨牛肥育期間短縮への取組 肥育増体技術の向上による肥育期間の短縮 優良肥育素牛の確保や肥育期間短縮に必要な技術研修会の開催、個別農家指導

※夏秋トマト、飛騨牛以外の品目については、「重点品目の振興方向」を参照

重点品目の振興方向

<振興方向> : 市場出荷量の増大 ① 夏秋トマト

目標 ○夏秋トマト出荷量:12,364t(H21) → 14.500t(H27)

- ◆ 空きハウスを有効活用した新規就農者育成研修の実施
- ◆ 早期・晩期作型による安定生産技術の確立と普及
- ◆ 市場ニーズに対応したスタンドパックやコンテナ出荷などの販売形態の多様化。

<振興方向> : 大阪・名古屋市場*でのシェア 1 位を維持 ② 夏ほうれんそう 目標 ②夏ほうれんそう出荷量:8.496t(H21) → 8.750t(H27)

- ◆ 遮光資材の利用、新品種の導入等による夏期安定生産技術の確立
- ◆ 休耕田の活用促進や収穫機、施設導入支援による栽培面積の拡大を促進
- ◆ 量販店等を対象とした継続的な販促活動の実施

<振興方向> : **大阪市場*でのシェア 1 位を維持**

③ えだまめ 目標 ○岐阜えだまめ出荷量:1,157t(H21) → 1,300t(H27)

- ◆ 岐阜市近郊で活動する集落営農組織に対する転作作物としての導入を推進
- ◆ 脱莢機、選別・調製施設の整備や防虫ネット栽培のさらなる普及拡大の支援
- ◆ 価格の高い時期における少量パッケージ等販売規格の多様化に対応

<振興方向> :東京市場*でのシェア 1 位を獲得

④ かき(柿) 目標 ○岐阜柿の出荷量:14.800t(5 ヵ年平均) → 15.000t(H27)

- ◆ 園地集積や地域の柿園をまとめて管理する組織の設立と「早秋・太秋」等早生新品種の導入
- ◆ 東京等大消費地における「果宝柿・富有柿」キャンペーンの実施
- ◆ 香港、タイ・シンガポールをはじめとするASEAN地域への輸出促進

<振興方向> : **知名度ランキング*トップを獲得**

⑤ 飛騨牛 目標 ○飛騨牛認定頭数:11,437 頭(H21) → 13,500 頭(H27)

- ◆ 飛騨牛増頭のため、肥育牛種の転換や空き牛舎の活用、牛舎の整備等を推進
- ◆ 県内産肥育牛の素牛自給率向上のための繁殖雌牛増頭を推進
- ◆ 東京・海外でのトップセールス、キャンペーン等PBの強化と販売拠点の確保

<振興方向> : 作付面積の大幅拡大

⑥ 新規需要米

目標 ○米粉用作付面積:8ha(H21) → 240ha(H27)

78

目標 ◎飼料用米作付面積(WCS 除く):239ha(H21) → 1,000ha(H27)

- ◆ 低価格な米粉を食品製造業者に提供するための多収米品種導入と、米粉製造設備・機械の 普及・導入への支援
- ◆ 米粉を利用した新たな商品開発や学校給食、コンビニへの売り込みを促進
- ◆ 飼料用米を豚や牛に給餌するための破砕機の導入や、お米育ちの肉や鶏卵のPRを支援
- *大阪市場:大阪市中央卸売市場(本場) *名古屋市場:名古屋市中央卸売市場 *東京市場:東京都中央卸売市場 *知名度ランキング:日本政策金融公庫調査(H21)

プロジェクト

<販売額1億円の新たな産地づくり>

Т

始動

■産地育成プロジェクトチームの支援のもと、各地域に産地戦略会議を設置し、新たな農産物の産地育成計画 を策定するとともに、普及指導員の持つ高度な専門力を発揮した普及活動を展開することにより、販売額 1 億円を目指した新たな産地づくりを推進

産地育成 プロジェクトチーム

強い農業づくり推進プロジェクト

構成員

- ・農業技術課 (専門普及指導員)
- 農林事務所 (普及指導員)
- 農業技術センター
- · 中山間農業研究所
- · 病害虫防除所等 の担当者

役 割

- (1) 産地戦略会議の 取組を総合的に 支援
- (2)地域で対応が難 しい課題への対
- (3)より高度な技術 経営の支援

産地戦略会議

構成員 : 農林事務所(普及指導員)、農業者、市町村·JA担当者等

<地域の特長を活かした 新たな農産物>

- ・アスパラガス (岐阜、揖斐)
- ブロッコリー (西濃、東濃、恵那) かぼちゃ(揖斐)
- 円空さといも (中濃)
- 春まちにんじん (郡上)
- 夏いちご(郡上)
- 青ねぎ(可茂)
- くり(恵那)
- 龍の瞳(下呂) 宿儺かぼちゃ(飛騨)
- 飛騨黄金 (飛騨)

産地戦略となる「産地育成計画」を策定

① 新品種、新技術の実証ほ設置・調査

- 新品種、新技術の導入と定着化を支援
- ・栽培技術確立と栽培マニュアルの策定等

② 農業経営指標の提示、経営指導

- ・経営指標の作成、経営改善指導により農業 所得の向上を支援
- ・経営・労務管理のサポート体制整備を支援

③ 産地収益力の向上を支援

- ・販売チャネルの開拓や市場拡大など流通 販売体制強化を支援
- 農業・農村の6次産業化を推進し、産地の 収益力アップを支援

④ 農業施策を活用した支援

・牛産施設の整備・機能強化や制度資金等の 活用を支援

農業者の所得、産地の 収益力を向上

販売額1億円の産地づくり

目標 ◎新たに育成する品目数 H23年度から平成27年度までに11品目

攻めの農業展開プロジェクト

<首都圏・海外での販売促進>

■本県が誇る飛騨牛や富有柿などのさらなる知名度向上のため、首都圏でのPRや販売拠点の拡大を推進。ま た、「観光・食・モノ」を一体化したトップセールスなど情報発信力の高い手法を用いたPR活動の展開に より、飛騨牛、富有柿など県産農畜産物の輸出を促進

かき(柿) <振興方向> :東京市場でのシェア1位を獲得

- ◆ 首都圏における量販店や高級果実専門店などでの「果宝柿・富有柿 | PRキャンペーンの展開
- ◆すでに継続輸出している香港に加え、タイ・シンガポールをはじめとするASEAN地域における「観光・ 食・モノ トを一体化したPRを展開するとともに、検疫に対応した生産及び輸送体制を整備し、輸出を拡大
- ◆柿園をまとめて管理する組織の設立やオペレータ養成を支援し、園地集積を促進。間伐等基本技術の徹底な どによる収量確保と食味の良い「早秋・太秋」等早生新品種の導入促進

目標 ○トップブランド「果宝柿」の販売数: 189 個(H21 年度) → 5,000 個(H27 年度) ○富有柿の年間輸出量:9t(平成21年度) → 30t(平成27年度)

飛騨牛 <振興方向> : 知名度ランキングトップを獲得

- ◆集客施設におけるフェアの開催や、量販店等販売拠点の拡大により、首都圏での販売を促進。視聴率の高い テレビ番組等でのプレゼントや雑誌掲載等でPRを展開
- ◆香港における飛騨牛推奨店や量販店でのフェア開催による販売量増加、シンガポール・タイ等での飛騨牛プ ロモーションを通じた販路確保など輸出を拡大
- ◆空き牛舎の活用や整備、交雑種等からの肥育牛種の転換、肥育技術の向上、能力の高い種雄牛の育成と繁殖 雌牛の確保、肥育素牛の導入支援などにより、飛騨牛認定頭数の増加を促進
- 目標 ◎飛騨牛新規取扱店舗数(首都圏): 平成23年度から平成27年度までの5年間で10店舗
 - ○飛騨牛の年間輸出量 10 頭(平成 21 年度) → 60 頭(平成 27 年度)

<新たな農業ビジネスの創出>

■農業者の所得向上のため、県産農畜産物の付加価値を向上する「農業の6次産業化」を促進。また、開発商 品のインターネットを活用した販売など新たな販路開拓を支援

◆農業者と商工業者のマッチング

開発商品の一例 → ・農業者自らが生産・加工・販売を行う取組や商工業者との連携による商品 開発等の取組など6次産業化を促進するため、県内各地域を回るリレー方式での交流会の 開催、銀行が行う商談会の活用など、交流・商談の機会を拡大

農商工連携による

春まちにんじんジュース

◆商品開発への支援

- ・商品開発を行う事業者に対し、国が設置するプランナーの活用のほか、加工や販路拡大等 分野ごとに専門的な助言を行うアドバイザーを派遣
- ・事業内容に応じ、国の助成制度や県の各種ファンド事業による支援
- ・認定農業者、農業法人、女性起業グループ等が行う6次産業化に必要な機械、設備等の整備を支援

◆開発商品のPRによる新たな販路拡大

- ・開発された商品については、キャラバン隊によるテレビ・出版社等メディアへの売り込みや、量販店・コンビ 二での展示販売、首都圏セレクトショップでの出展等により県内外でのPRを展開
- ・IT企業と連携し、インターネットを活用した農業者向けセミナーを開催

◆県産農畜産物の業務用需要への利用拡大による地産地消の推進

県産農畜産物を必要とする飲食店や地元旅館・ホテル、給食事業者、社員食堂などと大型直売所、県内卸売市 場などとの交流・商談の機会を設け、県産農畜産物の利用拡大を促進

◆農村資源化の商品化

- ・旅行業者等と連携し、農業・農村体験と「岐阜の宝もの」や「じまんの原石」をセットにした新しいグリーン・ ツーリズムのモデルコースづくりを推進。
 - 目標 ◎6次産業化による新たな加工食品開発数 (累計) 28品 (H21年度) →80品 (H27年度)
 - ◎農産加工により500万円以上の売上げがある農業経営体・団体数

46団体 (H21年度) → 71団体 (H27年度)

担い手育成・確保プロジェクト

<新規就農者の育成>

■全市町村をカバーする地域就農支援協議会の 設立を促進し、就農における農地や空き家等 の賃借、就農計画の作成、資金借入手続き、 技術の習得・向上など、就農から定着までを 一貫してサポート

日標

◎新規就農者の確保

平成23年度から平成27年度までの 5年間で400人

◎地域就農支援協議会の設立: 平成27年度までに

県下42市町村をカバー

<企業参入の促進>

- ■農業参入の総合窓口を整備するとともに、農業参入の経営モデルの構築や人材の育成を通じて、企業の参入を促進。また、企業が経営資源を活かし、地域と連携して行う地域特産物の生産・加工や耕作放棄地を活用した農業生産などの取組を支援
 - ・企業参入相談会や先進事例発表等セミナーの開催、農地賃 借の支援
- ・既参入法人を企業参入地域アドバイザーとして委嘱し、新 たな企業の農業参入を促進
- 参入時の課題解決プロセスを記載したガイドブックの作成
- ・経営に必要な農業用機械・施設整備のための補助や融資

目標

○農業参入した企業(NPO法人含む)数18法人(H21年度)→54法人(H27年度)

農業参入を希望する 新規就農希望者 企業、NPO等 就農相談窓口 県 青年農業者等育成センター (農畜産公社) 地域就農支援協議会 地域就農相談窓口 生産者組織 県農林事務所 JA (農地利用集積 参入時の課題 市町村 (農業委員会) 円滑化団体) 農地の取得等手続き 生産技術 販路開拓 研修施設(生産 農家研修の 地域特産品目 技術習得 受入れ 者組織運営)で の栽培研修 人材不足 支援 (現:あすなろ塾) の研修生受入れ (現:帰農塾) 初期投資 課題解決 空きハウス・農地の斡旋 中古機械の情報提供 就農準備 農業参入 就農計画の作成支援 補助制度・資金制度の情報提供 支援 農業用施設・機械の整備へのアドバイス 規模拡大 定着 法人化 農地 技術・経営の指導や 就農後の 集積等 販売促進 営農支援 アドバイス

<集落営農の組織化支援>

小規模·高齢化集落対策

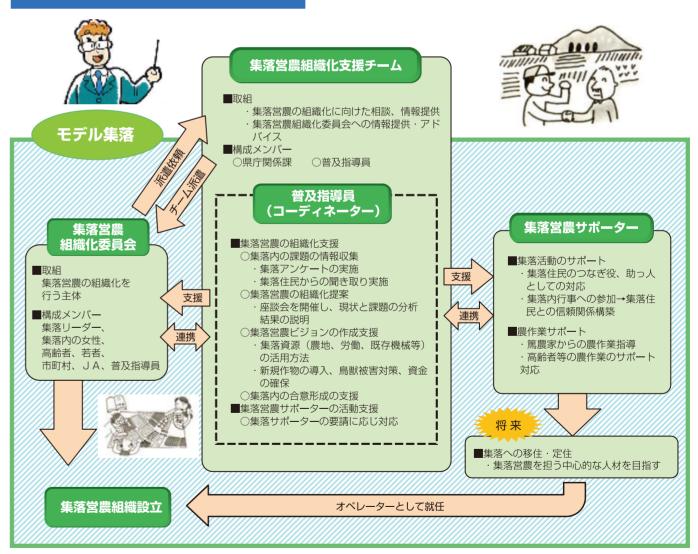
■県職員を中心とした集落営農組織化支援 チームを小規模・高齢化集落等に派遣し、 集落営農の組織化や集落営農サポーター の育成を支援

目標

○中山間地域における集落営農組織数153 組織(21 年度)→200 組織(H27 年度)

【小規模・高齢化集落】 ※2005 年農林業センサス 総農家数が 19 戸以下、かつ 農家人口の高齢化率(65 歳 以上)が 50%以上ある 集落 計 147 集落 (うち中山間地域 126 集落)

集落営農組織化取組体制図





プロジェクト

農村環境保全プロジェクト

<鳥獣被害対策の推進>

- ■岐阜県鳥獣被害対策本部を設置し、全庁体制で鳥獣被害対策を推進
- ■農政、林政、環境生活部局等による鳥獣被害現地対策チームを派遣し、連携した施策を実施することで 地域ぐるみの効果的な鳥獣被害対策を推進
 - ・林政の里山保全と一体となった緩衝地帯設置による生息地管理
 - ・特定鳥獣保護管理計画に基づく適正な鳥獣数管理
 - ・防護柵の設置、モンキードック等による追い払いの実施支援

鳥獣が近づきにくい 環境づくり

防ぐ対策

鳥獣の数を 減らす対策

<生息地管理対策>

- 農作物、食品残さ等管理の徹底
- 里山の整備、下刈りの実施
- 緩衝地帯の設置 鳥獣の暮らしやすい森づくり

<被害管理対策>

農作物被害を

- 被害箇所、作物、侵入経路等被害実態の把握
- 適切な防護対策の立案
- 防護柵等の設置支援と管理の徹底
- 追い払い等パトロールの強化

<個体数管理対策>

特定鳥獣保護管理計画の策定

市町村 関係団体等

モデル地区

重点支援地区

集落

- による捕獲推進
- 狩猟者の確保
- 野生鳥獣の生息数の把握

3つの対策を包括的に進めるために、全庁的な組織として対策本部を設置

岐阜県鳥獣被害対策本部

対策本部

本部長:知事

構成員:環境生活、林政、農政等 関係部局、教育、警察

現地対策本部

振興局、農林事務所

派遣 鳥獣被害対策チーム・現地対策チーム

- ○森林整備対策
- 集落周辺森林の間伐支援



- ○指導体制の強化
- 鳥獣被害対策相談員の増員、専門能力向上
- 鳥獣被害対策専門員及びアドバイザーの設置
- 相談窓口の設置
- ○地域ぐるみ対策の支援

連携

- ・モデル地区、重点支援地区の設置
- 効果的な防護柵の設置
- 里山の保全対策と一体的な対策の実施

○環境関連対策

- 捕獲経費の助成
- ·野生鳥獣生息調査
- ・狩猟講習会の開催等



鳥獣被害のない農村、鳥獣との共生

目標 ②獣害防護柵の受益面積 181ha (H21年度) →900ha (平成27年度)

<耕作放棄地対策の推進>

■岐阜県耕作放棄地対策協議会が地域の協議会と連携し、地域で作成した解消計画をもとに、耕作放棄地 の発生防止対策及び耕作放棄地の解消・活用対策の2つの考え方で、耕作放棄地再生利用交付金(国) を活用した対策を推進

<耕作放棄地の発生要因>

- ・高齢化による労働力不足 ・担い手不足
- · 牛産条件不利 ・鳥獣被害の発生
- ・農産物の価格低迷 等 ・米の生産調整

<耕作放棄地発生防止対策>

- ◆農地の適正な管理
- ・中山間地域等直接支払制度等の活用による農地保全
- ・農業委員会によるパトロール活動の強化
- ◆担い手の育成
- ・共同組織の育成支援、利用集積の促進
- ・企業の農業参入支援
- ◆鳥獣被害対策の推進
- ◆地域の特性を活かした農業生産
 - ・直売等販路の拡大、加工による高付加価値化への支援
- ◆県民・企業等からの支援
- ・都市住民の参加等棚田保全活動の促進
- グリーン・ツーリズムの推進

<耕作放棄地解消・活用対策>

- ◆地域自らが計画し実施する解消活動
- 耕作放棄地対策協議会の活動支援 ◆重点推進期間を設定した再生活動
- ・集中的に再生利用活動を展開する農地イキイキ再生週間
- の取り組みを活発化 ◆企業活動との連携推進
- ・ぎふ一村一企業パートナーシップ運動登録推進
- ·企業のCSR(社会貢献)活動や農業参入促進
- ◆市民農園としての活用
- ◆牛放牧による耕作放棄地解消や飼料作物の作付など耕畜 連携の取組
- ◆鳥獣被害を受けにくい薬草、山菜、にんにく、マコモ等の栽培
- ◆くりなど加工業者との契約栽培の推進

農村環境の改善・農業生産と多面的機能の維持

目標 ◎耕作放棄地の解消面積 平成23年度から平成27年度までの5年間で350ha

<清流の国ぎふづくりの推進>

■食料の安定供給に加え、災害防止や水源かん養など、農業・農村が有する多面的な機能を維持していくた め、「水土里(みどり) | を美しい姿のまま未来に残す活動を展開し、清流の国ぎふづくりを推進

森・川から生まれる環境価値を活かす

・森・川が育む豊かな自然環境を活かす

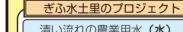
・森・川から生まれる県産品を活かす

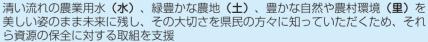
清流の国ぎふづくり

清流を守る

- 生物が棲めるきれいな水を守る
- 自然と共生した川をつくる 「水みち」の連続性を確保する
- 水を蓄え、土壌が流出しにくい

山をつくる





知る

◎ぎふ水土里の展示会

コンクール

- つ「ぎふの棚田21選」のPR ○ぎふ水土里の魅力写真
- ◎キャラクター「田ケロー」 を活用したPR

学ぶ

- ◎ぎふ水土里の 体験スタンプラリー
- ◎小水力発電導入

清流を活かす

- ◎「ぎふ水土里の探検隊」 ◎「ぎふ田んぼの学校」

参加する

- ◎農業用水水源地域保全活動 ◎棚田保全活動
- ◎ふるさと水と土指導員の育成 ◎農地·水·農村環境保全向上
- ◎生き物にぎわう水田再生 (水田魚道の整備)

- 清流を伝える
- 清流を学び、次世代へ伝える
- 県民協働による流域活動に参加する
- 岐阜の清流を内外にPRする
 - 化学合成農薬・化学肥料を 削減して生産されたぎふク リーン農産物の普及啓発
 - 豊かな自然環境を活かした グリーン・ツーリズムの推進
 - 全国豊かな海づくり大会 1周年記念行事の開催
 - 長良川あゆパーク(仮称) 構想の推進



プロジェクト

農業・農村応援団育成プロジェクト

■農業・農村が引き続き安全・安心な食料を提供し、多面的機能を維持していくため、広く県民や企業等が 農業・農村の必要性・重要性を理解し、その維持・発展のために様々な活動を行う応援団づくりを推進

農業・農村を支える応援団を増やし、その活動を拡大

「食と農を考える県民会議」サポーター 及び食育推進ボランティアの育成

〔県民会議サポーターの主な活動〕

- ・県産農畜産物やそれを使った加工品の積極的 な購入・PR
- ・農業体験や農業・農村を応援する活動等への 積極的な参加
- 〔食育推進ボランティアの主な活動〕
- ・地域や学校において食や農業に関する知識や 経験を紹介
- ・郷土料理や調理実習、食農体験を指導

目標

◎県民サポーター登録者数

535人 (H21年度) →5,000人 (H27年度)

◎食育推進ボランティアが実施する食農体験活動の回数 156回(H21年度)→193回(H27年度)

グリーン・ツーリズム インストラクターの育成

〔グリーン・ツーリズムインストラクターの主な活動〕

- ・地域を訪れる都市住民等に、農林漁業体験を はじめ、様々な自然体験活動を実践的に指導
- ・県が登録した農林漁業体験施設利用者に対して、田植え、稲刈り、豆腐づくり等の活動を 指導

目標

◎農林漁業体験施設数

72箇所 (H21年度) →90箇所 (H27年度)

拡大

「応援団」

拡大

農地・水・環境保全向上活動や 棚田保全活動の担い手の育成

〔農地・水・環境保全向上活動〕

・農業者や地域住民が一緒になって農地や 農業用水路等の保全管理を実施

〔棚田保全活動団体の主な活動〕

- ・耕作放棄地棚田の復元や石積み復旧活動
- ・棚田写真コンテストや棚田オーナー制度の実施
- ○農地や農村の環境保全向上活動に集落で取り組む 協定面積
- 22,000ha (H21年度) →24,000ha (H27年度) ◎棚田保全活動団体数

5団体 (H21年度) →12団体 (H27年度)

〔ぎふ一村一企業パートナーシップ運動〕

運動を行う企業等の発掘

・企業等が農村地域とのパートナーシップ(協働関係) に基づき、 耕作放棄地解消活動、鳥獣被害防 止及び環境保全等のボランティア活動を実施

ぎふ一村一企業パートナーシップ

- ・福利厚生事業での体験・宿泊活動
- ・社員食堂での地域食材利用 など

目標

◎ぎふー村ー企業パートナーシップ運動登録数8件(H21年度)→18件(H27年度)



「元気な農業・農村」の実現

県産農産物の消費が 拡大=生産が拡大 農村資源を活用した 交流・滞在・定住が促進

企業やNPO等の多様 な担い手が増加 農村環境の保全、景観の維持、農村文化の継承など集落機能が維持



資料編

1 農政部所管の各種計画(指針・計画・プラン等)

ぎふ農業・農村基本計画で示した各種方針の他、各耕種別の生産振興や農地の有効利用に関する推進方針など については、下記に示す各計画等において取りまとめています。

名称	内容等	所管課
岐阜県卸売市場整備計画	卸売市場の適正な配置の方針、施設の種類・規模・構造 等に関する計画	農産物流通課
農業経営基盤の強化の促進に関する 基本方針	農業経営の強化の促進に関する基本的な方向、農業経営 に関する基本的指標を示した方針	農業経営課
協同農業普及事業の実施に関する方針	普及事業を効率的・効果的に実施するために普及指導課 題や普及指導員の配置等の基本的な考え方を示した方針	農業経営課
ぎふ農山村男女共同参画プラン (第2次)	農山村における男女共同参画社会の実現に向けて、女性 農業者の経営参画や社会参画の基本的な考え方や推進方 策等を示したプラン	農業経営課
岐阜県有機農業推進計画	有機農業を推進するための基本的な方向や施策に関する 計画	農産園芸課
岐阜県果樹農業振興計画	果樹農業の振興に関する方針、栽培面積その他果樹の生 産目標等を示した計画	農産園芸課
生産出荷近代化計画	野菜指定産地ごとの当該野菜の生産及び出荷の近代化を 図るための計画	農産園芸課
岐阜県酪農・肉用牛生産近代化計画	酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針、生乳の生産 数量目標や乳牛、肉用牛の飼養頭数目標等を示した計画	畜産課
岐阜県における家畜排せつ物の利用 の促進を図るための計画	家畜排せつ物の利用の目標、処理高度施設の整備に関す る目標等を示した計画	畜産課
岐阜県における獣医療を提供する体制 の整備を図るための計画書	適切な獣医療を提供する体制の整備を図るための計画	畜産課
岐阜県家畜改良増殖計画	国の家畜改良増殖目標に即した県における改良増殖に関する計画	畜産課
農業振興地域整備基本方針	農業振興地域の指定の基準に関する方針	農村振興課
岐阜県農村地域工業等導入基本計画	農村地域への工業等導入の促進、農業と工業等との均衡 ある発展等に関する計画	農村振興課
市民農園の整備に関する基本計画	市民農園の整備の基本的な方向等を示した計画	農村振興課
岐阜県農村滞在型余暇活動に資する ための機能の整備に関する基本方針	農村滞在型余暇活動に資するための、農業・農村の機能 整備に関する基本的な事項等を示した方針	農村振興課
農村振興基本計画	農山村地域の広域的な総合整備を展開するための計画	農地整備課

資料編

2 用語解説

省略

用語	解 説
ASEAN	Association of South - East Asian Nations(東南アジア諸国連合)の略。域内における経済成長、社会・文化的発展の促進などを目的に 1967年に設立。現在の加盟国は、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア。
COPIO	COP(Conference of the Parties)とは、国際条約を結んだ国が集まる会議(締約国会議)のこと。多様な生き物や生息環境を守り、その恵みを将来にわたって利用するために結ばれた生物多様性条約では、10回目の締約国会議「COP10」が2010年10月愛知・名古屋で開催された。
EPA	Economic Partnership Agreement(経済連携協定)の略。FTAの内容を含みつつ、市場制度や経済活動等、幅広く経済的な関係を強化する協定をいう。
FTA	Free Trade Agreement(自由貿易協定)の略。2以上の国が関税の撤廃や制度の調整等による相互の貿易促進を目的として他の国を排除する形で締結されるもので、物やサービスの貿易を自由にする協定のこと。
GAP(農業生産工程管理)	Good Agricultural Practiceの略。食品安全(農薬、肥料、食中毒菌、重金属類、異物混入など)などに関する関係法令等に基づき定められる各生産工程毎の点検項目に沿って農作業を行い、記録、点検及び評価、改善を行うことで、適正な農業を実践する生産管理手法。
IPM(総合的病害虫・雑草管理)	Integrated Pest Management の略。様々な防除手段を適切に組み合わせることにより、環境負荷を低減しつつ病害虫・雑草の発生を経済的被害以下に抑制する防除手法。
LED	発光ダイオードのこと。LEDランプは白熱電球に比べ消費電力の大幅な節減が期待されるだけでなく、特定の波長を活用した開花調節、草丈コントロール等の技術開発が進められている。
LOHAS	Lifestyles Of Health And Sustainability(健康と持続可能なライフスタイル)の略。健康や環境問題に関心をもった生活スタイルや考え方のこと。
MPS認証制度	Milieu Programma Sierteelt の略。オランダで始まった花き業界における認証システム。花の生産や流通上の環境負荷の低減や鮮度、品質の管理、社会的な責任など、流通と一体となって業界全体での取組について認証するもの。
TPP	Trans-Pacific Partnership(環太平洋連携協定)の略。2006年にシンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリの4カ国による経済連携協定が発効。2010年3月、この4カ国にアメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムを加えた8カ国で広域経済連携協定を目指し交渉を開始したもの。10月の第3回交渉会合からマレーシアが参加し、2010年12月現在9カ国での交渉となっている。
WCS	Whole Crop Silage(稲発酵粗飼料)の略。稲の子実が完熟する前に子実と茎葉を同時に収穫し、それを丸めてビニールシートで密閉し、乳酸発酵させた家畜用の粗飼料のこと。
WTO	World Trade Organization(世界貿易機関)の略。ウルグアイ・ラウンド合意を受け、関税及び貿易に関する一般協定(ガット)に代わり、1995年1月に発足した国際機関。本部はジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理する。

あ 行)

用語	解 説
あすなろ農業塾	県が行う就農支援研修の1つ。指導農業士等のプロの農家(あすなろ農業塾長)のもとで、実践技術や経営戦略、流通販売等のノウハウを習得しつつ、塾長が関係機関と連携し就農に向けた農地の確保等を支援する就農準備研修。

用語	解 説
暗渠排水	水田の乾田化を図るため、地中に吸水管(穴あき管等)を埋設し、水田沿いの排水路 へ余分な水を排水する施設。
牛海綿状脳症(BSE)	Bovine Spongiform Encephalopathyの略。異常プリオンたんぱく質(細胞たんぱく質の一種が異常化したもの)に汚染された飼料(BSE 感染牛の脳等を含む肉骨粉等)の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病。2年以上の長い潜伏期間の後、脳組織がスポンジ状になり、行動異常等の神経症状を呈し、発病後2週間から6か月で死に至る。
園芸福祉サポーター	医療・福祉施設などが行う園芸活動を支援する人材を育成するため、県が行う園芸福祉サポーター養成講座を受講し、県知事の認定を受けたもの。
奥美濃古地鶏	岐阜県養鶏試験場(現 畜産研究所養鶏研究部)において開発された肉用鶏と卵用鶏。 肉用鶏については、平成13年から特定JASの認定を受けており、鶏の原種の特徴が色濃い「岐阜地鶏」が改良素材として用いられ、肉は赤味を帯び、歯応えがよく、 適度な脂肪が付着することによって醸し出される旨みが特徴。

か行

, II	
用語	解 説
カーボンオフセット	市民、企業等が自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量を把握し、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等(クレジット)の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、その排出量の全部または一部を埋め合わせすること。
果宝柿	「ぎふクリーン農業」を実践し生産された袋掛け富有柿の中から、でかい(1 個 350 グラム以上の果実)、あかい(樹上完熟で鮮やかな紅色)、うまい(糖度 18 度以上、とろけるような甘い柿)の3基準を満たしたものだけを選び出した、岐阜県のブランド柿。
完全失業率	労働力人口の中の完全失業者の割合のこと。完全失業者とは、以下の3つの条件を満たす人のこと。 ■ 仕事がなくて、調査週間中に少しも仕事をしなかった。(就業者ではない) ■ 仕事があればすぐ就くことができる。 ■ 調査期間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた。 (過去の求職活動の結果を待っている場合を含む)。
基幹的農業従事者	自営農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者。
基幹的農業用水路	農業用水を供給する範囲(農地)が 100ha 以上となる農業用水路。
基幹的農道	農地から収穫した農作物の集出荷場や市場への運搬や農業関連資材の運搬のため、大型車等が安全にすれ違うことができるなど、効率的な運搬ができるように計画された 農村地域の基幹となる農道。
キッズキッチン活動	料理を通して子どもの五感(視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚)を発達させ、子ども自らが新しい可能性を発見していく調理体験活動のこと。旬の食材や行事食・伝統食への理解を深めることも目的としている。
帰農塾	県が行う就農支援研修の1つ。地域特産物の栽培に必要な主要管理技術を作物の1シーズンを通して座学と体験学習により学ぶ講座。
機能保全計画	施設の劣化状況を診断し、ライフサイクルコスト(施設の生涯経費)低減のための最も効率的な対策手法を明らかにした計画。
ぎふ一村一企業パートナーシップ運動	企業と農村の協働活動により農村地域の活性化を図るため、農村と企業(都市)とを 結びつける活動。



89

用語	解 説
ぎふクリーン農業	化学肥料・化学合成農薬の適正で効率的な使用とそれらに代わる各種代替技術の利用により、化学肥料(窒素成分)及び化学合成農薬の使用量を従来の栽培と比べていずれも30%以上削減した栽培。ぎふクリーン農業に取り組む農業者等は、ぎふクリーン農業表示要綱に基づく知事の登録を受け、農産物等に登録を受けた旨の表示票を貼付し販売することができる。
岐阜県産米粉推進ネットワーク	米加工の新技術を利用した米粉パン等の「米粉食品」の普及推進を図るために、会員相互の情報交換や県民への普及啓発及び利用促進を図ることを目的として設立された組織。
岐阜県食と農を考える県民会議	県民が食と農とのかかわりを理解し、施策の提言や実践を通じて「元気な農業・農村づくり」を推進する運動(以下「県民運動」という。)の推進母体としての役割を有し、食と農にかかわる施策の提言や実践に関する活動などを行うための団体。
岐阜県長期構想	平成 21 年3月に策定された県の構想。本格的な人口減少など大きな時代の変化を正面から見据え、県が直面すると考えられる課題を長期的な視点から検討したうえで、地域の活力と暮らしの安全・安心を実現するために県が取り組むべき政策を示すもの。
ぎふ就農ナビ	就農希望者に対して、就農準備段階から定着段階までの就農に関する情報を一元的に 提供する岐阜県独自のホームページ。
岐阜の宝もの	岐阜県を代表する「じまん」となる可能性がある地域資源を見つけだし、磨き上げ、 その魅力を発信する「岐阜の宝もの認定プロジェクト」において、じまんの原石の中 から全国に通用する観光資源となる可能性を有するものとして県が認定したもの。
ぎふ水土里のプロジェクト	清い流れの農業用水(水)、緑豊かな農地(土)、豊かな自然や農村風景(里)を美しい姿のまま未来に残し、その大切さを県民の方々に知っていただくため、農村地域におけるスタンプラリーなどの参加型イベントの開催や、農業・農村が有する多面的機能の紹介、棚田の保全活動などを実施するプロジェクト。なお、「水土里」は豊かな自然環境、美しい農村景観、きれいな水、澄んだ空気など清廉なイメージを表現するための造語。
教育ファーム	体験学習を通じて、生命あるものを「育てる」仕事を知り、「食の大切さ」に気づき、自分自身の成長に気づく「場」のこと。具体的には、「体験者が、実際に農林水産業を営んでいる方の指導を受け、同一作物について2つ以上の作業を、年間2日以上行うこと」と定義されている。
京都議定書	国連気候変動枠組条約に基づき、1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP 3)で議決された議定書のこと。日本のリーダーシップの下、 先進国の拘束力のある削減目標(2008年~2012年の5年間で1990年に比べて日本-6%、米国-7%、EU-8%等)を明確に規定したことが特徴。
郡上・田舎の学校	郡上市内にある 12 のグリーン・ツーリズム団体で構成するネットワーク組織。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。 ヨーロッパ諸国では、既に国民の間にグリーン・ツーリズムが定着しており、緑豊かな農山漁村が育んできた自然、生活・文化ストックを広く都市の人々に開放し、これら市民が「ゆとり」や「やすらぎ」のある人間性豊かな農山漁村での余暇活動を楽しんでいる。
県政モニター	県の事業・施策の推進に活用するため、県内在住の一般公募、無作為抽出承諾者を対象に、県政に関するアンケート調査を行うもの。
けんとん	「飛騨けんとん・美濃けんとん」の略称。県が造成した系統豚等を利用し、ヨモギとビタミンEを添加した飼料で育てて、(社)日本食肉格付協会が実施する枝肉格付けで「中」以上に格付された豚肉のこと。
耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。 なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。

用語	解 説
耕作放棄地対策協議会	県、市町村段階で、行政、農業関係団体等により構成され、国の耕作放棄地再生利用 交付金の活用等により耕作放棄地の解消を推進する団体。
交雑種	乳用種と肉用種の間に生まれた牛のこと。主にホルスタイン種の雌牛と黒毛和種の雄 牛をかけ合わせた牛で肉用牛として育てられる。
耕畜連携	耕種農家、畜産農家が相互に飼料や堆肥を供給しながら行う農業のこと。
口蹄疫	口蹄疫ウイルスが原因で、偶蹄類の家畜(牛、豚、山羊、緬羊、水牛など)や野生動物(ラクダやシカなど)がかかる病気。感染すると、発熱したり、口の中や蹄の付け根などに水ぶくれができたりするなどの症状がみられる。偶蹄類動物に対するウイルスの伝播力が非常に強いので、他の偶蹄類動物へうつさないようにするための措置が必要。
高病原性鳥インフルエンザ	鳥類(鶏、あひる、うずら、七面鳥等)に特に強い病原性を示すA型インフルエンザウイルスの感染症。元気消失、食欲・飲水欲の減退、産卵率の低下、呼吸器症状、下痢など全身症89状を示し大量死をおこす。
子ども農山漁村交流プロジェクト	農林水産省、文部科学省、総務省が連携して、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進するもの。
戸別所得補償制度	販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促し、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指す制度。平成 22 年度にモデル事業が実施され、平成 23 年度より本格実施。
コンテナ出荷	農産物の流通においては段ボールを使用した出荷・流通が主流であるが、出荷経費面 (段ボール代)をはじめ、梱包作業の労力面、環境面(ゴミの排出抑制)等から、生産・ 販売側の双方間でプラスチック製のコンテナを使用した出荷・流通が普及しつつある。
コンポスト	生ゴミや汚泥(汚水中に浮遊する物質や微生物の死骸が沈殿したもの)などの有機性 廃棄物の水分を調整した後、通気して発酵・分解させ堆肥化したもの。

(さ 行)

用語	解 説
サーベイランス	一般的に、経済や感染症などの動向調査のこと。家畜伝染病においては、県境を越えてまん延する可能性がある疾病について感染の動きがないかを全国的にモニタリングする全国サーベイランスなどがある。
自給的農家	経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家のこと。
指導農業士	高度な農業技術及び経営能力を有し、農村青少年の育成・指導や地域農業の振興に貢献するなど指導的な農業者として、市町村長からの推薦により知事が認定した者。
じまんの原石	「岐阜の宝もの認定プロジェクト」において、県内外から応募があった「ふるさとのじまん」の中から、地域での議論や有識者の意見を踏まえ、今後の観光振興につながるものとして県が選定したもの。
就農体感ツアー	県が行う就農支援研修の1つ。主要産地の見学や生産者との交流の場を提供することで、就農意欲をさらに高め、就農へと誘導することを目的としたバスツアー。
集落営農	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。 ①転作田の団地化、②共同購入した機械の共同利用、③担い手が中心となって取り組む生産から販売までの共同化など、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。
主業農家	販売農家のうち、農業所得が主(農家所得の 50%以上が農業所得)で、1 年間に 60 日以上農業に従事している 65 歳未満の者がいる農家。
準主業農家	農外所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家。



用語	解 説
小規模・高齢化集落	農家戸数 19 戸以下で農家人口の高齢化率(65 歳以上)が 50%以上である集落。
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
食育推進ボランティア	地域や学校等において「食」や「農林、畜水産」に関する知識や経験などを紹介し、郷土料理の調理実習、食農体験の指導を行うため、岐阜県が募集し、登録するボランティア団体のこと。
食農教育	「食」とそれを生み出す「農」について、体験し、学ぶことをいう。
食料自給率	国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度まかなえているかを示す指標のこと。 カロリーベースで示される食料自給率は、重さが異なる全ての食料を足し合わせ計算 するために、その食料に含まれるカロリーを用いて計算した自給率のこと。 カロリーベース自給率の場合、畜産物には、それぞれの飼料自給率がかけられて計算される。
女性農業経営アドバイザー	農業経営に意欲的に取り組み、農村女性の経営・社会参画、次代の女性リーダーの育成、地域活性化などに貢献する女性農業者として、市町村長からの推薦により知事が認定した者。
水田魚道	メダカやドジョウなどの生き物が、田んぼで生息できるように、水路間の落差や水田と水路の落差をつなぎ、水のネットワークを再生させるために設置した魚道。
水田経営所得安定対策	農業の構造改革を加速化するとともに、WTO における国際規律にも対応し得るよう、それまで全ての農業者を対象に、品目別に講じられていた経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図るために、平成19年から平成22年まで実施された対策。 麦・大豆への直接支払と、米・麦・大豆の収入減少補てんの2つの対策からなっており、麦・大豆への直接支払については過去の生産実績に基づく支払(固定払)と毎年の生産量・品質に基づく支払(成績払)の2つの支払があった。
水田利用率	耕作放棄地を除く県内水田の作付け(利用)率。水稲·麦·大豆のほか、野菜や果樹、レンゲ等、何らかの作付けを行っている水田は利用しているとみなす。
全国豊かな海づくり大会	水産資源の維持培養と海その他の水面の環境保全の必要性と水産業に対する認識を広く国民に訴えることを目的として、昭和56年から毎年開催されている大会。第30回大会は「清流がつなぐ未来の海づくり」をテーマに、平成22年6月、岐阜市で歓迎レセプション、関市で式典行事、放流・歓迎行事、県内全市町村で関連行事が開催された。
全国和牛能力共進会	5年に1度全国の優秀な和牛を一堂に集めて優劣を競う大会。雄牛・雌牛の和牛改良の成果を競う「種牛の部」と肉質を競う「肉牛の部」に各道府県から選抜された牛が出品される。
せん定士制度(栗)	技術の高い生産者をせん定士として認定し、生産者間でせん定作業を受委託する制度で、東濃地域のくり産地で取り組まれている。

た行

用語	解 説
ため池防災マップ	ため池の日常管理、危険性、決壊時の被害想定、緊急時の対応等をまとめ、地域住民に情報の提供をするもの。
(農業・農村の)多面的機能	国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で生活が営まれ、農業生産活動が行われることにより生ずる農産物供給の機能以外の多面にわたる機能の総称。
短期農業体験研修	県が行う就農支援研修の1つ。本格的に農業を始めたいが、少し不安のある方に農業体験の場を提供する研修事業。
田んぼの学校	田んぼでの作業体験等を通じて、子どもに農業の大切さ、多様な生き物が生息する環境の大切さ、つながり等を伝えるとともに、住んでいる地域への関心や農業農村整備事業等で整備した農地・農業用施設などの「農村資源」への関心を高めてもらう環境学習の総称。

用語	解 説
中山間地域	農林統計に用いる地域区分の都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域の4区分のうち、中間農業地域と山間農業地域をあわせた地域をいう。中間農業地域とは、耕地率が20%未満で都市的地域及び山間農業地域以外の市町村、または耕地率が20%以上で都市的地域及び平地農業地域以外の市町村をいう。山間農業地域とは、林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市町村をいう。 ※本基本計画では平成18年4月1日現在の統計区分を使用した。
中山間地域等直接支払制度	耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付により、担い手の育成等による 農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度。
鳥獣被害防止特措法	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進 し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与するための法律。
定年帰農者	一般には、農村出身者が定年退職後に故郷の農村に戻り、農業に従事する者をいう。また、出身地を問わず、定年退職者が農村に移住し、農業に従事する者も含まれる。ただし、本計画における定年帰農者とは施策の対象者として定年退職等離職後に、副業的に農業に取り組む者。農外所得が主であるが、農業所得を概ね 100 万円程度を確保することを目指す者とする。
特定農業団体	担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の 2/3 以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た任意組織であって、農業経営を営む法人となることが確実と見込まれ、地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織。
特定農業法人	担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の過半を集積する相手方として、一定の地縁的まとまりをもつ地域の地権者の合意を得た法人であって、地権者から農地を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する農業経営を営む法人。
土地改良区	土地改良法に基づき、一定の地域について、15人以上の農業者(原則として使用収益者)により土地改良事業を実施することを目的として設立される団体。規模は数へクタールから数市町村にまたがるものまで多岐にわたり、かんがい排水事業やほ場整備事業等を実施するほか、これら事業により造成された土地改良施設や国、県等が造成した土地改良施設の維持管理等を行っている。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地をあわせて5アール以上所有している世帯。
トレーサビリティ	生産、加工及び流通の特定の一つまたは複数の段階を通じて、農産物等の移動を把握できること。

な 行)

用語	解 説
中食(なかしょく)	持ち帰り弁当やそう菜等そのまま食事として食べられる状態に調理されたものを家な どに持ち帰って利用すること。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な 農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、その目標を目指して農業者が策定 した農業経営改善計画を認定する制度を認定農業者制度、その認定を受けた農業者を 認定農業者とよぶ。
農家レストラン	農業を営む者が食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づき、都道府県知事の 許可を得て、不特定の者に、使用割合の多少にかかわらず自ら生産した農産物や地域 の食材を用いた料理を提供し、代金を得ているものをいう。
農業金融制度	農業施策を推進する上で必要な資金の供給を行うため、国・地方公共団体が資金を融通したり、民間金融機関の貸出しに対して利子補給を行う制度金融と、資金融通を円滑にするための農業信用保証保険制度からなる融資のしくみ。

田 苺	
農業経営体	解 説 農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭
辰未社合体	数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 (1) 経営耕地面積が 30 a以上の規模の農業
	(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業 ①露地野菜作付面積 15 a
	②施設野菜栽培面積 350 m²
	③果樹栽培面積 10 a
	④露地花き栽培面積 10 a ⑤施設花き栽培面積 250 ㎡
	⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭
	⑦肥育牛飼養頭数 1 頭⑧豚飼養頭数 15 頭
	⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽
	⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽 ⑪その他調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模
	(3) 農作業の受託の事業
農業就業人口	農林水産省の統計調査における区分で、自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業が多い者。
農業従事者	15 歳以上の世帯員で年間 1 日以上自営農業に従事した者。
農業集落排水	農業用用排水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に役立てるため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、おでいを処理する施設。
農業で夢再発見研修	県が行う就農支援研修の1つ。講義や実習により栽培技術の習得、就農準備に必要な 知識等を農業大学校で学ぶ、4ヶ月間の集中的な研修。
農業法人	農業を営む法人の総称。法人形態により、農事組合法人と会社法人に大別される。
農業やる気発掘夜間ゼミ	県が行う就農支援研修の1つ。他産業に従事しながらでも農業の基礎的知識を学べる 座学中心の夜間講座。
農業用排水機場	大雨による農地や農業用施設などへの水害を防止するため、ポンプを運転して雨水を 川や海に排水するための施設。
農商工連携	地域の特色ある農産物や景観など農業・農村にある資源を活用するため、農業者と商工業者の方々がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むもの。
農振農用地	県が指定した「農業振興地域」について、市町村が「農業振興地域整備計画」を策定し、その中で、今後おおむね 10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべき優良農地を農用地等として指定する農用地利用計画を定めている。ここで指定された農用地等を「農振農用地」という。
農地・水・環境保全向上対策	農地や農業用水路等の資源の適切な維持管理と農村環境の保全を図るため、地域住民など非農家も含めた活動組織により、地域ぐるみで農地や水を守る共同活動を支援する制度。
農地イキイキ再生週間	企業、地域、農業関係団体及び行政機関等が耕作放棄地解消に一斉に取り組む活動。 名称は一般公募した中から選定された。
農地転用(農地転用許可制度)	農地を農地以外のものにする行為。優良農地の確保と計画的土地利用の推進を図るため、農地を農地以外のものとする場合又は農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定・移転を行う場合には、農地法上原則として都道府県知事の許可(4haを超える場合(地域整備法に基づく場合を除く。)は大臣許可(地方農政局長等))が必要(都道府県においては、農地転用許可事務等を市町村に移譲している場合がある)になる。ただし、国、都道府県が転用する場合(学校、庁舎等を除く。)等は許可不要となっている。なお、市街化区域内農地の転用については、農業委員会への届出制となっている。

用語	解 説
農地利用集積円滑化団体	農地の効率的利用に向け、その集積を図るため、農地所有者の委任を受けて、所有者を代理して農地の売渡し、貸付け等を行う組織。農業経営基盤強化促進法に基づき、 市町村段階で設置される。
農の雇用事業	農業法人等が新規就業者を雇用し研修を実施する場合に、研修費用の一部を農業法人 等に助成する事業。
農林漁業体験者数	県で登録する農林漁業体験施設を利用し、農林業や自然体験を実施する人数。
農林漁業体験民宿	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(農山漁村余暇法)第 2条5項が規定する「施設を設けて人を宿泊させ、農山漁村滞在型余暇活動に必要な 役務を提供する」宿のこと。

(は行)

[8 1]	
用語	解 説
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。バイオマスは、地球に 降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合 成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーが ある限り持続的に再生可能な資源である。
パブリックコメント	行政機関が命令等(政令、省令など)を制定するに当たって、事前にその案を示し、 広く国民から意見や情報を募集するもの。県では本基本計画を策定するにあたり、平 成22年11月30日から平成23年1月4日まで実施。
半農半X	暮らしの中に「農」を取り入れた生き方、暮らし方のこと。
販売農家	経営耕地面積 30a 以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家のこと。
肥育素牛	生後6ヶ月から12ヶ月までの、肥育牛のもとになる牛のこと。
ビオトープ	様々な野生の生きものたちが暮らせる場所のこと。池や沼、雑木林など、いろいろなタイプがある。
飛騨・美濃じまん観光誘客プロジェクト	飛騨高山、白川郷、下呂温泉など既存の観光資源に加えて、「岐阜の宝もの」をはじめとする新たな観光資源の魅力を国内外に発信し、本県への誘客を進めるプロジェクト。
飛騨・美濃伝統野菜	岐阜県内で古くから栽培されている特色ある野菜・果樹等のうち、一定の要件を満たす品目・品種を岐阜県が「飛騨・美濃伝統野菜」として認証するもの。 〈対象農産物〉 岐阜県内で生産されている野菜・果樹等 〈認証要件〉 ①本県で主に栽培されていること、②本県の気候風土により特性がみられること、③古く(昭和 20 年以前)から栽培され、地域に定着していること
飛騨美濃特産名人	飛騨美濃特産名人認定制度(卓越した技術、見識を有し、地域の農業振興に多大な貢献をされた方々を知事が名人として認定している制度)において認定された方のこと。
飛騨牛(ひだぎゅう)	岐阜県内で14ヶ月以上肥育された黒毛和種のうち、(社)日本食肉格付協会が実施する枝肉格付で肉質等級が5・4・3等級のもので、かつ飛騨牛銘柄推進協議会が認定したもの。
飛騨美濃ふれっしゅ直行便	岐阜県内の朝市、農産物直売所、JA、農産加工グループ、道の駅、地域の加工食品業者などの方々が自ら地域の農産物や農産加工品の販売・PRを行う岐阜県が主催するイベント。
ファンド事業(農商工連携ファンド)	農商工連携ファンドを活用した事業。 農商工連携ファンドは、中小企業者と農林漁業者の連携(農林水産業と商業・工業等の産業間の連携)を強化し、互いの経営資源の活用による創意工夫を凝らした新商品・新役務の開発等を支援することにより地域経済の活性化につなげるためのファンド。

用語解彰

用語	解 説		
フードマイレージ	食料の輸送距離のことで、生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少ないであろうという仮説を前提として考え出されたもの。具体的には、輸入相手国からの輸入量と距離(国内輸送を含まず)を乗じたもので、この値が大きいほど地球環境への負荷が大きいという考えとなる。		
副業的農家	1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいない農家(主業農家及び 準主業農家以外の農家)。		
ふるさとのじまん農産物	ふるさとのじまん農産物づくり推進事業において、農業普及指導員が生産から加工、 流通、販売までを総合的にコーディネートし育てた新たな品目のこと。平成 20 年度 から平成 22 年度の事業で 17 品目が対象となった。		
ふるさと水と土指導員	土地改良施設や農地の機能強化・保全活動を通じた地域住民活動の活性化に関して、 助言・指導を行う地域住民活動のリーダー。ぎふ農業農村整備委員会が委嘱。		
平坦地域	農林統計に用いる地域区分の都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域の4区分のうち、都市的地域と平地農業地域をあわせた地域をいう。都市的地域とは、可住地に占めるDID(人口集中地区)面積が5%以上で人口密度500人以上またはDID人口2万人以上の市町村、または可住地に占める宅地等率が60%以上で人口密度500人以上の市町村(ただし、林野率80%以上のものは除く。)をいう。平地農業地域とは、耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市町村(ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く。)、または耕地率20%以上かつ林野率50%以上で傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の市町村をいう。※本基本計画では平成18年4月1日現在の統計区分を使用した。		

ま行

用語	解 説
モンキードッグ	ニホンザルによる農作物の被害を防ぐための、サルを追い払う訓練を受けた犬のこと。

や 行

用語	解 説
幼児食農教育プログラム	一連の農産物栽培過程における農作業やその収穫物を利用した料理、その料理を食べる体験を中心に、「食」とそれを支える「農」について、五感を使って学ぶ幼児期を対象にした食農教育のプログラムのことで、平成 18 年度に岐阜県が独自に作成したもの。

5 行

用語	解 説
冷水病	フラボバクテリウム・サイクロフィラム(Flavobacterium psychrophilum)という細菌による感染を原因とする疾病であり、アユやマスで発生し死亡に至る例もある。 体表の穴あき症状等を特徴とし、養殖場や天然河川で発生する。
6次産業化	農業者が、農畜産物等の生産(第1次産業)だけでなく、食品加工(第2次産業)、流通・販売(第3次産業)にも取り組み、生み出された付加価値を農業者自身が得ることにより農業を活性化させる取組。農業者が商工業者と連携して加工・販売に取り組む農商工連携や農村の地域資源を活用したグリーン・ツーリズム等新たな産業の創出も6次産業化に含まれる。

3 策定経過

年 月 日	取組経過
平成22年 1 月20日	◇岐阜県農政審議会 ・新たなビジョン策定に係る諮問 ・ビジョン策定部会設置の承認
2月24日	◆第1回ビジョン策定部会
4月22日	◆第2回ビジョン策定部会
7月2日	◆第3回ビジョン策定部会
7月12日	◆第4回ビジョン策定部会
8月19日	◆第5回ビジョン策定部会
9月10日	◇岐阜県農政審議会・骨子(案)審議
9月24日	◎岐阜県議会へ骨子(案)説明
10月12日	◎岐阜県議会農林委員会において骨子(案)説明
10月28日	◆第6回ビジョン策定部会
11月30日~平成23年1月4日	●パブリックコメントの実施
12月13日	◎岐阜県議会農林委員会において策定経過等説明
平成23年1月6日	◆第7回ビジョン策定部会
1 月27日	◇岐阜県農政審議会 ・答申(案)審議
2月8日	◇岐阜県農政審議会からの答申
2月23日	◎岐阜県議会へ議案提出、説明
3月17日	◎岐阜県議会での議決
3月17日	ぎふ農業・農村基本計画の策定

4 岐阜県農政審議会名簿

○ 岐阜県農政審議会

50 音順

/ !	一般大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大					
	氏	名	職名	備考		
	秋栃	巳生子	岐阜県女性農業経営アドバイザーいきいきネットワーク会長			
	今 井	健	岐阜大学応用生物科学部教授	会長		
	今 井	良博	岐阜県農業会議会長			
	大 池	裕	全国農業協同組合連合会岐阜県本部運営委員会会長			
	太田	嘉 俊	岐阜県漁業協同組合連合会会長			
	岡﨑	和夫	岐阜県町村会副会長(池田町長)			
	岡田	忠 敏	岐阜県農業協同組合中央会会長			
	小川	宣 子	中部大学応用生物学部教授	会長職務代理者		
	神谷	眞弓子	東海学院大学短期大学部学長			
	河 合	智 子	生活協同組合コープぎふ組合員理事			
	桑田	宜 典	岐阜県農業共済組合連合会会長			
	杉山	ミサ子	アグリ・エンジョイネット岐阜会長			
	竹 中	昌 子	岐阜県地域女性団体協議会会長			
	早 川	捷 也	社団法人岐阜県畜産協会会長			
	平 岩	正 光	岐阜県議会農林委員会委員長			
	福田	誠	岐阜県指導農業士連絡協議会会長			
	森	大 祐	岐阜県青年農業士連絡協議会会長			
	森本	節子	岐阜県JA女性連絡協議会会長			
	渡 辺	直由	岐阜県市長会 (美濃加茂市長)			
	渡 辺	信行	岐阜県土地改良事業団体連合会会長			

(平成 23 年 3 月)

○ 岐阜県農政審議会ビジョン策定部会

50 音順

以十六及以田明五			
氏	名	職 名	備考
今 井	健	岐阜大学応用生物科学部教授	オブザーバー
宇佐美	勝史	岐阜県青年農業士連絡協議会元会長	
河 合	智 子	生活協同組合コープぎふ組合員理事	
桑田	博 之	全国農業協同組合連合会岐阜県本部本部長	
白木	裕子	岐阜県女性農業経営アドバイザーいきいきネットワーク元会長	
前澤	重 禮	岐阜大学応用生物科学部教授	部会長
松本	康夫	岐阜大学応用生物科学部教授	
三島	真	岐阜県グリーン・ツーリズムインストラクター協議会会長 郡上・田舎の学校代表	

(平成 23 年 2 月)

5 新ビジョン策定検討会議名簿

○ 新ビジョン策定検討会議

	職名	氏	名
統 括 者	農政課長	野 田	泰弘
統括者代理	農政課技術総括監	桂 川	直人
	農業振興課長	梅 村	安 範
	検査監督課長	土 井	信之
	農業技術課長	浅 野	一 雄
	農産園芸課長	木曽	正 博
	畜産課長	酒井田	隆朗
構成員	水産課長	浅 野	篤 志
	農地計画課長	伊 藤	勝敏
	農地整備課長	後 藤	利 行
	岐阜県農業会議事務局次長	三浦	光 男
	岐阜県農業協同組合中央会農政部長	古田	博 己
	岐阜県土地改良事業団体連合会業務部長	澤井	三 男

(平成 23 年 3 月)

○ 新ビジョン策定検討会議 ワーキンググループ

	脚 夕	丘	Þ
	<u></u> 名	氏	名
班長	農政課技術総括監	桂川	直人
副班長	農政課課長補佐	早 崎	辰 仁
	農政課技術課長補佐	土屋	智 裕
	農業振興課技術課長補佐	雨宮	功 治
	検査監督課課長補佐	松崎	茂 吉
	農業技術課技術課長補佐	倉 地	良 実
班 員	農産園芸課技術課長補佐	小川	靖 史
	畜産課技術課長補佐	森	敦
	水産課技術課長補佐	可児	忠 衛
	農地計画課技術課長補佐	深谷	勝之
	農地整備課技術課長補佐	奥 村	東三

(平成 23 年 3 月)

諮 問

農政第740号 平成22年1月20日

岐阜県農政審議会長 様

岐阜県知事 古田 肇

新たな「農業・農村振興ビジョン」の策定について(諮問)

新たな農業・農村振興ビジョンの策定について、岐阜県農政審議会設置条例第二条第 1 項第 六号に基づき諮問します。

答 申

農政審第9号

平成23年2月8日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県農政審議会

会 長 今 井 健

ぎふ農業・農村基本計画について (答申)

平成22年1月20日付け農政第740号で諮問のありました標記について答申します。

当審議会は、諮問を受けて以来、策定部会を設置し、全7回にわたり鋭意調査審議を進めるとともに、関係団体との意見交換やパブリックコメントを実施するなど県民から幅広く意見を伺い、審議を重ね「ぎふ農業・農村基本計画(案)」として答申をとりまとめました。

知事におかれましては、この答申に基づき、速やかに「ぎふ農業・農村基本計画」を定め、 重点プロジェクトをはじめとする各施策を着実に推進されますことを期待します。

